



基本構想の体系

■時代の潮流

- (1)人口減少社会・少子高齢化
- (2)生命(いのち)の尊重と安全・安心志向
- (3)様々な環境への配慮
- (4)地方分権と地方創生
- (5)ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の推進
- (6)高度情報化社会

■第5次長期総合計画等の振り返り(残された課題)

生活環境・住民自治	①コミュニティの活性化 ②消防、地域防災の強化 ③環境政策の方向性の見直し ④行政情報の発信強化 ⑤住民参加(施策)の強化 ⑥移住定住施策の推進 ⑦空き家対策の推進
健康福祉	①医療連携による地域医療の確立 ②総合的な子育て支援の推進 ③高齢者、障がい者が地域で生活できる支援 ④老人福祉施設等の拡充 ⑤放課後児童の居場所づくりの充実 ⑥年代に応じた健康施策の展開 ⑦地域包括ケアシステムの推進
都市づくり・街づくり	①既存道路の拡幅改良の強化(安全対策) ②都市計画マスタープラン策定 ③町営住宅の老朽化対応 ④花いちめん運動に代わる景観形成の検討 ⑤ウォーキングロード等の広域連携 ⑥住宅政策による定住支援
産業・観光振興	①農業の後継者不足、耕作放棄地や有害鳥獣などの対策 ②市街地商店街の活性化 ③地場産品のブランド化 ④桜樹の保護強化、新しい桜並木等の形成検討 ⑤新しい働き方への取り組み支援 ⑥起業及び創業者への支援体制づくり ⑦就農者増、特産化の支援 ⑧通年観光の体制整備、情報発信の強化(シティプロモーション含む)
学校教育・生涯学習	①学校施設、社会教育施設等の老朽化対策、管理運営に関する改革 ②生涯学習、スポーツ推進施策の拡充 ③生きる力教育の実践 ④高齢者による地域の担い手づくり、生きがいづくり
役場組織・行政運営	①継続的な行財政改革の実施、評価制度の見直し ②役場業務の更なる情報化

■まちづくりの大切な視点(大河原町の現状と課題)

1 まちづくりの大切な視点(政策分野共通)

- I 人口減少の抑制と超高齢社会への対応
- II 町のブランド化とシティプロモーション
- III 町の象徴・一目千本桜の保護と活用
- IV まちの強みと資源を活かす広域連携と官民連携

2 まちづくりの大切な視点(政策分野別)

1. 防災・減災の充実と生活の安全確保
2. 地域コミュニティの維持・再生と新たな自治のしくみづくり
3. 地域医療体制の充実と健康づくりの普及
4. 住み慣れた地域で暮らせる総合的福祉の展開
5. 安心して産み育てられる子育て環境づくり
6. 将来を見据えた都市機能と公共施設の維持・整備
7. 地域産業の活性化と働く場づくり、起業・創業支援
8. 次世代につなぐ学校教育と多様な学びと生きがいづくり

3 行政経営の大切な視点

- (1)経営感覚あふれる行財政改革の推進

まちの将来像

ひと・まち・桜が咲きほころ 先進のまち

キャッチフレーズ

おおらかに、たくましく未来へ続く おおがわら

■一目千本桜プロジェクト

①おおらかでたくましいひとづくりプロジェクト

先人のおおらかな先進の志に学びながら、たくましくまちを未来へつなげるために、さまざまなまちの主役(ひと)づくりを目指します。

②安全・安心のまちづくりプロジェクト

災害時はもとより、日々の基本的な安全確保と生命(いのち)を守る取り組みが、暮らしの安心の実感とまちの魅力に結びつくことを目指します。

③まち全体のブランド化プロジェクト

まちの様々な資源を磨き、信頼・誇り・情報発信の向上に結び付け、総合的なまちのブランド化により、誰からも「選ばれるまち」を目指します。

■3つのまちづくりコンセプト

①住民自治・住民主権 「認めあい・支えあい・活かしあう」の継承

住民が主役のまちづくり
まちを担うひとづくり

②生命(いのち)と安全を守る 生命(いのち)と安全・安心がまちづくりの基本

安全・安心が実感できるまちづくり

③町を未来へとつなぐ 大河原町らしい「人口減少への挑戦」

ブランド化による
選ばれるまちづくり

■土地利用の基本方針

- ・災害に強い町土づくりの推進
- ・低・未利用地等の有効利用と良好な住環境整備の推進
- ・地域産業振興のための適正な土地利用の推進
- ・環境と景観に配慮した土地利用の推進
- ・広域拠点機能を担う土地利用の推進

■人口目標

2029年度(〇〇11年度)

将来人口23,000人(H29現状23,669人)

■まちづくりの基本方針

生活環境・住民自治	みんながまちの主役、ほっとして安全な暮らしができるまち	①住民主体の地域活動が活発なまち ②美しい環境で誰もが快適に暮らせるまち ③子どもからお年寄りまで安全安心に暮らせるまち ④住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強いまち ⑤情報を共有し住民が主役の開かれたまち ⑥広域な視点で時代を展望できるまち
子育て・健康福祉	地域ですくすくと育ち、あったかな生き方がかなうまち	①地域ぐるみで健康づくりに取り組み、いつまでも元気に暮らせるまち ②充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち ③子育てを家庭を支え、子どもの未来をつくるまち ④すくすくと育つ、きめ細やかな保育のまち(桜保育所) ⑤児童の健全育成と地域の子育て支援が充実したまち(児童センターほか) ⑥高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち ⑦障がい者と健常者が、相互に尊重し、支えあうまち ⑧誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち
都市計画・街づくり	中心・安心・先進で、ぎゅぎゅっと便利がつまったまち	①暮らしと未来に調和した都市計画を進めるまち ②公園や広場にみんなが集まり、交流が生まれるまち ③安全で便利な道路・橋梁を備えるまち ④都市施設と美しいまちなみが共存するまち ⑤どんな時でも安全でおいしい水が飲めるまち ⑥衛生的で安全に暮らせる下水道・雨水排水のあるまち ⑦公営住宅管理と独自の定住支援に取り組むまち
産業・観光	ブランド化とプロモーションで、誰もがはつらつと働けるまち	①故郷と食をつなげる活力ある農業のまち ②にぎわいを生み出す商工業の振興と起業・創業支援のまち ③地域資源を活かし、ブランドが開花するまち
学校教育・生涯学習	志(こころざし)たくましく、おおらかに学び続けられるまち	①「笑顔・元気・学び」を育む教育環境をつくるまち ②児童・生徒の「笑顔・元気・学び」を育む学校があるまち【小中学校】 ③安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食があるまち ④共に活きる力を育む生涯学習環境をつくるまち ⑤地域の人たちが主体的に学びつづける環境があるまち ⑥住民が学び続ける図書館があるまち ⑦身近な芸術と歴史に親しみ、新たな文化を創造するまち ⑧ライフステージに応じたスポーツを生涯楽しめるまち
行政組織・経営	まちを未来へとつなぐ、きりっと丁寧な仕事をする役場があるまち	①来庁者に優しく、便利なサービス窓口があるまち ②健全で将来を見据えた経営感覚にあふれるまち ③時代の変化に対応できる役場組織を目指すまち ④時代の変化に対応できる改革を進めるまち

- 1 基本構想
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- II 基本計画
- 基本構想の体系
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- III 資料編
- 1
- 2

第1章 生活環境・住民自治

みんながまちの主役、ほっとして安全な暮らしができるまち

第1項 (1)コミュニティに関する基本計画 ＜政策＞ 住民主体の地域活動が活発なまち

★政策の基本方針

行政区運営を支援し、地域の自治とコミュニティの振興を図ります。集会所及び生活センターの適切な維持管理を行いながら、運営体制を検討し、地域活動や地域防災の拠点として活用を推進します。

★関連計画や法律・条例等

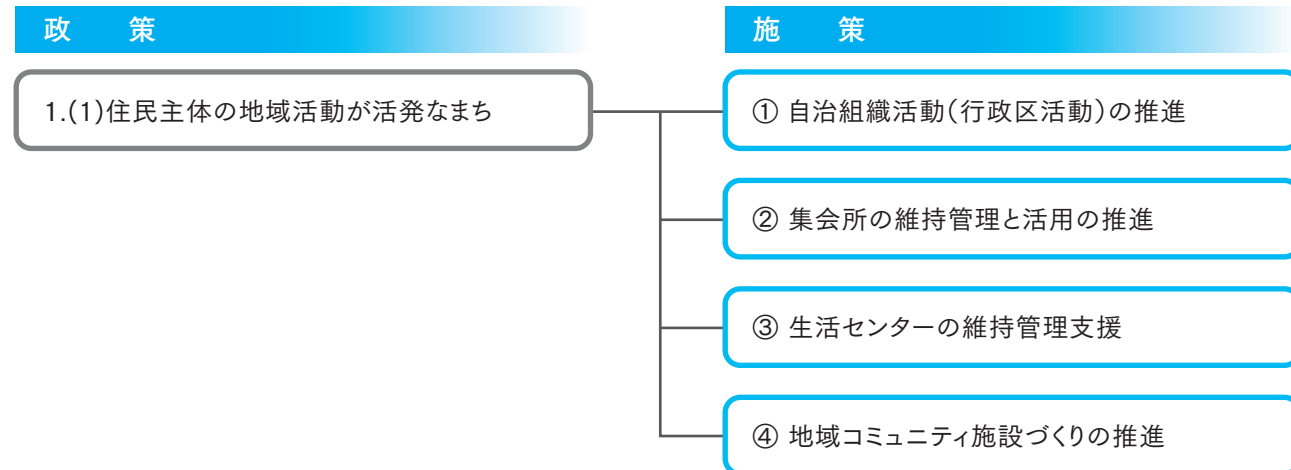
- 大河原町集会所設置及び管理に関する条例
- 大河原町集会所管理に関する規則
- 大河原町区長等に関する規則
- 大河原町共同のまちづくり事業交付金交付要綱

★現状と課題

- 町内43行政区は区長等が中心となり自治会活動等を行っています。高齢化等による役員不足や自主防災組織が設置されていない行政区等が課題となっています。
- アパート等の急増により、地域コミュニティの形成に苦慮している地区が発生しています。
- 高齢化等により区長や役員の担い手不足が懸念されるなか、行政区の見直し(分割、統合)の意見も出ています。

- 集会所については、地域の拠点として集約を検討していましたが、東日本大震災以降、地区の避難場所や防災拠点としての役割が見直され、地区単位の集会所の存続を望む声が多くなっています。
- 集会所の維持、補修等運営面での町の負担が増加しており、地区による管理や経費負担等の検討が必要です。
- 生活センターは、地区の財産であり、地区の維持管理が原則ですが、老朽化に伴う補修等の助成を行っています。また、町への移管要望(集会所化)もあります。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 自治組織活動(行政区活動)の推進

- 行政区に協働のまちづくり事業交付金等の支援を行い、それぞれの行政区が地域の身近な課題解決に取り組めるように支援します。
- 行政区の人口、面積、居住形態等を把握し、必要に応じ行政区の見直し(分割、統合)について、慎重に検討を進めます。

主な事務事業

- ・行政区運営事業(行政区長等)
- ・協働のまちづくり事業交付金事業
- ・行政区の変更・自治組織活動活性化事業

② 集会所の維持管理と活用の推進

- 地域活動の拠点として施設の維持管理に努め、使用頻度と老朽化を考慮した計画的な集会所の補修を行います。
- 公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の統廃合も含めた改修・整備方針を検討します。
- 地区による自主的な管理・運営などの検討を進めます。

主な事務事業

- ・集会所維持管理事業

③ 生活センターの維持管理支援

- 所有する地区と協議しながら、維持・管理、大規模修繕等について支援します。

主な事務事業

- ・生活センター維持管理補助事業

④ 地域コミュニティ施設づくりの推進

- 集会所の大規模改修や整備については、公共施設等総合管理計画を基本としながら、人口動態や利用状況を踏まえ、計画的に取り組めます。

主な事務事業

- ・集会所の大規模改修及び整備事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	集会所の利用人数	48,171人	48,500人
2	「コミュニティの活性化」に対する満足度(5点満点中)	3.4点	3.5点



各集会所で行われている「健康教室」は気軽な集いの場としても機能

- I 基本情報
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- II 基本計画
- 基本理念の体系
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- III 資料編
- 1
- 2

第2項
＜政策＞

(1)環境に関する基本計画

美しい環境で誰もが快適に暮らせるまち

★政策の基本方針

環境基本計画に基づき、町・住民・事業所などが一体となり、快適で住みよい町を目指します。また、ごみの減量化、省エネなど、地球環境の保全に対する身近な取り組みを推進します。

★関連計画や法律・条例等

- 大河原町環境基本条例
- 大河原町環境基本計画
(美しいまちづくりプラン：2011～2020)

★現状と課題

- 平成28年度の可燃ごみ総排出量は4,330tと年々減少しています。町内5か所に設置したリサイクルステーション回収状況は55,740.9kgと年々増加しています。
- 町内一斉清掃の実施や3R(リデュース、リユース、リサイクル)*事業の推進を行なっています。平成27年度からは衣類回収のほか小型家電回収事業も実施し、平成28年度は衣類・小型家電9,140kgを回収しました。
- 次世代型住宅(スマートハウス)*補助制度により、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー機器の導入を促進し、地域からの地球温暖化防止に寄与してきました。

- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、町の公共施設の二酸化炭素排出量の削減に率先して取り組み、事業所や各家庭での二酸化炭素排出量の削減の推進が必要となっています。
- 人口減少、高齢化により空き家が増加しています。空き家が問題化する前の対策が必要となっています。
- 町営墓地は原前霊園と頼母山霊園の2か所あります。原前霊園は、大正時代からの墓地で、通路等の老朽化が進み、毎年修繕を行っています。
- 除染実施計画に基づく除染作業は、平成29年4月に環境省へ除染措置完了の報告を行いました。



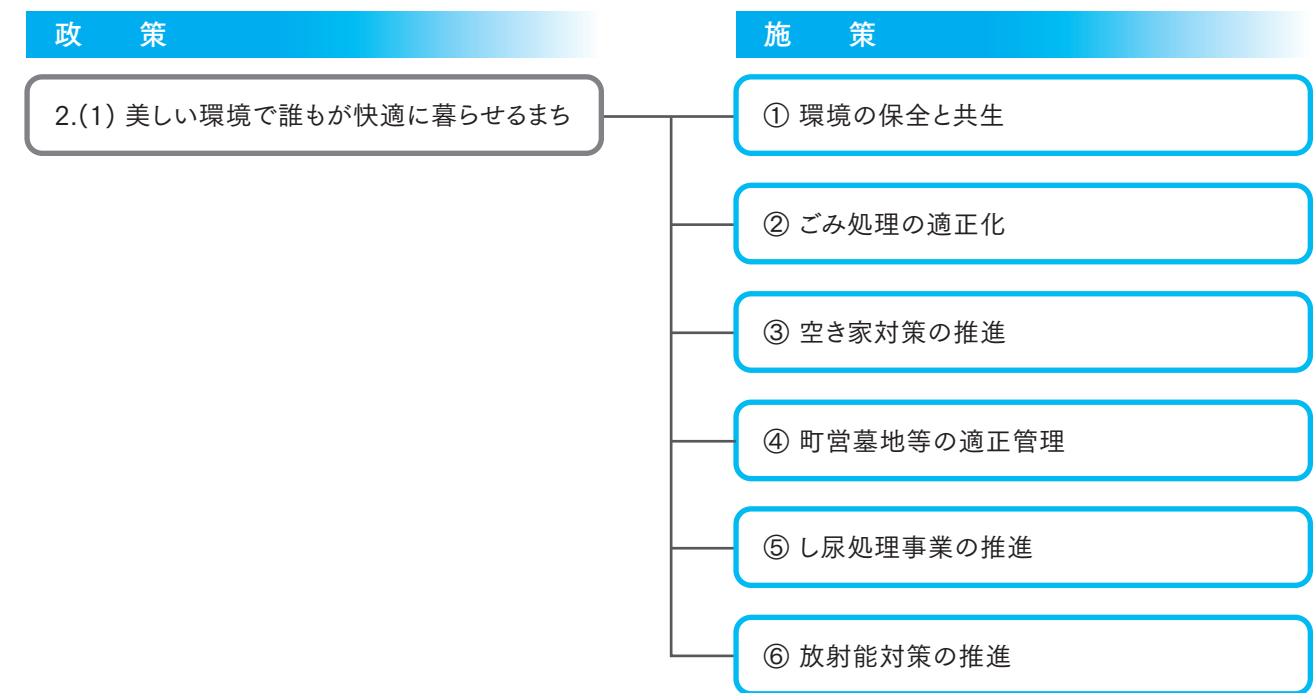
一目千本桜を訪れる観光客への“おもてなし”—ボランティアによる河川清掃



町内各所に設けられた“リサイクルステーション”

*3R(リデュース、リユース、リサイクル):リデュース(減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再資源化)3つの語の頭文字をとった言葉、環境配慮に関するキーワードである
*次世代型住宅(スマートハウス):エネルギーの自給自足を旨とする住宅

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 環境の保全と共生

- 騒音・悪臭等の公害や雑草・ペットなどの苦情に対し、迅速な調査・指導や啓発を行います。農業用排水路の水質検査を実施します。
- 太陽光などの再生可能エネルギーの普及や、省エネルギーに対する身近な取り組みを推進し、環境に優しく、災害に強いまちづくりを図ります。
- 次世代型住宅の普及を図るため、各家庭での省エネルギーや再生可能エネルギーの取り組みを支援します。
- さまざまな環境保全に関する啓発活動や教育を推進し、家庭や地域からの地球温暖化対策に寄与します。

主な事務事業

- ・環境保全対策事業
- ・合併処理浄化槽設置補助事業
- ・ペット対策事業
- ・環境政策推進事業(次世代型住宅補助制度等)

② ごみ処理の適正化

- ごみの分別やリサイクルの徹底を呼びかけ、さらなるごみの減量化を推進します。
- 町内5か所のリサイクルステーションの活用により、リサイクル率の向上を図ります。
- 仙南クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却のほか、各種廃棄物処理・処分事業を広域事業として取り組み、効率的な環境美化を図ります。(仙南地域広域行政事務組合事業への負担金)

主な事務事業

- ・ごみ収集運搬委託事業
- ・不燃物処理事業等(一般管理)
- ・仙南広域負担金
(仙南最終処分場、動物焼却施設、仙南リサイクルセンター、仙南クリーンセンター)

目次

1 基本編

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本編の構成

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

③ 空き家対策の推進

- 空き家に対する相談や対策事業に総合的に取り組み、防犯、景観等の生活環境の保全を図ります。
- 特定空き家については、行政関与についての研究を深め、適切な対応を図ります。
- 利活用が可能な空き家等については、不動産業者等と連携し、その有効活用を促進します。

主な事務事業

- ・空き家対策事業
- ・空き家バンク整備事業

④ 町営墓地等の適正管理

- 町営墓地の維持管理に努め、環境整備を図ります。
- 仙南地域広域行政事務組合が行っている「柴田斎苑建替事業(平成31年4月供用開始予定)」について負担します。

主な事務事業

- ・町営墓地維持管理事業
- ・仙南広域負担金(柴田斎苑)

⑤ し尿処理事業の推進

- 公共下水道処理区域外での合併処理浄化槽への切り替えと公共下水道処理区域での未供用世帯に下水道への接続を推進し、衛生環境の保全と農業用水及び白石川へ排出される水質の改善に努めます。

主な事務事業

- ・し尿汲取り委託事業
- ・仙南広域負担金(柴田・角田衛生センター)

⑥ 放射能対策の推進

- 除染実施計画に基づく除染箇所や公園、学校等の空間線量を測定し、適切な情報提供により町民の不安解消を図ります。また、除去された土壌の安全な管理、処分を行います。
- 仙南地域広域行政事務組合で実施するごみの焼却事業に伴う、放射能についても、同組合との協議・連絡体制を密にしながら、適切な情報提供により町民の不安解消に努めます。

主な事務事業

- ・放射能対策事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「環境美化の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	3.6点
2	町民1人一日当たりのごみ排出量(kg)	0.89kg	0.85kg
3	リサイクル率(資源ごみ/総排出量)	13.3%	15.0%
4	町内一斉清掃への参加人数(延べ人数)	8,994人	9,000人
5	空き家の数	236件(H28調査)	維持
6	「空き家対策の推進」に対する満足度	2.3点	3.0点

第3項 ＜政策＞

(1)地域の安全に関する基本計画

子どもからお年寄りまで安全安心に暮らせるまち

★政策の基本方針

交通安全指導隊などの関係機関と連携し、交通安全の啓発や設備の充実を図ります。また、防犯では、地域の見守り体制を充実させ、安全で安心なまちを目指します。

★関連計画や法律・条例等

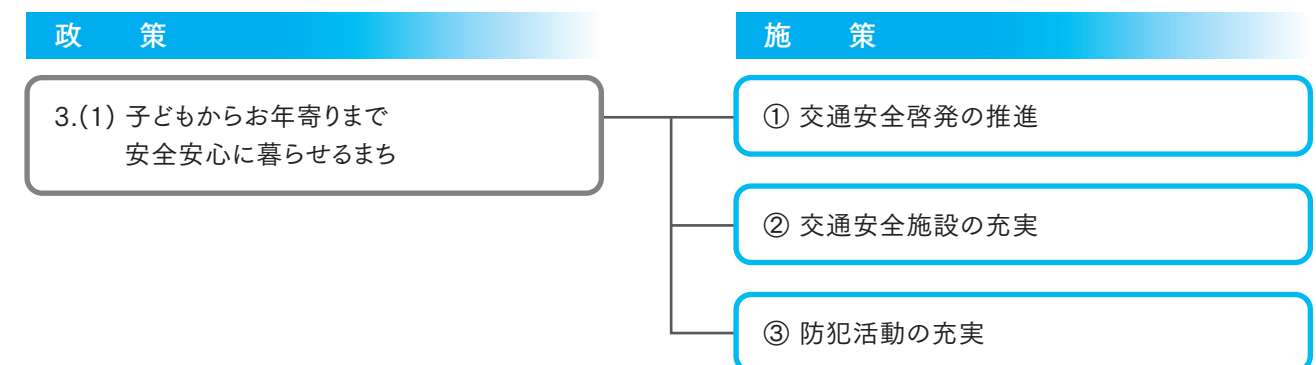
- 大河原町交通安全条例
- 大河原町安全で安心なまちづくり条例
- 大河原町交通安全指導員条例
- 大河原町防犯指導員条例
- 大河原町運転免許自主返納支援事業実施要綱

★現状と課題

- 平成30年7月に交通死亡事故ゼロ3年500日間を達成しました。しかし、交通事故のなかでも高齢者や自転車事故の割合が依然として高い状況です。
- 交通安全指導隊などの関係機関と連携しながら交通事故防止活動を行っています。
- 道路標識や、信号などの交通安全施設は、町民、行政区等からの危険個所の情報を把握し、整備を進めています。
- 高齢者の免許返納者に対し、デマンド型乗合タクシー回数券等を配布し、高齢者の交通事故の未然防止を図っています。

- 街路灯のLED*化については、計画的に交換作業を順次進めています。
- 近年、不審者情報が多くなっており、防犯メールによる情報提供等を、警察や防犯協会と連携して行っています。
- 「ながら見守りパトロール」*を実施し、小中学生の登下校時の安全確保を図っています。

★政策・施策の展開



*LED(Light Emitting Diode):一方向に電圧を加えたときに発光する半導体の素子のこと。初期導入にコストはかかるが白熱電球と比べ寿命が長く、長期間の使用で確実にペイできる
*ながら見守りパトロール:買い物や散歩、仕事をしながら等、何かをしながら地域の状況に気を配る活動

★施策の方向性と主な事務事業

① 交通安全啓発の推進

- 交通死亡事故ゼロの継続と交通事故抑止を目指し、大河原警察署、町交通安全指導隊などの関係機関等との連携を図ります。特に高齢者と子どもの事故を中心に、効果の高い交通事故対策を実施します。
- 高齢者の免許返納者に対し、デマンド型乗合タクシー回数券またはタクシーチケットを配布し、高齢者の交通事故の未然防止を図ります。

主な事務事業

- ・交通安全街路灯管理事業
- ・交通安全啓発事業
- ・交通安全指導隊事業

② 交通安全施設の充実

- 道路標識や信号などの交通安全施設については、「大河原町通学路等安全対策推進会議」などの関係機関との会議により検討し、警察への要望を行います。
- 町民や行政区からの要望について、関係機関と協議し、街路灯の新設やLED化を図ります。

主な事務事業

- ・交通安全施設維持管理事業
- ・街路灯設置事業
- ・街路灯LED化事業
- ・区画線等表示事業
- ・歩道舗装打換事業
- ・道路防護柵設置事業

③ 防犯活動の充実

- 各地域における防犯活動を行う地区防犯協会(西部・東部・中央・丑越・金ヶ瀬)や町防犯指導隊による啓発・広報、巡回等の活動により犯罪を抑止し、町民の防犯意識の向上を図ります。
- 新入学児童に防犯ブザーを貸与し、不審者等から守ります。
- ながら見守りパトロールなど、誰でも気軽にできる活動を積み重ねることで、子どもたちの犯罪被害の未然防止を図ります。
- 防犯カメラの設置については、プライバシー問題への配慮を十分に行いつつ検討します。

主な事務事業

- ・防犯指導員事業
- ・防犯活動推進事業
- ・防犯啓発事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「交通安全・防犯対策の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	3.3点
2	町内交通事故の発生件数	96件	90件
3	刑法犯認知件数	140件	126件
4	街路灯(防犯灯)LED化率	29%	100%

第4項 (1)消防・防災に関する基本計画
＜政策＞ 住民と行政が力を合わせてつくる、災害に強いまち

★政策の基本方針

地域の自主防災組織の強化や防災訓練などにより、住民の防災意識の高揚を図ります。
消防団員の確保や防災施設を充実し、災害に強い町をつくります。

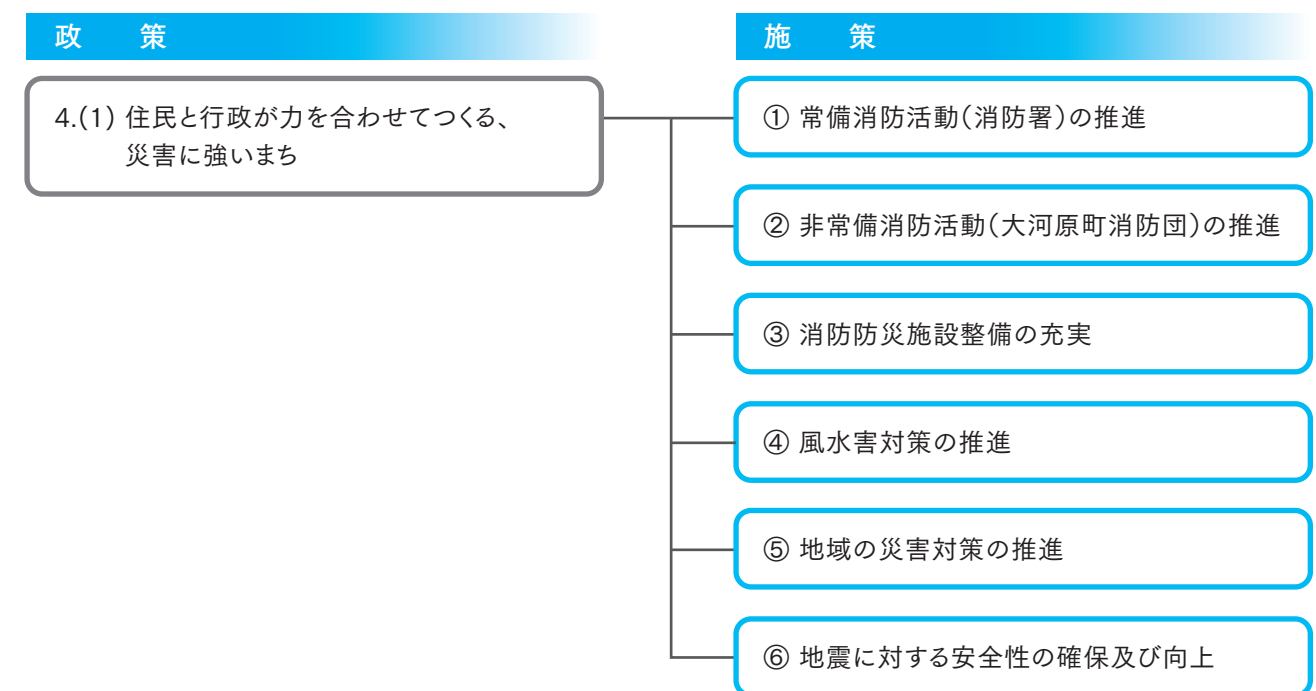
★関連計画や法律・条例等

- 災害対策基本法
- 消防組織法
- 大河原町消防団設置等に関する条例
- 大河原町地域防災計画

★現状と課題

- 火災発生状況は、防火思想の啓発や普及により、出火率(人口1万人に対する火災発生件数)は2.1件と仙南2市7町の平均5.5件より少ない状況となっています。(平成28年実績)
- 大河原消防署などの常備消防は、職員の増員及び消防車両の更新を行い、消防力と広域的な防災体制が強化されています。
- 町消防団(非常備消防)では、消防団員の確保に努めていますが、入団者より退団者が多いという状況が続いています。地域の安全を確保するうえで団員の確保が非常に重要になっています。
- 消防車両及び水利については、基準を満たしています。消防車両及び消防ポンプは、計画的に更新しています。
- 災害発生時には、避難勧告等の発令や指定避難所の開設を適切なタイミングで行い住民の安全確保を図っています。
- 自主防災組織は43行政区中40行政区で組織されており、防災意識の向上や災害時の助け合いに向けて、助成や活動支援を行っています。毎年の総合防災訓練では、自主防災組織参加のもと実施しています。
- 高齢者世帯や障がい者などの、要配慮者等への避難計画の策定が必要になっています。
- 住宅の耐震診断、改修工事及び危険ブロック塀の除去について支援していますが、実施件数は減少しています。

★政策・施策の展開



1	基本理念
2	1
3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
II	基本計画
1	基本理念の体系
第1章	第1章
第2章	第2章
第3章	第3章
第4章	第4章
第5章	第5章
第6章	第6章
III	資料編
1	1
2	2

★施策の方向性と主な事務事業

① 常備消防活動(消防署)の推進

○常備消防(仙南地域広域行政事務組合、大河原消防署)に関する費用負担を行いながら連携を強め、消防力と広域的な防災体制を強化します。

主な事務事業

- ・仙南広域負担金(消防費)

② 非常備消防活動(大河原町消防団)の推進

○春秋の火災予防運動や各種イベントにおける啓発、消防後援会や消防団協力事業所との連携を一層強化します。

○団員確保や消防ポンプ付積載車等の更新・維持管理に努め消防団活動の充実を図ります。

主な事務事業

- ・消防団運営事業
- ・消防ポンプ車等管理事業

③ 消防防災施設整備の充実

○防火水槽や消火栓などの消防施設の充実と適正な維持管理に努めます。

○消防ポンプ自動車、消防ポンプ付積載車を更新し台数の維持に努めます。

○無蓋防火水槽は、安全性を考慮し消火栓等への移行を検討します。

主な事務事業

- ・消防関連施設(車両)等整備事業
- ・消防施設維持管理事業

④ 風水害対策の推進

○想定最大規模の洪水浸水想定区域に対応する防災マップを整備し、非常時に対応した避難行動が取れるように周知を図ります。

○防災訓練等において、地域住民参加のもと、集中豪雨や土砂災害の訓練や講習を実施します。

主な事務事業

- ・地域防災計画推進事業
- ・水防対策事業

⑤ 地域の災害対策の推進

○地域防災計画に基づき、防災マップの作成と適切な見直し、自主防災組織や関連機関と連携し、要配慮者等の把握と、避難計画の策定、民間企業等との災害時の応援協定の締結等を推進します。

○大規模災害やミサイル飛来等に備え、防災行政無線、Jアラート*などの情報機器の適切な管理と活用を図ります。

○防災情報伝達システム(各地域への防災屋外拡声装置の設置等)など、災害時の情報提供や緊急時連絡方法の検討を進めます。

○自主防災組織が未結成の3行政区での組織結成を目指すとともに、防災訓練等の活動を積極的に支援し、防災意識の高揚と災害時の地域の共助体制づくりに努めます。

○自主防災組織や関連機関と連携し、要配慮者等の把握と、避難計画の策定に努めます。

○地域における防災資機材や備蓄品の充実を支援するとともに、役場における計画的な食料品等の備蓄を図ります。

○役場(職員)においては、業務継続計画を策定するとともに、日ごろより実践に即した研修等を実施し、災害等の非常時に備えます。

主な事務事業

- ・地域防災計画推進事業
- ・地震等防災訓練事業
- ・防災行政無線関係事業
- ・自主防災組織支援事業
- ・災害対策非常配備関係事業
- ・災害時要援護者支援事業
- ・山岳遭難防止対策事業

⑥ 地震に対する安全性の確保及び向上

○危険ブロック塀の撤去助成等を行い、一般住宅の耐震化等を推進します。

主な事務事業

- ・木造住宅耐震診断助成事業
- ・木造住宅耐震改修工事助成事業
- ・危険ブロック塀等除却事業

*Jアラート:人工衛星と市町村の防災無線を利用し緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	防災活動車、消防ポンプ自動車、消防ポンプ付積載車台数	23台	23台
2	火災の発生件数	5件	減少
3	自主防災組織の結成	40行政区	43行政区
4	消防団の団員数	272人	300人
5	「消防防災体制の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	3.8点
6	「災害対策の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	3.3点



地域を守る消防力の要・消防ポンプ付き積載車



東日本大震災時は町内各所でブロック塀が倒壊



防災意識を高める小中学校合同避難訓練

(1)住民参加・住民自治と情報共有に関する基本計画

情報を共有し住民が主役の開かれたまち

★政策の基本方針

ICT技術の進展に対応し、多様な町の情報を発信し、住民との情報共有を推進します。
まちづくりへの参加機会を増やすとともに、自主的な住民活動を支援し、住民が主役の自治振興を図ります。

★関連計画や法律・条例等

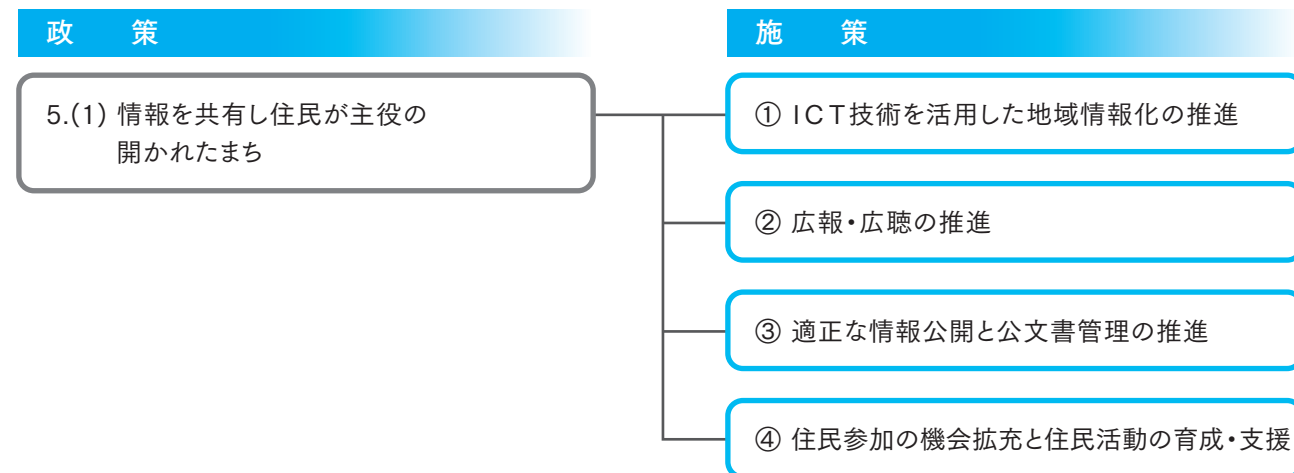
○大河原町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(電子申請関連)

★現状と課題

- 町からの情報発信は、主に「広報おおがわら」「おしらせばん」「町ホームページ」で行っています。
- 町のホームページには、年間約337,000件のアクセスがあります。
- パソコンやスマートフォンの普及により、インターネット利用者が簡単に情報収集と情報選択ができる環境づくりが求められています。
- 電子申請等で行える行政手続きの増加等、ICTを活用した多様な住民サービスの展開が求められます。
- 情報公開や公文書の管理については、法令順守により適正に行っていますが、今後とも個人情報の保護等、慎重な運営が求められています。

- これまで、住民自治、住民主体のまちづくりを推進してきました。しかし、投票率の低下等、行政に対する無関心層の増加や、行政主導、行政依存の傾向が続いています。
- NPO*などの市民活動団体が少ない傾向にあり、このような住民活動の活性化を図る必要があります。
- 住民、議会、行政それぞれの役割、住民参加の意義などを再確認し、自己負担や自己責任を踏まえた、住民意向と選択を大切にしたまちづくりが求められます。
- 選挙に関する啓発はもとより、まちづくり活動や町政に幅広く参加できるような、しくみづくりが求められます。
- 新しく整備した、にぎわいプラザと中央公民館のまちづくりルームなどを活用した、住民活動の活性化が期待されています。

★政策・施策の展開



*NPO(nonprofit organization): 民間の、営利を目的とせず社会的活動を行う団体

★施策の方向性と主な事務事業

① ICT技術を活用した地域情報化の推進

- ホームページのリニューアルや多言語化、フェイスブックなどのSNSへの対応等、町内外に向けた情報の発信を充実します。
- 電子メールの配信サービスのほか、防災や防犯にも活用できる、GIS*システム等の活用を検討します。

主な事務事業

- ・地域イントラネット維持管理事業
- ・公式サイト管理事業
- ・電子メール配信サービス事業
- ・共同電子申請事業

② 広報・広聴の推進

- 「広報おおがわら」や「おしらせばん」等の紙ベースの情報伝達を継続しつつ、必要な情報が手軽に選択・取得できる環境整備に努めます。

主な事務事業

- ・「広報おおがわら」発行事業
- ・「おしらせばん」発行事業
- ・情報共有活動事業(出前情報交流会等)
- ・広報掲示板設置事業
- ・ふるさとCM制作事業

③ 適正な情報公開と公文書管理の推進

- 個人情報の保護等に十分に配慮しながら、制度に基づいて適正な情報公開を行います。

主な事務事業

- ・情報公開審査会事業
- ・文書管理事業

④ 住民参加の機会拡充と住民活動の育成・支援

- 中央公民館のまちづくりルームなどの住民活動の場所の充実と活用を図り、住民活動を促進します。
- 各種事業の計画策定段階から事業実施において、住民参加の機会を増やします。NPOから任意の住民団体まで、幅広い自主的な活動を支援します。町政への住民参加促進を図るとともに、住民自治振興のためのしくみづくりを推進します。

主な事務事業

- ・住民自治促進事業
- ・住民活動支援事業

※本施策は、それぞれの政策分野において横断して取り組むもので、関連事業(計画)と予算も各政策分野で計上されるものです。

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「わかりやすい情報公開の推進と情報共有」に対する満足度(5点満点中)	3.8点	3.9点
2	町ホームページの年間アクセス件数	337,000件	400,000件
3	電子申請が可能な行政手続き数	16件	25件
4	「まちづくりへの住民参加促進」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点

*GIS(Geographic Information System): 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工する技術

(1)時代の潮流に関する基本計画 広域な視点で時代を展望できるまち

★政策の基本方針

さまざまな広域連携にリーダーシップを発揮して取り組みます。人口減少の抑制に向けて、町独自の施策を検討、実施します。時代の潮流に柔軟に対応できる施策を展開します。

★関連計画や法律・条例等

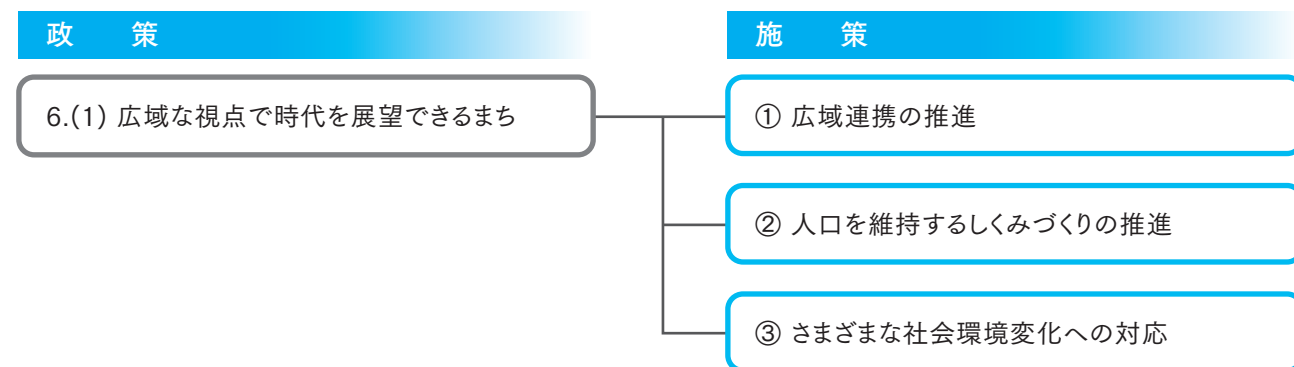
○男女雇用機会均等法

★現状と課題

- これまで、消防やごみ処理、仙南芸術文化センター（えずこホール）の運営、みやぎ県南中核病院などの多くの公共政策において、周辺市町と連携し事業を展開しています。
- 人口減少が進むなか、今後は、観光分野や公共施設の共同利用、共同管理など幅広い分野の広域連携が求められます。

- 現在、本町の人口は横ばい状態です。新築住宅の建築件数等も順調ですが、今後の本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、移住・定住政策や結婚促進事業等の町独自の取り組みが必要となっています。
- まちづくりの全ての分野において、グローバル化*や男女共同参画社会など、時代による社会環境の変化に対して、柔軟な対応が求められています。

★政策・施策の展開



*グローバル化：社会的・経済的に地域を越えて世界規模で結びつきが深まること

★施策の方向性と主な事務事業

① 広域連携の推進

- 仙南地域広域行政事務組合による共同事業を維持、継続するとともに、県南地域の将来を見据えながら、さまざまな分野での連携と共同事業を検討し、推進します。
- 町の中心性や拠点性を認識し、連携のリーダーシップを発揮します。

主な事務事業

- ・仙南広域負担金(総務費)
- ・広域連携推進事業

② 人口を維持するしくみづくりの推進

- 町外からの移住者の増加と町内定住を促進するために、転入者に対する奨励、住宅の新築や改築に対する支援、転入の仲介に関する奨励等の制度づくりを検討、推進します。
- 少子化対策の一環として、男女の交流イベントなどを開催し、出会いの場を提供します。

主な事務事業

- ・移住・定住促進事業
- ・結婚促進事業

③ さまざまな社会環境変化への対応

- 国際化に対応するため、子どもを中心として、異文化に対する理解を推進します。
- 男女共同参画社会の更なる進展にむけて、啓発等を図ります。

主な事務事業

- ・多様化社会対応事業

※本項の3つの施策は、それぞれの政策分野において横断して取り組むもので、関連事業(計画)と予算も各政策分野で計上されるものです。

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「広域行政の推進」に関する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点
2	転入件数	740件	維持
3	結婚届届出件数	99件	維持

第2章 子育て・健康福祉

地域ですくすくと育ち、あったかな生き方がかなうまち

第1項 <政策> (1)保健体制 (2)健康づくりに関する基本計画 地域ぐるみで健康づくりに取り組み、いつまでも元気に暮らせるまち

★政策の基本方針

健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸を図るため、保健サービス体制を整備するとともに、疾病予防、健康保持増進を重視して、誰もが地域ぐるみで健康づくりに取り組めるようにします。

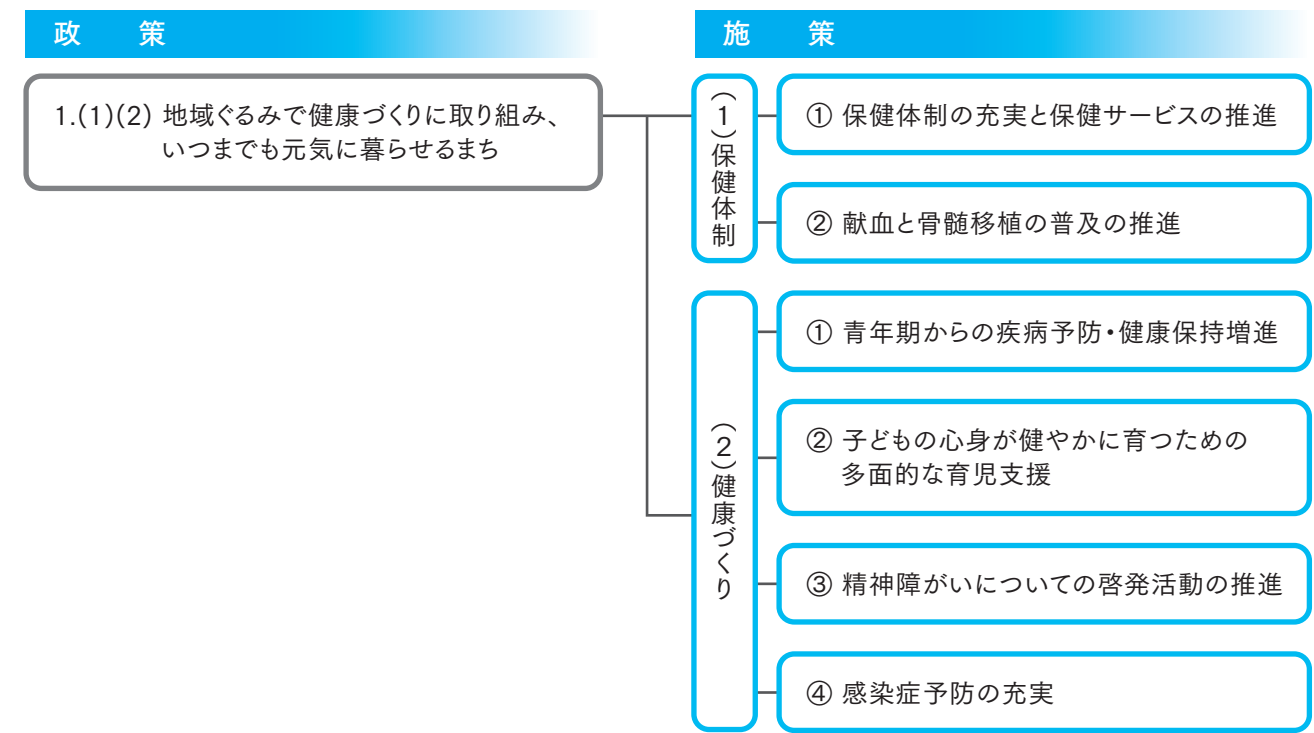
★関連計画や法律・条例等

- 母子保健法 ○健康増進法
- 食育基本法 ○予防接種法
- 大河原町食育推進計画
- 大河原町健康増進計画

★現状と課題

- 住民参加による健康づくりを進めるため、保健協力員等と連携し、健康教室事業を実施しています。
- 輸血用血液確保のため、移動献血バスによる献血の実施と献血思想の普及を行っています。
- 病気の早期発見のため、町独自に乳がん検診、胃がん検診、青年期健康診査等を無料で実施しています。また、土・日や夜間に追加健診を実施していますが、受診率は伸び悩んでいます。
- 生活習慣病重症化予防のため、各種健康診査結果が、「受診勧奨」に該当した方に対して、医療機関受診状況の確認や受診勧奨を継続して実施しています。
- 成人歯科相談、健康相談、生活習慣病予防教室等の事業を継続して実施しています。特に、生活習慣病予防教室の参加者が減少傾向にあるため、新たな事業を検討しています。
- メタボリックシンドロームの割合が県平均より高い(特に男性)状況です。運動を通じた健康づくりの普及強化が求められています。
- 乳幼児健診の未受診者へは個別通知や訪問などにより受診勧奨し、受診率を高めています。受診が困難な場合は保健師が個別訪問等で状況を確認しています。
- 継続支援の必要な乳幼児と家族が増え、保健師の負担が増加しています。
- 少子化対策の一環として、不妊に悩む方へ特定不妊治療費助成事業を実施しています。
- 臨床心理士による、こころの健康相談の件数が増加し、また、対応が困難な事例が増えてきています。
- 平成27年度から中学3年生を対象とした、インフルエンザ予防接種の全額補助の実施をしています。また、平成28年度からB型肝炎ワクチンが定期予防接種となりました。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

◀保健体制▶

① 保健体制の充実と保健サービスの推進

○健康増進計画に基づき、保健サービスを提供する仕組みを整え、保健協力員等と連携し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
また、健康づくりの拠点として、保健センターの適切な管理運営に努めます。

主な事務事業

- ・保健センター運営管理事業
- ・健康づくり推進協議会事業
- ・地区組織育成事業

② 献血と骨髄移植の普及の推進

○献血協力者の維持及び若年層の献血協力者増加を図るため、献血実施の周知と啓発を行います。
また、骨髄移植のドナーに対する支援等、助け合いの仕組みづくりを進めます。

主な事務事業

- ・献血推進事業
- ・骨髄移植推進事業



健康づくりはこまめな測定から(保健センター)

- I 基本理念
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- II 基本計画
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- III 資料編
- 1
- 2

《健康づくり》

① 青年期からの疾病予防・健康保持増進

- 若い世代から疾病の予防・早期発見、健康づくりのための行動ができるよう、青年期から生涯に渡り受診しやすい体制づくりを進めます。
- 町独自の検診無料化等については、受診率の推移や利用者のニーズ等に配慮しながら、柔軟な制度運用を図ります。
- 「歩いて健幸システム」*を継続しながら、ウォーキング教室など気軽に運動できる機会と場を提供し、生活習慣病を予防します。

主な事務事業

- ・各種健康診査・がん検診事業
- ・健康相談・教育事業・訪問指導事業
- ・特定健康診査・保健指導事業
- ・後期高齢者健康診査
- ・歩きたくなるまち推進事業

② 子どもの心身が健やかに育つための

多面的な育児支援

- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を行います。
また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築します。
- 妊婦が安心して出産でき、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つように健康診査を行い、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、育児不安や虐待予防の観点から親を支援します。
- 次世代を担う子どもが健やかに育つように、保健師等が家庭訪問により生活環境を確認し、現状を保護者や家族と共有しながら支援します。
- 入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療費の給付を行います。
- 少子化対策の一環として、不妊に悩む方へ特定不妊治療費助成事業を継続します。

主な事務事業

- ・妊婦・乳児健康診査事業
- ・健康診査事業、健康相談事業
- ・健康教育事業、訪問指導事業
- ・特別支援(虐待予防)事業
- ・未熟児療養医療費給付事業
- ・特定不妊治療費助成事業

③ 精神障がいについての啓発活動の推進

- こころの健康に関する啓発活動を推進し、必要なときに相談支援が受けられる体制づくりを進めます。
- 大河原町自殺対策計画を策定し、生きることに對する、包括的な支援を展開します。

主な事務事業

- ・相談・訪問事業
- ・精神障がい者コミュニティサロン運営事業
- ・家族会支援事業
- ・自殺対策緊急強化事業

④ 感染症予防の充実

- 感染症を予防するため、各種予防接種を対象年齢内に完了できるよう個人負担の軽減等を行い、予防接種を受けやすくして接種率の向上を図ります。
結核についても、検診等により発生の予防と早期発見を図ります。

主な事務事業

- ・個別予防接種事業
- ・集団予防接種事業
- ・インフルエンザ等ワクチン接種事業
- ・予防接種健康被害調査委員会事業
- ・結核検診事業
- ・中学3年生インフルエンザワクチン接種事業

*歩いて健幸システム：歩くことの継続を支援するシステム。専用の歩数計を用いて歩数の確認ができるとともに、歩数をポイント制にして歩くことへの動機づけとしている。

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「健康づくりの推進」に対する満足度(5点満点中)	3.9点	4.0点
2	健康教室開催行政区数 (保健協力員3年任期中の教室開催行政区数)	40行政区	43行政区
3	青年期健康診査受診者数	322人	600人
4	がん検診受診者数(延べ人数)	11,208人	12,000人
5	生後4か月までの保健師等の家庭訪問率	99.4%	100%



歯の健康は正しい歯磨きから(歯と口の健康週間)



ウォーキングで生活習慣病予防

1	基本情報
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II 基本計画	
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III 資料編	
1	
2	

第2項
＜政策＞

(1)地域医療に関する基本計画

充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち

★政策の基本方針

県、関係市町、医療関係団体等と密接な連携を図りながら、みやぎ県南中核病院及び仙南夜間初期急患センターの管理運営へ参画し、町民の安心した暮らしと、広域的な医療拠点としての役割を担います。

★関連計画や法律・条例等

- 医療法
- 仙南夜間初期急患センター条例・規則
- みやぎ県南中核病院企業団規約

★現状と課題

- 本町は、みやぎ県南中核病院や仙南夜間初期急患センターのほか、診療所15施設、歯科診療所が16施設、薬局が16施設あり、住民の生命(いのち)を守り、地域で安心して暮らせる地盤があります。
- 高齢化や疾病構造の変化により、住み慣れた地域において、身近な医療機関から良質な医療を受けたいというニーズがさらに高まっています。
- 一次医療においては、かかりつけ医、二次、三次医療については、みやぎ県南中核病院を核とした各医療機関の役割分担、さらに保健福祉との連携が求められています。
- みやぎ県南中核病院に救命救急センターを設置したことにより、三次救急機能が充実しました。さらに、腫瘍センターにおける放射線治療の開始、緩和ケア病棟の開棟など、がん診療連携拠点病院としての機能も充実しています。
- 仙南夜間初期急患センターを開設し、医療機関の診療時間外に、中学生以上の内科診療を行っています。
- 今後の人口減少化社会を踏まえ、みやぎ県南中核病院と診療所との協力体制の更なる充実、広域的な病院の役割分担と連携が求められます。

★政策・施策の展開

政 策

2.(1) 充実した地域医療体制により、安心して暮らせるまち

施 策

① 地域の医療、診療体制の充実

★施策の方向性と主な事務事業

① 地域の医療、診療体制の充実

- 急性期から回復期、慢性期に至るまで切れ目のない医療を提供し、住民が地域で安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。
- 地域の診療所と連携しながら、みやぎ県南中核病院の高度な医療機能を最大限に活かし、二次、三次医療の充実を図ります。
- 地域医療機関の負担軽減を図るため、仙南夜間初期急患センターの円滑な運営を図ります。

主な事務事業

- ・救急医療負担金
- ・企業団管理費構成市町負担金
- ・訪問看護ステーション管理費
- ・休日診療対策事業
- ・仙南夜間初期急患センター事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「医療体制の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.5点	3.6点



県南の医療拠点・みやぎ県南中核病院



夜間の急な発熱でも安心・仙南夜間初期急患センター

I 基本情報

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本理念の体系

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

★政策の基本方針

子ども・子育て支援事業計画等に基づき、安心して子育てができ、健全な親子関係が構築できる環境整備を図ります。また、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、すこやかな子どもの育成に努めます。多様な保育需要に応えるため、民間保育所等との協働により保育施設及び保育サービスの充実を図るとともに、質の高い保育環境を整備し待機児童の解消を図ります。

★関連計画や法律・条例等

- 子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・子育て支援法
- 児童福祉法
- 児童手当法
- 児童扶養手当法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

★現状と課題

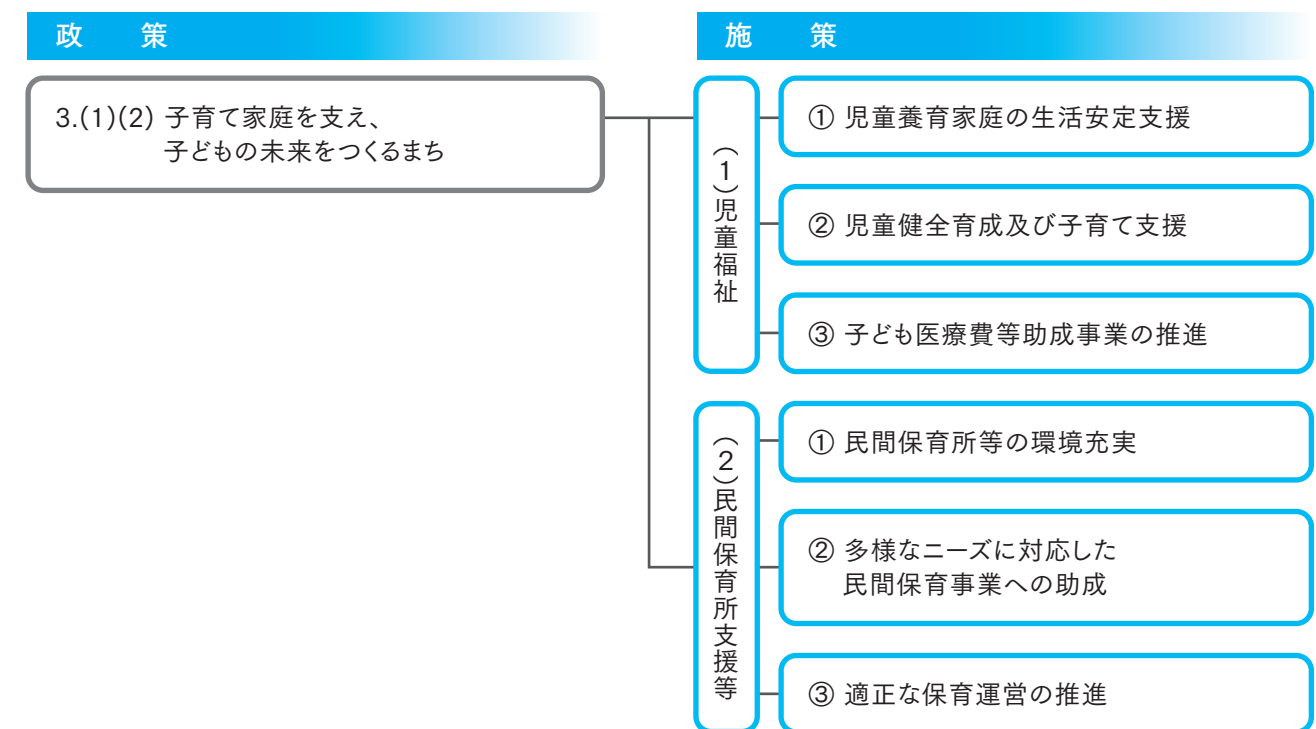
【児童福祉】

- 本町の子どもの出生率は県内でも上位を保っていますが、出生数は年々減少傾向にあり、18歳未満の児童数も減少しています。
- 母子・父子のひとり親家庭の数は245人前後であり、近年大きな変動はありません。
- 妊娠・出産・産後・子育ての期間を通した不安や困りごと相談などが増加しており、切れ目のない支援体制が求められています。
- 児童虐待等については、それぞれのケースに応じて関係機関等との連携を図りながら、的確・迅速な対応に努めています。
- 子ども医療費助成の支給対象年齢を拡大し、平成28年4月からは所得制限を撤廃しています。現在は、年度末までに18歳に達するすべての子どもへ医療費の助成を行っています。
- 町の子育て施策について、子どもの保護者と子育て支援事業者などで構成される「子ども・子育て会議」を設置し、協議を行っています。
- 平成29年7月より子育てワンストップサービスを開始し、児童手当の認定請求等の手続きがオンラインで申請できるようになりました。

【民間保育所支援等】

- 保育所4か所、小規模保育事業施設3か所等により保育対応を行っています。
- 多様な保育の実施を目指し、小規模保育事業施設3か所を認可し、定員を増員しましたが、待機児童の解消までは至っていません。
- 子育て中の母親の就労希望が年々増加しているため、保育所への入所を希望する家庭が増加しています。
- 認可保育所及び小規模保育事業施設に対して、それぞれに応じた運営経費の一部を支援しています。また、民間保育所の新築や改築等費用の一部を支援しています。
- 平成30年度より、金ヶ瀬カトリック保育園に金ヶ瀬カトリック児童クラブを新設し、運営を同保育園に委託しています。

★政策・施策の展開



たくさんのおもちゃに夢中



みんなで仲良く楽しく遊びます

1 基本理念

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本理念の体系

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

★施策の方向性と主な事務事業

【児童福祉】

① 児童養育家庭の生活安定支援

○児童手当のほか、ひとり親家庭や心身に障がいを持つ児童を養育する親等に対し、児童扶養手当等の適切な支給申請事務を進め、生活の安定と児童の福祉の増進を図ります。

主な事務事業

- ・児童手当支給事業
- ・児童手当等関連事務事業
- ・児童扶養手当等申請事務事業
- ・ひとり親家庭等支援事業

② 児童健全育成及び子育て支援

- 要保護児童対策地域協議会へ専門職員を配置し、要保護児童等の家庭に対し適切な支援を行います。
- 子どもの将来が家庭環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困問題に関し包括的な事業を展開します。
- 「子ども・子育て会議」に諮りながら、町の保育や子ども・子育て支援事業の検討を進めます。
- 子育てワンストップサービスを充実し、手続きの負担を減らします。

主な事務事業

- ・児童虐待防止事業
- ・子どもの貧困対策事業
- ・子ども・子育て支援事業
- ・子ども・子育て利用者支援事業
- ・第3子以降小学校入学祝い金支給事業
- ・DV被害者等支援事業

③ 子ども医療費等助成事業の推進

○子ども医療費の助成や母子・父子家庭医療費の助成を継続し、医療機会の確保と子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健全育成を目指します。

主な事務事業

- ・子ども医療費助成事業
- ・母子・父子家庭医療費助成事業

【民間保育所支援等】

① 民間保育所等の環境充実

- 民間保育所等が円滑に運営できるよう「施設型給付」「地域型保育給付」にて支援します。
- 金ヶ瀬カトリック保育園に放課後児童クラブの運営を委託し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

主な事務事業

- ・施設型保育運営給付事業
- ・地域型保育運営給付事業
- ・民間保育所建設支援事業
- ・放課後児童クラブ民間委託事業

② 多様なニーズに対応した民間保育事業への助成

○民間保育所等における保育サービスの充実のための取り組みに対し、引き続き支援を行います。また、施設の新築、改修整備についても支援を行い、多様な保育ニーズに対応した環境整備を進めます。

主な事務事業

- ・延長保育促進事業
- ・民間保育所運営事業（一時預かり、障がい児保育等）

③ 適正な保育運営の推進

○保育所運営全般に関する適正な事務を行います。また、法令の範囲内で定員を弾力的に運用しながら、待機児童の解消に努めます。

主な事務事業

- ・保育所運営一般事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	3.8点
2	待機児童数	24人	0人
3	保育士の人数	103人	120人



多様な保育ニーズに対応「放課後児童クラブ」

第4項
＜政策＞

(1) 町立桜保育所に関する基本計画
すくすくと育つ、きめ細やかな保育のまち

★政策の基本方針

すこやかな保育の確保とともに、障がい児・乳児保育等に対応できる質の高い保育環境の整備と、きめ細やかな保育事業を推進する、町立保育所としての役割を担います。

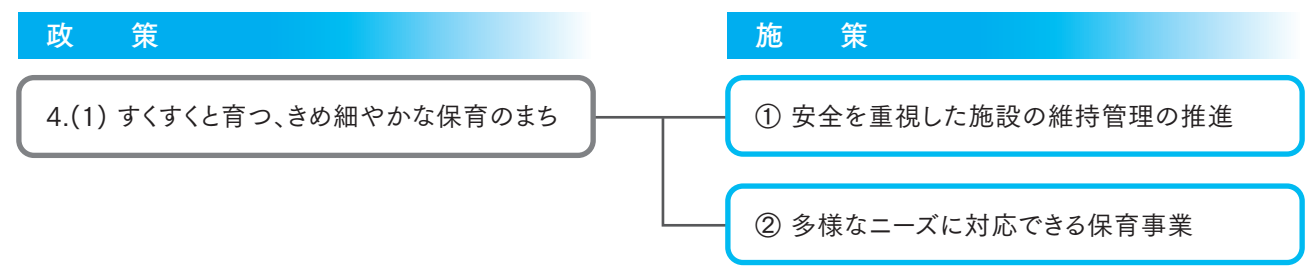
★関連計画や法律・条例等

- 子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・子育て支援法
- 児童福祉法
- 児童福祉施設最低基準
- 大河原町保育所条例
- 大河原町立保育所延長保育事業実施要綱

★現状と課題

- 現在唯一の町立保育所である桜保育所は築42年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、施設の改築が喫緊の課題となっています。
- 障がい児保育、乳児保育のニーズは高まっていますが、保育士不足や施設基準等、受け入れ体制が不十分です。
- 入所児の状況に合わせて、個別配慮、食物アレルギー等に対する除去食など、きめ細やかな給食を実施しています。
- 地域に根ざした保育所として、「子育て支援事業」や「保育所開放」などの事業を実施しています。
- 子育てや保育所への理解を促すため、保護者対象の保育体験を実施するとともに、保護者からの子育ての悩みや相談に随時対応しています。
- 施設内外の研修等、保育士の質の向上に取り組んでいます。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

- ① 安全を重視した施設の維持管理の推進
 - 公立保育所としての役割を踏まえ、様々な保育ニーズに的確に対応するため、新しい保育所の場所を検討し、桜保育所を建て替えます。
 - 職員の安全管理に対する意識を高め、安全・安心な施設管理体制の強化を図ります。
- ② 多様なニーズに対応できる保育事業
 - 障がい児保育、乳児保育等、町立保育所としての役割を担いながら、多様な保育ニーズに対応できる、保育所づくりを進めます。
 - 保護者や関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを推進する意識づくりやひとづくりを進めます。

主な事務事業

- ・施設安全管理事業
- ・桜保育所改築工事業

主な事務事業

- ・一般保育事業
- ・延長保育事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「子育て支援の充実」に関する満足度(5点満点中)	3.7点	3.8点



安全・安心に配慮した保育体制

- I 基本情報
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- II 基本計画
- 基本計画の体系
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- III 資料編
- 1
- 2

**(2)大河原児童センター (3)上谷児童館
(4)世代交流いきいきプラザに関する基本計画**
児童の健全育成と地域の子育て支援が充実したまち

★政策の基本方針

大河原児童センターをはじめとした子育て支援施設では、地域との関わり合いを密にしながら、施設の特徴を大切に施設運営を行います。
相談事業や子育てサークル等への支援を充実し、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図ります。
放課後児童クラブ事業を通じて、健康の増進と情操豊かな子どもを育みます。

★関連計画や法律・条例等

- 子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・子育て支援法
- 児童福祉法
- 児童館設置条例
- 放課後児童クラブ事業実施規則
- 世代交流いきいきプラザ条例
- 子育て支援センター事業実施規則
- ファミリーサポートセンター事業実施要綱

★現状と課題

【大河原児童センター】

- 大河原児童センターでは、児童センター児童クラブや子育てサークル活動、子育てに関する相談対応等のほか、施設の自由開放や自由来館事業も実施しています。
- 母親クラブ(みらい子育てネット・らんらんクラブ)が、児童健全育成を目的とした活動を展開しています。
- 雇用形態の多様化等に伴い、留守家庭児童保育や子育てに対する公的支援のニーズが高まっており、利用者、登録者は増加傾向にあります。
- 児童クラブは、定員に達していますが、利用希望が年々増加しており、一時預かりでも対応しています。

【上谷児童館】

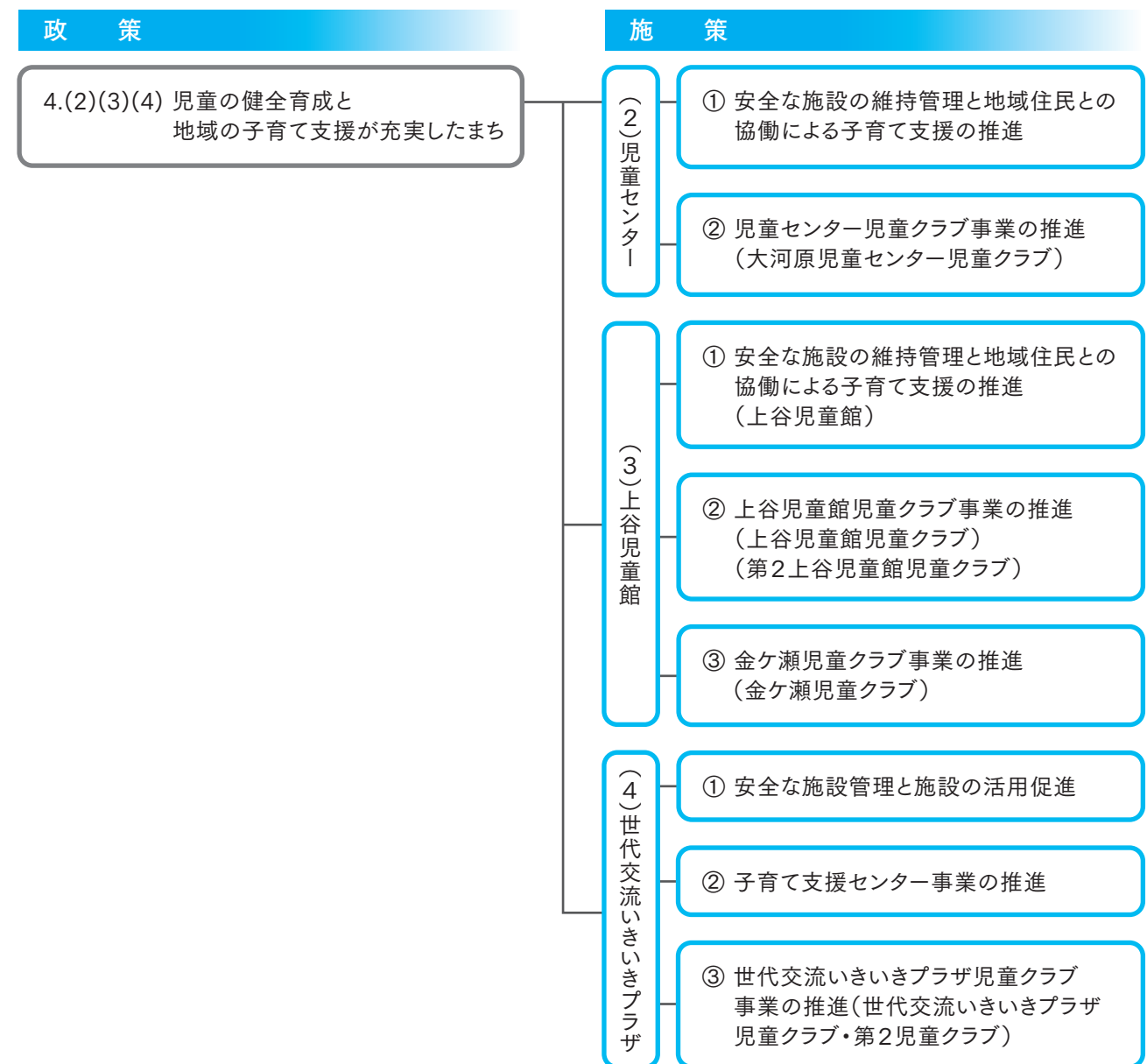
- 上谷児童館は、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕をしながら、施設の維持を図ります。
- 母親クラブ(みらい子育てネット・七草クラブ)が、児童健全育成を目的とした活動を展開しています。
- 子育て支援事業として、すこやかクラブ(2・3歳児親子対象)や子育てサークル活動等で、遊びの提供と育児の悩み、相談に応じています。子育てに迷いを感じている保護者が増加しています。
- 上谷児童館児童クラブをはじめ3か所の児童クラブを所管しています。
- 平成30年度から、金ヶ瀬カトリック児童クラブ(子ども家庭課より金ヶ瀬カトリック保育園に委託)と第2上谷児童館児童クラブの開設により、待機児童は解消されましたが、利用希望は今後も増加していくと見られます。
- 自由来館を利用する児童が増加しており、地域の文化に触れる体験や講師を招いた様々な活動を展開しています。異なる学年や集団のなかでの関わりを大切にしています。

【世代交流いきいきプラザ】

- 世代交流いきいきプラザは、子育て支援を中心として、高齢者向けの活動や一般住民の諸活動にも利用できる施設です。また、災害時の避難所にもなっています。
- 子育て支援施設としては、放課後児童クラブと子育て支援センターが併設されています。
- 子育て支援センターでは、みらいのひろばの自由開放、子育て相談、子育てサークル活動の支援などを実施し、町外者も多く利用しています。

- みらいのひろばでは、地域子育て支援団体と共同で子育て支援を行っています。
- 安心して子育てができる環境整備を目的として、平成29年度から子育て支援センター内にファミリーサポートセンターを開設し、子育て援助活動支援事業を展開しています。
- 放課後児童クラブは2室で定員が90名です。現在、定員に達していますが、利用希望が年々増加しており、一時預かりで対応せざるを得ない状況です。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

【大河原児童センター】

① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育て支援の推進

- 利用者が安全・安心に活動できるよう、適切な施設管理と運営を行います。
- 児童センターを拠点として活動している母親クラブを支援するとともに、地域や学校と連携した事業を展開します。

主な事務事業

- ・児童センター活動事業
- ・児童センター維持管理事業
- ・地域組織活動への補助事業

② 児童センター児童クラブ事業の推進
(大河原児童センター児童クラブ)

- 放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成を推進します。また、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業を展開します。

主な事務事業

- ・児童センター児童クラブ保育事業

【上谷児童館】

① 安全な施設の維持管理と地域住民との協働による子育て支援の推進(上谷児童館)

- 計画的な施設の修繕等を実施し、安全・安心で快適な施設の運営管理を図ります。
- 児童館を拠点として活動している母親クラブを支援するとともに、地域の協力を得ながら、地域に根差した独自の子育て事業にも取り組みます。

主な事務事業

- ・上谷児童館活動事業
- ・上谷児童館維持管理事業
- ・地域組織活動への補助事業

② 上谷児童館児童クラブ事業の推進
(上谷児童館児童クラブ・第2上谷児童館児童クラブ)

③ 金ヶ瀬児童クラブ事業の推進

- 放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成を推進します。また、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業展開します。

主な事務事業

- ・上谷児童館児童クラブ保育事業
- ・金ヶ瀬児童クラブ保育事業

【世代交流いきいきプラザ】

① 安全な施設管理と施設の活用促進

- 子育て支援施設として、子どもたちの安全確保を最優先に施設管理を図ります。
- 公民館や集会所等との適切な役割分担に配慮しつつ、快適な施設環境を維持し、効率的な管理運営に努めながら、高齢者等をはじめとした、幅広い施設利用に対応します。

主な事務事業

- ・いきいきプラザ施設維持管理事業
- ・げんきサロン事業

② 子育て支援センター事業の推進

- 母親等の育児不安に対する相談対応のほか、子育てサークル活動支援や「みらいのひろば」の自由開放等を実施します。
- ファミリー・サポート・センターで子育て援助活動支援事業を展開し、安心して子育てができる環境整備を図ります。

主な事務事業

- ・子育て支援センター活動事業
- ・子育て支援センター維持管理事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

③ 世代交流いきいきプラザ児童クラブ事業の推進
(世代交流いきいきプラザ児童クラブ、第2児童クラブ)

- 放課後児童クラブを通じ、児童の健全育成を推進します。また、利用者のニーズを適切に把握し、より参加しやすい事業展開します。

主な事務事業

- ・いきいきプラザ児童クラブ保育事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「子育て支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.7点	3.8点
2	大河原児童センターの利用人数	12,565人	維持
3	上谷児童館の利用人数	19,727人	維持
4	子育て支援センターの利用人数(いきいきプラザ内)	10,188人	維持
5	ファミリー・サポート・センター 援助活動数(いきいきプラザ内)	13件	100件



児童センターを拠点に活動する母親クラブ主催のステんシル講座



世代交流いきいきプラザで開催された子ども・子育て充実事業“ふうせんであそぼう”

目次

1 基本情報

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本計画の体系

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

(1)高齢者福祉に関する基本計画

高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

★政策の基本方針

高齢者が生きがいを持って地域で暮らし続けられるよう、多様な社会参加の機会を支援します。また、高齢者の状態に応じた在宅での福祉サービスを充実します。

★関連計画や法律・条例等

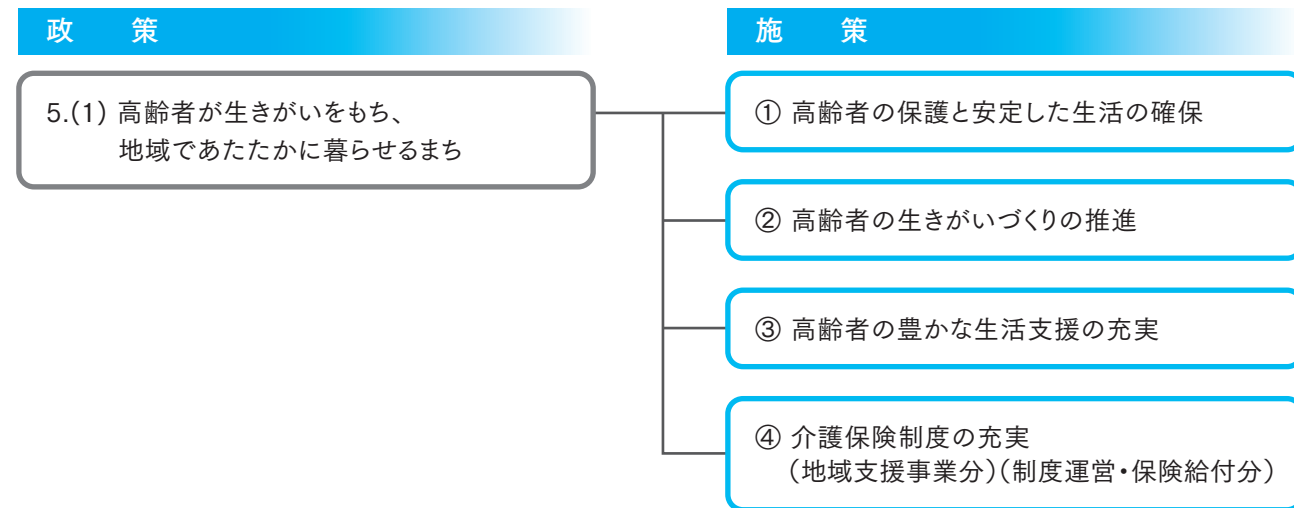
- 老人福祉法
- 介護保険法
- 高齢者福祉計画
- 介護保険事業計画

★現状と課題

- 平成29年9月現在、本町の高齢化率は26.2%となっており、高齢者一人世帯が1,093世帯、高齢者二人世帯が971世帯と高齢者世帯が年々増加しています。
- 高齢者一人世帯等において、日常生活に支障を来すケースが増えています。
- 高齢者が増加し続ける状況のなか、生きがいづくり、健康づくりの機会と場が必要になっています。
- 高齢者の活動支援として、老人クラブ連合会及び地区の老人クラブに補助金を支給していますが、老人クラブの登録者は減っています。

- 支えあう高齢社会の実現に向け、福祉ボランティアの育成、見守りの強化など、住み慣れた地域で暮らし続けるための身近な支え合いが求められています。
- 民間特別養護老人ホームは本町には1か所施設のみであり、入所待機が慢性的な状態となっています。
- 孤独死防止対策として、企業や関係機関と協定を結び、業務中に異常を発見した際に町へ通報を行うなど、地域巡回ネットワークを構築しています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 高齢者の保護と安定した生活の確保

- 日常生活を営むのに支障がある人を対象に、養護老人ホームへの入所を措置し自立した生活が送れるよう支援します。
- 措置の必要性については、養護老人ホーム審査会において検討します。

主な事務事業

- ・養護老人ホーム審査会事業
- ・養護老人ホーム措置事業

② 高齢者の生きがいづくりの推進

- 高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブの新規結成や主催事業を支援し、高齢者の生きがいづくりと豊かな生活の創出に結びつけます。

主な事務事業

- ・老人クラブ育成事業

③ 高齢者の豊かな生活支援の充実

- 自宅に閉じこもりがちな高齢者が、自主的に健康維持と高齢者同士の交流を行う「生きがい活動支援通所事業(ミニデイサービス)」を継続し、自立した生活を送れるよう支援します。
- ひとり暮らしの高齢者に機器を貸与し、病気などの緊急の際にボタンひとつで緊急連絡ができる緊急通報システムの設置を勧め、事故等への早期対応を行います。

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	老人クラブ登録者数	583人	維持

第5項
＜政策＞

(2)(3)介護保険に関する基本計画

高齢者が生きがいをもち、地域であたたかに暮らせるまち

★政策の基本方針

高齢者が心身の健康を保ちながら、生きがいをもって生活できるよう、介護予防事業を充実します。また、介護が必要になった場合には、高齢者が安心できるサービス提供体制の充実に取り組みます。

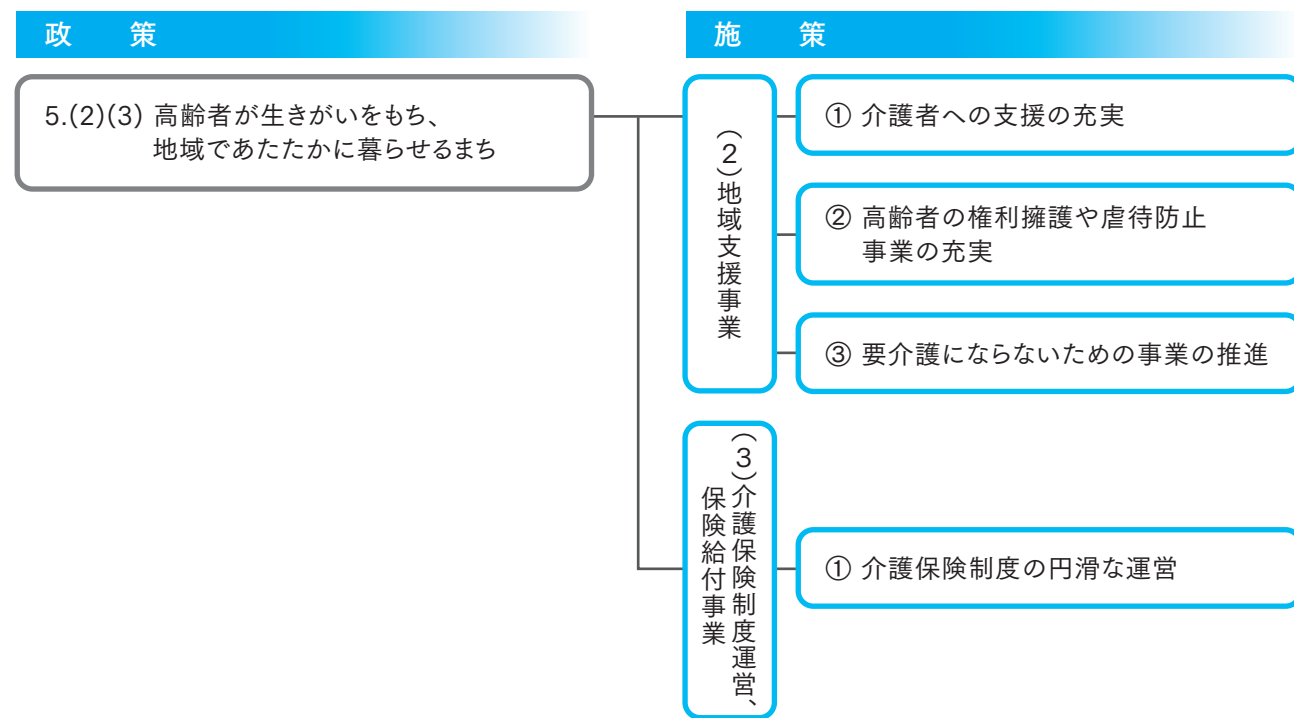
★関連計画や法律・条例等

- 老人福祉法 ○介護保険法
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 高齢者福祉計画
- 介護保険事業計画

★現状と課題

- 本町の介護保険被保険者(65歳以上の高齢者)は、平成21年9月の5,100人台から平成29年9月には6,200人台となり、1,000人以上増加しています。
- 要介護認定率は平成29年9月現在で11.4%、要支援・要介護認定者の総数は約700人で今後も増加が見込まれます。
- 介護保険事業計画(第7期:平成30～〇〇2年度)に基づき、適正に介護サービス費の給付を行っています。
- 認知症に対する理解や介護方法についての教室・講座等の開催を通じ、介護者への支援の充実を図っています。
- 高齢者の虐待対策として、必要に応じて特別養護老人ホームへの措置入所を行います。
- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者で家族等からの支援がない場合、安全・安心に暮らすことができるよう成年後見制度を活用し、必要に応じて町が申立てを行っています。
- 高齢者が自立した生活を送り、地域で元気に暮らせるよう、介護予防事業(一次、二次予防高齢者支援事業)から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、サービス利用の充実、手続きの簡素化に取り組んでいます。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

＜地域支援事業＞

① 介護者への支援の充実

- 介護者の身体的・経済的負担の軽減や要介護者等の在宅生活の継続を図るため、介護用品購入に助成を行います。
- 介護や認知症に対する正しい理解を深めるための講座を継続して開催します。

主な事務事業

- ・家族介護用品支給事業
- ・介護教室開催事業
- ・認知症理解講座事業

② 高齢者の権利擁護や虐待防止事業の充実

- 高齢者が尊厳を持って、安全・安心に暮らせるよう支援を行います。

主な事務事業

- ・高齢者権利擁護事業
- ・高齢者虐待防止事業

③ 要介護にならないための事業の推進

- 要介護にならないために生活不活発病予防等に関する健康教室や健康相談、介護予防教室を開催します。
- 地域に「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される体制をつくることで、高齢者が重度の介護状態となっても、長年住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにする「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
- 要介護認定のうち、要支援1・2認定者のケアプランを作成し、適正なケアマネジメントを行います。

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	認知症サポーター養成講座の開催回数	7回	8回

I 基本情報

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本計画の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

(1)障がい者(児)福祉に関する基本計画

障がい者と健常者が、相互に尊重し、支えあうまち

★政策の基本方針

障がいの有無に関わらず、相互に尊重しあうソーシャル・インクルージョン(社会的包摂・包容力)を推進し、障がい者が生きがいを持って地域で安心して暮らせるよう支援します。

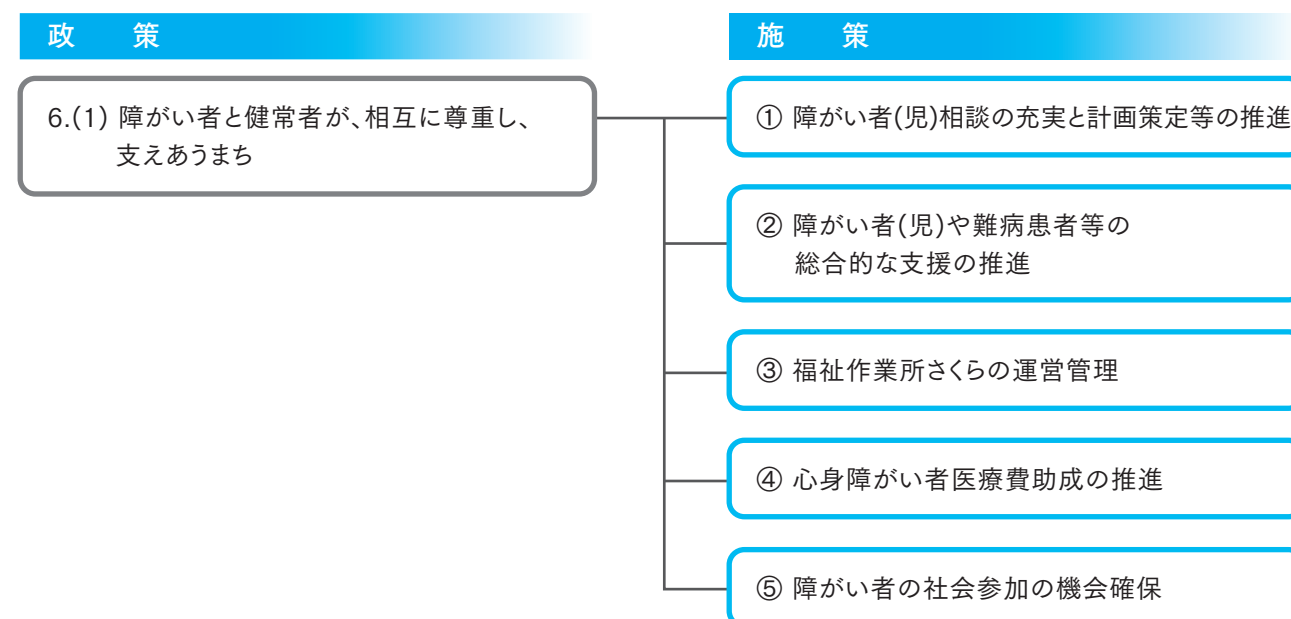
★関連計画や法律・条例等

- 障害者総合支援法
- 身体障害者福祉法
- 精神保健福祉法
- 知的障害者福祉法
- 児童福祉法
- 大河原町障がい者計画
- 大河原町障がい福祉計画
- 大河原町障がい児福祉計画

★現状と課題

- 障がい者(児)や難病患者等のニーズに応じた確かな福祉サービスが提供できるよう、きめ細かな相談業務を実施しています。
- 障がい者が地域で暮らすための生活・社会参加、就労等の支援強化と、障がい者施設の拡充が求められています。
- 町内の障がい福祉サービス事業所は増えていますが、ニーズが多様化するなかで、利用者に合わせたサービスの充実が求められています。
- 「福祉作業所さくら」は、地域活動支援センターとして指定管理者制度により事業運営されていますが、建物の老朽化が進んでいます。
- 医療費助成により、心身障がい者の適正な医療機会の確保及び心身障がい者の経済的負担の軽減を図っています。
- 重度の心身障がい者(非課税世帯)に対するタクシー利用助成事業を実施しており、利用者数は伸びています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

- ① 障がい者(児)相談の充実と計画策定等の推進
- 障がい者相談員や関連団体への活動支援を行います。
 - 障がいの有無に関わらず、相互に尊重しあう「ソーシャル・インクルージョン」の考え方にに基づき、障がい者計画(6年ごと)、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(3年ごと)を策定し、利用者のニーズに合わせた支援を展開していきます。

主な事務事業

- ・身体・知的障がい者相談活動事業
- ・障がい者計画等策定事業

- ② 障がい者(児)や難病患者等の総合的な支援の推進

- 自立支援給付や障がい児入所給付等を実施し、障がい者(児)や難病患者等の自立した日常生活、社会生活を支援します。
- 心身の障がいを除去・軽減するための医療費の自己負担額を軽減し、生活の安定を図ります。

主な事務事業

- ・地域生活支援事業
- ・自立支援給付事業
- ・障がい者医療費事業
- ・障がい者(児)支援事業
- ・障がい児入所給付事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点

- ③ 福祉作業所さくらの運営管理
- 指定管理者制度を活用した運営により、在宅障がい者の活動の場を確保します。
 - 施設の老朽化に対し、適切で計画的な修繕を行い、作業所の維持に努めます。

主な事務事業

- ・福祉作業所さくら運営管理事業

- ④ 心身障がい者医療費助成の推進

- 心身障がい者(児)の医療費を助成し、安定した社会生活が送れるよう支援します。

主な事務事業

- ・心身障がい者医療費助成事業

- ⑤ 障がい者の社会参加の機会確保

- 重度心身障がい者タクシー利用助成を継続して実施し、積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ります。

主な事務事業

- ・障がい者タクシー利用助成事業

(1) 社会福祉・地域福祉に関する基本計画

誰もが安心して暮らせる、地域福祉が活発なまち

★政策の基本方針

福祉委員や社会福祉協議会の活動支援を通じて、地域福祉活動の充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

★関連計画や法律・条例等

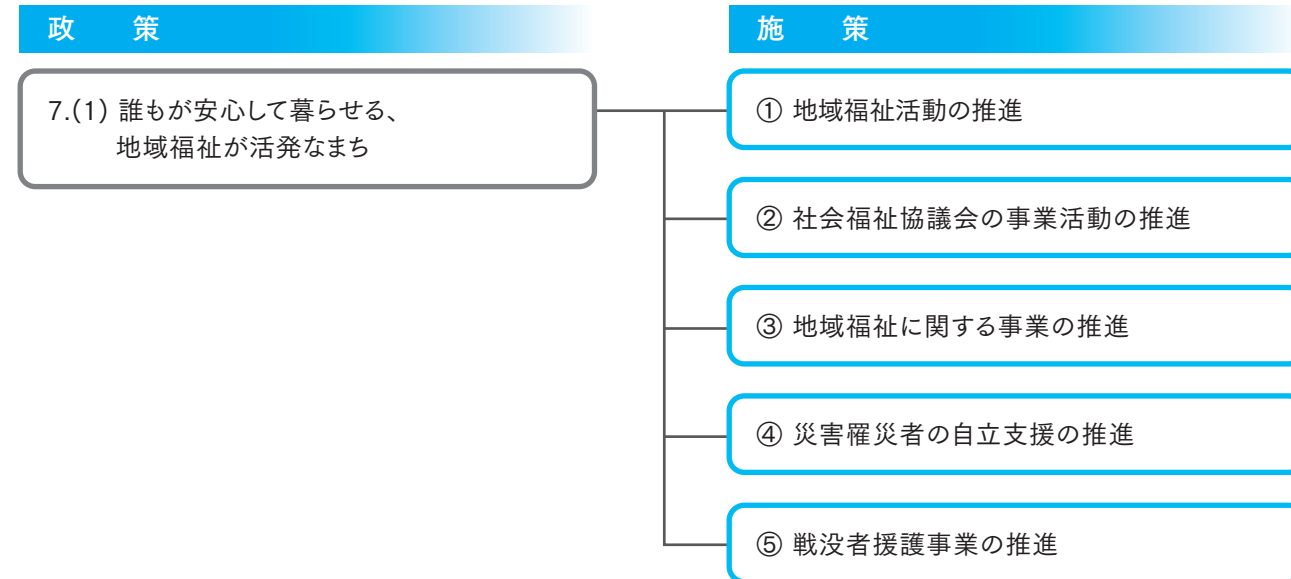
- 社会福祉法
- 民生委員法
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

★現状と課題

- 町民の生活課題、福祉課題の多様化のなかで、福祉委員(民生委員・児童委員)の役割、活動はますます重要になっています。しかし、活動範囲の広がりやそれに伴う負担の増加などから、新たな後継者の確保が難しい状況になっています。
- ボランティア団体や福祉事業の活発化のため、町社会福祉協議会への助成をしています。

- 町社会福祉協議会では、住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」を目指し、「ふれあい・いきいきサロン活動」など様々な活動を実施しています。
- 地域福祉の拠点となる福祉センターは、老朽化により修繕箇所が増えています。
- 災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づき、災害時の被災住民支援を行っています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 地域福祉活動の推進

- 町の福祉委員(民生委員・児童委員も兼務)の協力により、生活困窮者やひとり暮らし老人等の援助活動、心配・悩みごと相談活動等を行います。
- 災害時要援護者支援制度による要援護者台帳整備のため、見守り調査等の取り組みも行い、登録の変更申請や新規登録に努めます。

主な事務事業

- ・福祉委員(民生児童委員)事業
- ・民生委員推薦会事業

② 社会福祉協議会の事業活動の推進

- 継続して社会福祉協議会に運営資金を助成し、活発な福祉事業を推進します。
- ・サロン活動などの高齢福祉事業
- ・移送サービスや福祉車両貸出など障がい児(者)福祉事業
- ・ボランティア体験学習など子育て児童福祉事業
- ・ボランティアセンターの運営

主な事務事業

- ・社会福祉協議会運営補助事業
- ・生活相談事業

③ 地域福祉に関する事業の推進

- 福祉センターについては、適正な維持管理を継続して実施します。
- 生活保護相談は、関係機関等と連携を図りながら助言・指導を行い、必要に応じて速やかに仙南保健福祉事務所に保護申請を進達します。
- 犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動推進大会」の開催や行政区での「あいさつ運動」を推進します。

主な事務事業

- ・大河原町福祉センター管理事業
- ・社会を明るくする運動推進事業
- ・生活保護相談事業

④ 災害罹災者の自立支援の推進

- 災害被災者に対して、町から見舞金の支給や災害援護資金の貸し付けを行います。

主な事務事業

- ・災害罹災者支援事業
- ・災害援護資金貸付事業

⑤ 戦没者援護事業の推進

- ・戦没者援護事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「福祉の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	福祉委員の人数	54人	54人

第8項
＜政策＞

(1)国民健康保険に関する基本計画

安心して生活できる健全な国民健康保険があるまち

★政策の基本方針

被保険者の健康増進、予防医療等の強化に向けた保健事業の充実を図ります。また、国民健康保険財政の健全化に向けた取り組みを推進します。

★関連計画や法律・条例等

- 大河原町国民健康保険税条例・施行規則
- 大河原町国民健康保険税条例・施行規則

★現状と課題

- 平成30年4月より、国民健康保険が都道府県単位化され、宮城県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担っています。
- 1人あたりの医療費は、生活習慣病の増加や医療の高度化などにより、年々増加傾向にあります。
- 保健事業の実施による生活習慣病の予防やジェネリック医薬品*の普及促進により、医療費の抑制を図っています。
- 病気の早期発見のため、40歳から74歳を対象に、特定健康診査を無料で実施しています。
- 町税等収納窓口の設置、コンビニエンスストア収納及びクレジットカード代理納付の実施により、利便性向上を図っています。
- 滞納者に対しては、短期被保険者証の交付や高額療養費の現金支給などを行っています。また、仙南地域広域行政事務組合へ毎年度20件程度を移管し、納付催告や差押えにより滞納整理を進めています。

★政策・施策の展開



*ジェネリック医薬品：開発の特許期間が満了した後で発売する、成分が等しく値が安い医薬品。後発医薬品

★施策の方向性と主な事務事業

- ① 被保険者の予防医療の強化と健全な財政運営の推進
- データヘルス計画*に基づき、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化の予防などの保健事業を実施します。
 - 40歳から74歳を対象に、特定健康診査を実施し、生活習慣病の重症化を予防し、生活習慣の改善を図ります。
 - 窓口サービスの向上などきめ細やかなサービスの提供に努めます。
 - 被保険者の利便性とともな収率向上を図るため、コンビニエンスストアやクレジットカードによる収納を推進します。

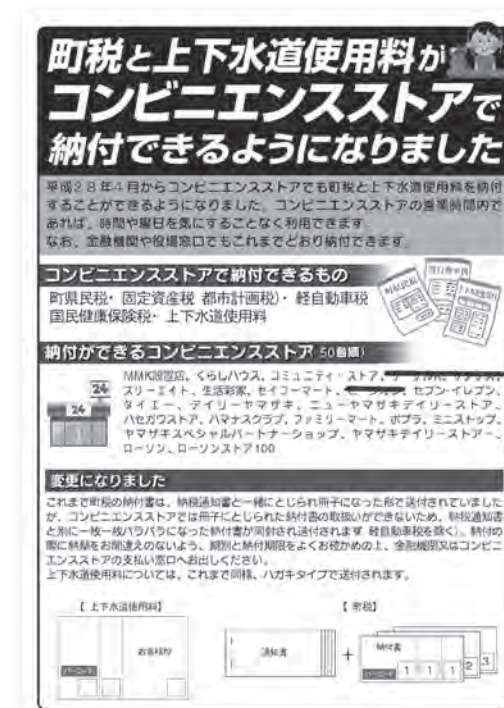
また、納税意識の向上、被保険者相互の公平性を確保し、収納率の向上を図るため、滞納者への短期被保険者証の交付を行います。

主な事務事業

- ・国民健康保険給付事業
- ・保健事業
- ・国民健康保険賦課徴収事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	被保険者の特定健診の受診率	51.2%	57%
3	国民健康保険税収納率	72.1%	維持



コンビニエンスストア納付パンフレット

*データヘルス計画：国の成長戦略として医療情報(レセプト)や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組みで、平成27年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられている。

(2)後期高齢者医療制度に関する基本計画

高齢者が安心して医療を受けられるまち

★政策の基本方針

後期高齢者の医療の確保とともに、健康増進を図ります。
後期高齢者健康診査(個別健診)を実施します。
また、高齢者が安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めます。

★関連計画や法律・条例等

- 高齢者の医療の確保に関する法律
- 大河原町後期高齢者医療に関する条例
- 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

★現状と課題

- 平成20年4月から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が開始されました。県内すべての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、高齢者の医療の確保、健康増進を図っています。
- 町では、各種申請受付処理などの窓口サービスと賦課徴収を中心とする業務を行っています。
- 高齢者の生活機能低下予防等のため、後期高齢者健康診査(個別健診)を無料で実施しています。
- 未納者対策として、督促状の発送のほか、電話による催告や臨戸訪問などを行っています。

★政策・施策の展開

政 策

8.(2) 高齢者が安心して医療を受けられるまち

施 策

① 制度の円滑な運営及び保険料徴収

★施策の方向性と主な事務事業

① 制度の円滑な運営及び保険料徴収

- 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の安定を確保するため、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度です。適切な保険料の徴収により、制度の円滑な運営に努めます。
- 後期高齢者健康診査(個別健診)を実施し、生活習慣病の重症化や生活機能の低下を予防し、生活習慣の改善を図ります。

- 未納者対策については、督促状の送付や電話催告など関係部署との連携による実態把握と、制度の啓発により、収納率の向上を図ります。

主な事務事業

- ・後期高齢者保険料徴収管理事業
- ・後期高齢者事業(広域連合負担金)

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「保険制度の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	後期高齢者健康診査(個別健診)の受診率	55.1%	57%



介護予防とロコモ予防の実践“元気! 安心! フェアinおおがわら”

第8項
＜政策＞

(3)国民年金に関する基本計画
年金制度で老後も安心して生活できるまち

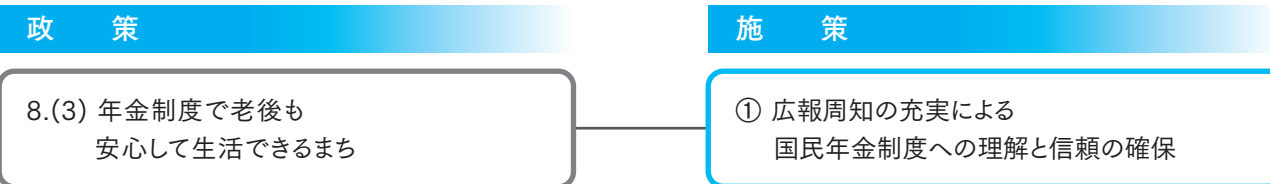
★政策の基本方針

若年層を中心に国民年金制度を周知し、年金を適正に受給できるよう努めます。

★関連計画や法律・条例等

○国民年金法

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 広報周知の充実による

国民年金制度への理解と信頼の確保

○国民年金制度の周知と情報提供を行い、制度への理解と信頼を高めるとともに、将来にわたり年金を適正に受給できるよう努めます。

主な事務事業

・国民年金推進事業

第3章 都市計画・街づくり

中心・安心・先進で、ぎゅぎゅっと便利がつまったまち

第1項
＜政策＞

(1)都市計画、土地利用に関する基本計画
暮らしと未来に調和した都市計画を進めるまち

★政策の基本方針

都市計画マスタープランを基本として、仙南地域における中心性や拠点性などの町の特長や役割を踏まえつつ、また、将来人口等に配慮しながら、安全・安心を大切にされた都市計画を推進します。

★関連計画や法律・条例等

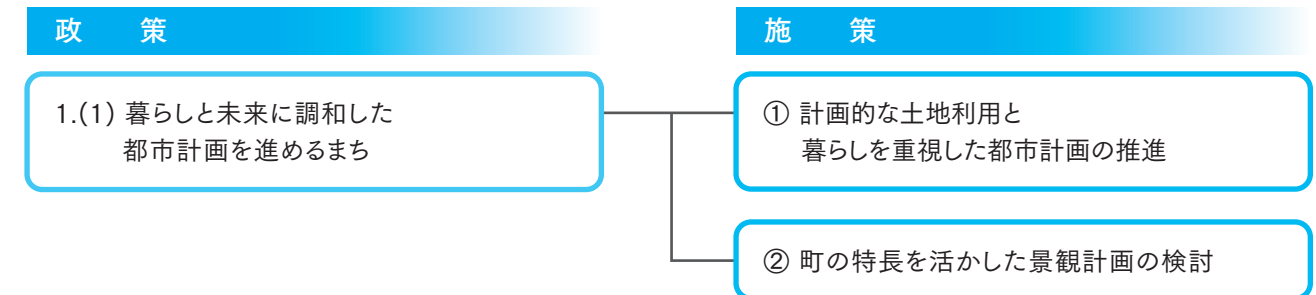
○都市計画法
○大河原町都市計画マスタープラン
○大河原町国土利用計画
○大河原町都市計画審議会条例

★現状と課題

○本町は、用途指定地域の50%以上が土地区画整理事業により整備されており、コンパクトで便利な市街地を形成しています。また、様々な都市機能が集積し、県南地域の中心的役割を担っています。
○本長期総合計画、第四次国土利用計画に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定める「大河原町都市計画マスタープラン」の策定に取り組んでいます。(〇〇元年度完成)

○今後は、安全・安心の確保と、拠点性、利便性を活かした都市計画が求められています。また、景観形成に関する計画策定と事業への取り組みが求められます。
○白石川と一目千本桜、蔵王山の遠景など優れた自然景観があります。市街地や国道4号沿いの街並み景観については、条例等による規制や誘導、修景事業等は行われていません。

★政策・施策の展開



1	基本理念
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II 基本計画	
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III 資料編	
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 計画的な土地利用と暮らしを重視した
都市整備の推進

- 第4次大河原町国土利用計画、大河原町都市計画用途地域等に基づき秩序ある土地利用の誘導を図ります。
- 都市計画マスタープランを策定し、安全・安心を重視して、町の中心性や拠点性などの特長や将来人口等も見据えながら、都市施設の適正な配置と維持管理を推進します。

② 町の特長を活かした景観計画の検討

- 宮城県の仙南地域広域景観計画(〇〇元年度策定予定)をもとに、恵まれた自然景観を活かし、快適な市街地の景観形成を目指した、景観計画の策定に取り組みます。
- 里山や一目千本桜、市街地の緑化や街並みなどの町の特長的な景観の保全と修景を図ります。蔵王山の遠景や白石川の眺望等、広域的な景観の保全・形成については、周辺市町と連携して進めます。

主な事務事業

- ・都市計画管理事業
- ・都市計画マスタープラン策定事業
- ・大河原町景観計画策定事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「都市施設・公共交通の充実」に対する満足度 (5点満点中)	2.9点	3.0点



対岸に連なる一目千本桜



国道4号の商業集積

第2項
＜政策＞

(1)公園・緑地に関する基本計画

公園や広場にみんなが集まり、交流が生まれるまち

★政策の基本方針

公園を安全に利用できる施設管理を進めます。住民による管理・活用を行う「公園サポーター制度」などを継続し、誰もが集える公園づくりを推進します。
白石川右岸河川敷整備により、新しい住民の憩いの場や広域的な交流拠点づくりを目指します。

★関連計画や法律・条例等

- 都市公園法
- 大河原町都市公園条例
- 児童福祉法
- 大河原町児童遊園等設置条例

★現状と課題

- 町内には、都市公園が40か所、児童遊園が12か所あり、地域の人たちの集いやコミュニティ活動の場となっています。近年、災害時の一時避難所や給水場所としても活用されています。
- 遊具等の老朽化が進んでおり、安全確保の面からも、定期的な点検、修理と計画的な施設の更新が求められています。

- 地域住民のボランティアにより、多くの公園で除草等の管理が行われています。参加者の高齢化が進んでいる状況で、新たな人材の確保が課題となっています。
- 県による白石川右岸の雑木伐採や整地が進んでいます。広場や関連施設の整備により、広域的な交流ゾーンとしての活用の可能性が広がっています。

★政策・施策の展開

政 策

2.(1) 公園や広場にみんなが集まり、
交流が生まれるまち

施 策

① 安全な公園等の協働による維持管理

② 白石川右岸河川敷等整備による
新たな交流拠点の創出

1	基本情報
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II	基本計画
基本情報の概要	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III	資料編
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 安全な公園等の協働による維持管理

○公園や児童遊園などを安全に利用できるよう、定期的な遊具等の点検と修繕・更新を実施します。利用に関する、モラルの向上のための啓発を行うとともに、住民自らが、管理し活用できるよう、公園サポーター制度などを継続して推進します。

主な事務事業

- ・住民による公園管理等支援事業（都市公園・児童遊園）
- ・公園・児童遊園維持管理事業
- ・公園施設整備事業

② 白石川右岸河川敷等整備による新たな交流拠点の創出

○県による白石川右岸河川敷整地事業（上谷～上大谷地区前）に合わせ、広場、トイレ、駐車場等、関連施設の整備を検討します。

○町民が気軽に集える場や、広域的なサイクリングロードの拠点、また、一目千本桜や白石川等との一体的な展開を図り、町内の観光エリアの拡大と広域的周遊ルート形成なども検討します。

主な事務事業

- ・白石川右岸河川敷等整備事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「公園・緑地の整備」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	3.5点
2	都市公園の公園サポーター数(40都市公園)	24団体	維持
3	児童遊園の公園サポーター数(12児童遊園)	9団体	維持



整備予定の白石川右岸河川敷

第3項 ＜政策＞

(1)道路・橋梁に関する基本計画 安全で便利な道路・橋梁を備えるまち

★政策の基本方針

道路・橋梁等施設の定期的な点検と適切な維持管理により安全を確保します。長寿命化計画に基づき老朽対策及び減災対策を計画的に実施し、安全で便利な暮らしを支えます。

★関連計画や法律・条例等

- 道路法
- 河川法
- 各協議会規約
- 大河原町舗装長寿命化修繕計画
- 大河原町橋梁長寿命化修繕計画

★現状と課題

○新設道路については、中核病院西線が平成30年度に全線供用開始となり、利便性の向上とともに救急搬送の迅速化が図られたほか、県道蔵王・大河原線の拡幅整備も進んでいます。

また、白石川右岸河川敷等整備の進捗に合わせ、(仮)川前地区道路整備等が想定されています。

○住民満足度調査において、道路等の修復、側溝の有蓋化などの満足度が低くなっています。

○道路の維持管理は、社会資本整備総合交付金を活用しながら、舗装長寿命化計画に基づき計画的に進めています。

○降雪時に通勤、通学路、バス路線及び主要幹線道路の除雪を委託して実施しています。

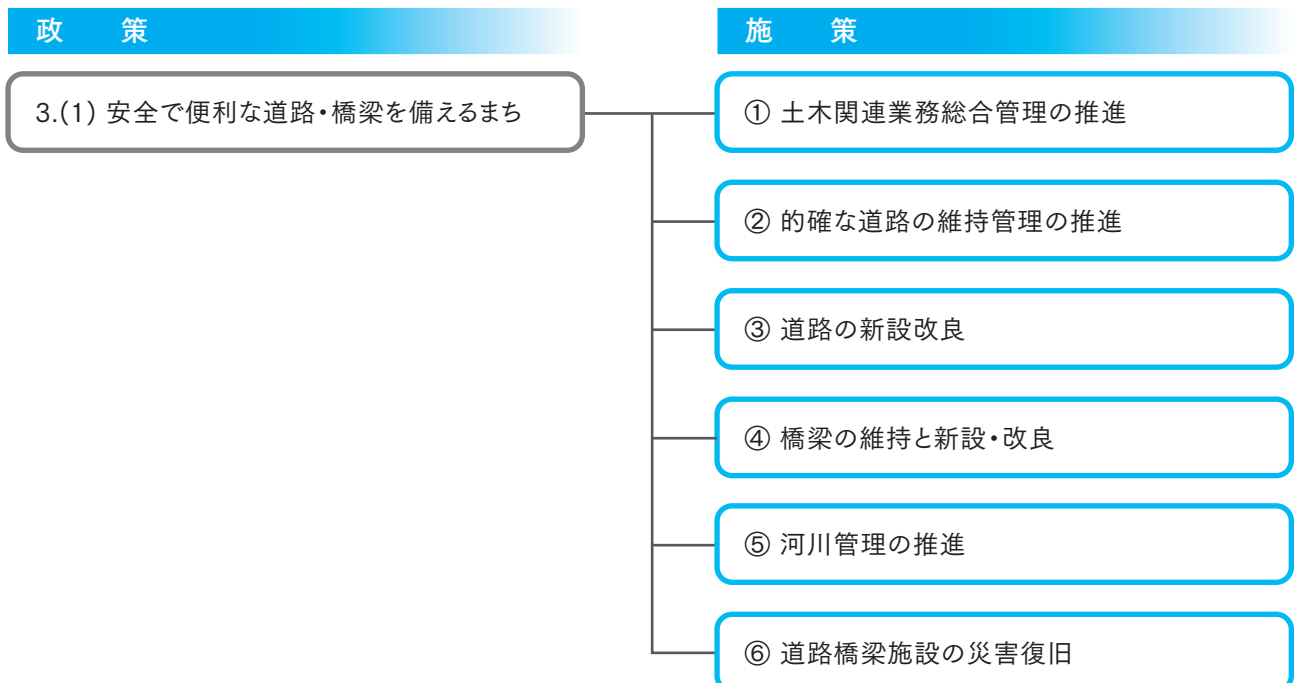
○通学児童や歩行者の安全・安心の確保を優先し、側溝の有蓋化を実施しています。

○橋梁は、5年に1回のサイクルで定期点検するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき補修を行っています。

○末広橋の耐震補強工事及び末広歩道橋の塗り替えを実施(県事業)し、長寿命化が図られました。今後は、末広橋の拡幅等について、県への要望を行います。

○宅地増加に伴い、遊水池として機能していた農地が失われ、冠水箇所が増加しています。

★政策・施策の展開



1	基本理念
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II 基本計画	
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III 資料編	
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 土木関連業務総合管理の推進

○工事に係る積算システムの活用や道路・橋梁事業の管理経費、各種負担金管理など、適切な総務管理を実施します。

主な事務事業

- ・土木総務管理事業

② 的確な道路の維持管理の推進

○道路及び付属設備等の定期的な点検の実施をするとともに、地域からの要望等に応え、適切な修繕、維持管理に努めます。国の交付金制度等活用しながら、計画的な補修・整備などを行います。

○道路側溝等の適切な維持管理と補修に努めます。降雪時の通学路等の除雪を適切に実施します。雨水排水路整備の推進や遊水池の確保と管理等により、大雨時の冠水に備えます。

主な事務事業

- ・道路側溝維持管理事業
- ・除雪委託事業
- ・町道舗装補修等事業
- ・道路構造物点検事業
- ・小規模冠水対策事業

③ 道路の新設改良

○都市計画マスタープランに基づき、国・県道などの新設改良を積極的に働きかけます。また、国・県道などの新設改良や将来の町の都市機能のあり方に配慮しつつ、町道の新設改良を計画します。

○道路と一体的に側溝の有蓋化を推進するほか、既存側溝の有蓋化について優先順位を定め実施し、通学児童や歩行者の安全・安心を確保します。

主な事務事業

- ・道路排水路改良事業
- ・道路新設改良事業

④ 橋梁の維持と新設・改良

○橋梁の維持管理や国県への要望活動を行います。

○末広橋及び周辺県道の拡幅改良については、橋の架け替えの場合、地域の生活や景観に大きな影響が生じることから、現在の末広橋を1.5m拡幅する方向で考えています。また、接続する道路は7mに満たない箇所を拡幅を行う方針とします。

「主要地方道互理大河原川崎線整備促進期成同盟会」として、県に対し強力で要望を継続します。

主な事務事業

- ・橋梁維持管理事業

⑤ 河川管理の推進

○白石川と荒川河川敷の除草等、景観や生活環境に配慮した河川管理を行います。

主な事務事業

- ・白石川河川敷等除草委託事業
- ・河川管理関連事業

⑥ 道路橋梁施設の災害復旧

主な事務事業

- ・道路橋梁施設災害復旧事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「安全で便利な道路の整備と維持管理」に対する満足度(5点満点中)	2.8点	3.3点
2	町道の舗装率	81.49%	81.51%
3	道路構造物(町管理)の点検率	100%	100%

第4項 <政策> (1)市街地、都市機能・景観に関する基本計画
都市施設と美しいまちなみが共存するまち

★政策の基本方針

駅前広場などの都市施設の適切な維持管理を推進し、便利で快適な町の玄関口をつくります。

高齢者等の交通弱者と市街地の活性化に対応できる、地域公共交通を維持します。

★関連計画や法律・条例等

- 大河原町自転車等駐車場条例
- 大河原町駅前コミュニティセンター条例
- 大河原町駐車場条例

★現状と課題

○駅前広場を町の玄関口として、植栽や施設管理、快適な環境維持に努めています。

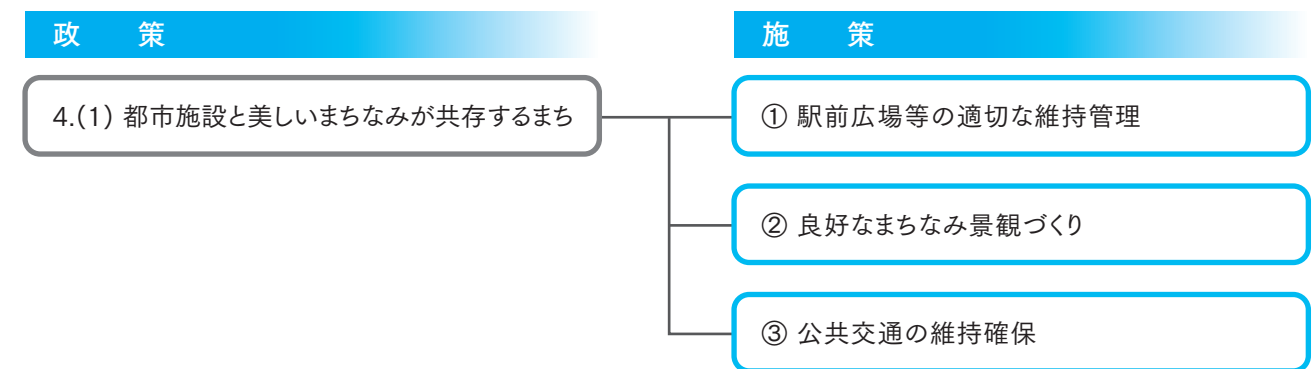
○駅前再開発ビル「Orga(オーガ)」は、駅前図書館や絵本と学びのへや、コミュニティ施設、及び立体駐車場の公共施設と、民間による商業施設等(ハローワーク含む)で構成されています。立体駐車場やコミュニティ施設は、指定管理者制度により施設の管理・運営を行っています。

○駅前駐輪場・駐車場、駅前自由通路などの老朽化が進んでおり、今後の利用状況も踏まえた改修等の検討が必要です。

○駅前広場や尾形橋の歩道にプランターを設置し草花を植栽しています。各地区では、緑化推進事業等により、道路沿いの空地等に花木を植栽し管理しています。

○公共交通としては、JR東北本線大河原駅、ミヤコーバス(2路線)、民間タクシー(2社)があります。町では、高齢者などの交通弱者対策として、平成24年7月から、デマンド型乗合タクシーを運行しています。

★政策・施策の展開



1	基本理念
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II 基本計画	
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III 資料編	
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 駅前広場等の適切な維持管理

○駅前広場と周辺施設の一体的な維持管理を行い、町の玄関口としての快適な環境・景観と利便性を維持します。

駐輪場・駐車場は、利用者の状況も踏まえ、効率的な運営と計画的な維持・修繕を図ります。

○駅前再開発ビル「Orga(オーガ)」は、所有者や入居テナントと連携し、テナント等の振興と駅前図書館やコミュニティ施設の利用拡大が図られるよう、的確な管理運営(支援)を行います。

主な事務事業

- ・駅前広場維持管理事業
- ・駐輪・駐車場維持管理事業
- ・駅前自由通路維持管理事業
- ・立体駐車場コミュニティ施設等管理事業
- ・オーガ全体共用管理費負担事業
- ・オーガコミュニティ施設等管理運営事業

② 良好なまちなみ景観づくり

○住民や地区と協働し、道路沿いや公共施設等に花木の植栽活動を推進し、美しい街並みづくりにつなげます。

主な事務事業

- ・花いちめん運動推進事業

③ 公共交通の維持確保

○JRや路線バスに対する要望活動や運行支援を継続します。

○デマンド型乗合タクシーについては、高齢化社会に対応した交通弱者などの「あし」としての役割と、地域経済への影響、そして利便性と公平性の確保等を踏まえて、効率的な運営に努めます。

主な事務事業

- ・バス等公共交通対策事業
- ・デマンド型乗合タクシー運行事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「都市施設・公共交通の充実」に対する満足度 (5点満点中)	2.9点	3.3点
2	デマンド型乗合タクシー利用登録者数	3,606人	4,000人



地区にうるおいをもたらす花の植栽活動



「駅前に新しい顔」さくらっきーの石像が登場

第5項
＜政策＞

(1)水道に関する基本計画

どんな時でも安全でおいしい水が飲めるまち

★政策の基本方針

安全でおいしい水をいつでも安定して供給することを目指して、水道施設の維持管理とサービス向上を図ります。

長期的な経営分析を行い、事業の効率化を図り、安定したライフラインを維持します。

★関連計画や法律・条例等

- 水道法
- 大河原町給水条例

★現状と課題

○本町の平成29年度末給水人口は、23,624人で普及率は99.8%となっています。

水源は、仙南・仙塩広域水道からの受水と金ヶ瀬揚配水場の自己水源により給水しています。

○有収率(水が利用者のところに届いている割合)は、平成29年度は90.0%であり、その向上が求められます。

○創設時の配水管は石綿管がほとんどで老朽化が進んだため、計画的に配水用ポリエチレン管などに布設替えを進めています。

○東日本大震災においても、自己水源は使用可能で、中核病院への給水のほか、緊急給水にいち早く対応することが出来ました。

○金ヶ瀬揚配水場の自己水源の水は、水質に優れ、滅菌処理のみで供給されるため、「おいしい水」との評価を受けています。

○人口減少社会の進展により給水需要の大幅な減少が見込まれることから、将来を的確に見越した水道事業の効率的で健全な経営が求められています。

★政策・施策の展開

政 策

5.(1) どんな時でも
安全でおいしい水が飲めるまち

施 策

① 安全・安心に配慮した水道事業の推進

② 水の安定供給のための施設整備の充実

★施策の方向性と主な事務事業

① 安全・安心に配慮した水道事業の推進

- 計画的な漏水調査や配水施設の修繕を進め、効率的な水道事業を推進します。
- 災害時の安定した給水や大河原のおいしい水を広くPRし、町のイメージ向上や地域経済の活性化(ブランド化)への結びつけを検討します。
- 修繕対応や料金の徴収、窓口対応等、利用者のサービス向上に努めます。

主な事務事業

- ・一般管理事業
- ・取水・浄水事業
- ・配水・給水事業

② 水の安定供給のための施設整備の充実

- 将来の人口予想に基づき、老朽化した配水管の計画的な布設替えや未配水管路線への配水管布設等を実施します。
- 仙南・仙塩広域水道と自己水源の2系統の水源を確保するとともに、施設の耐震化等を進め、災害等の対応に万全な体制強化を図ります。

主な事務事業

- ・配水管布設替事業
- ・配水管布設事業
- ・浄水施設等整備事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	上水道の充実に対する満足度(5点満点中)	3.5点	3.6点
2	有収率(水が利用者のところに届いている割合)	90.0%	91.0%
3	石綿セメント管(老朽管)の残延長	1.1km	0.3km



“おいしい水”を供給する金ヶ瀬場配水場

第6項 ＜政策＞

(1) 下水道に関する基本計画

衛生的で安全に暮らせる下水道・雨水排水のあるまち

★政策の基本方針

公共下水道(汚水排水)の整備を推進し、衛生的で快適な生活環境の創出と河川の水質等の自然環境の保全を目指します。
雨水排水施設の整備を促進し、浸水被害の解消等、安全・安心な生活環境をつくれます。

★関連計画や法律・条例等

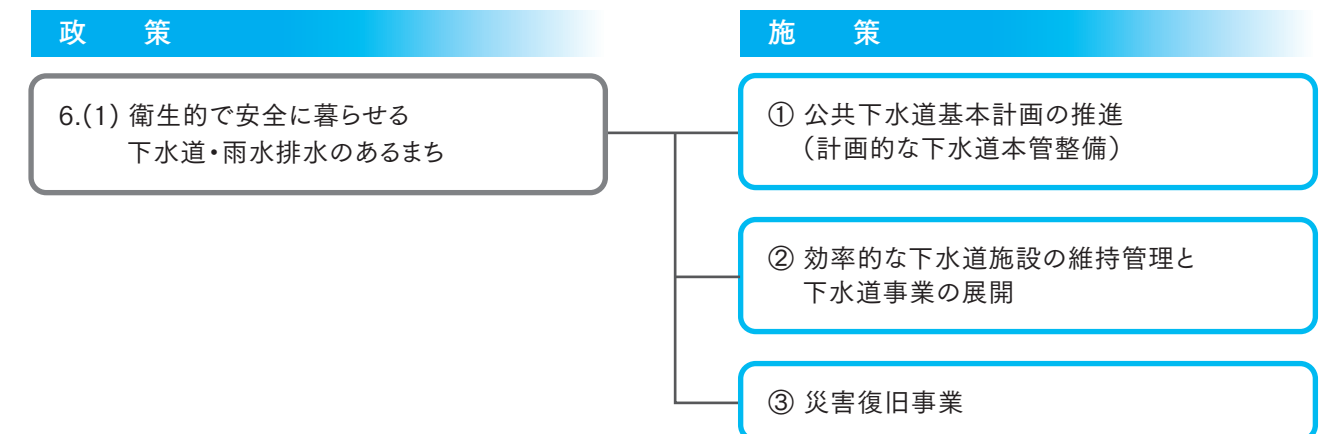
- 下水道法
- 大河原町流域関連公共下水道事業計画

★現状と課題

- 本町の下水道事業は、汚水の全体計画695.0ha、雨水の全体計画702.5ha(本町面積の約30%)とし、そのうち汚水664.0ha、雨水201.7haの区域で事業認可を受けて、下水道事業を実施しています。
- 汚水排水管については、平成29年度末の整備率は86.6%となっています。また、平成29年度末の水洗化率は95.4%で、毎年微増しているものの、築年数が古い住宅などで下水道への接続が進まない状況です。

- 雨水排水路整備事業では、集中豪雨による浸水被害をなくすため、現在、鷲沼排水区の整備を推進していますが、これ以外の浸水区域への対応が困難なことが重要課題となっています。
- 下水道の管路施設等の維持管理及び更新には多額の経費がかかり、長期的な財政負担となるため、町の都市計画はもとより、将来の人口予測にも配慮した事業展開が必要です。

★政策・施策の展開



1	基本理念
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II 基本計画	
第6項 政策の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III 資料編	
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 公共下水道基本計画の推進
(計画的な下水道本管整備)

○公共下水道基本計画に基づき、汚水排水整備事業では、計画的な本管整備を推進し整備率を高め、対象地域の早期の水洗化を目指します。
雨水排水整備事業では、浸水被害が多発している鷺沼排水区の雨水排水施設の早期完成を目指すとともに、雨水管理総合計画を策定し、町内の浸水区域の解消に計画的に取り組めます。

主な事務事業

- ・下水道整備事業
- ・鷺沼排水区雨水整備事業
- ・流域下水道整備事業負担金

② 効率的な下水道施設の維持管理と
下水道事業の展開

○公共下水道に対する情報提供や啓発活動等を通じ利用者の理解を深め、公共下水道(汚水排水)への接続を推進し、水洗化率を高めます。
計画的な管渠清掃や汚水排水の水質検査を実施するとともに、ストックマネジメント*計画に基づき、管路施設等の調査・診断を実施し施設の長寿命化を図ります。

主な事務事業

- ・公共下水道施設維持管理事業
- ・公共下水道施設改築更新事業
- ・下水道会計地方公営企業法適用化事業

③ 災害復旧事業

主な事務事業

- ・下水道施設災害復旧事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「下水道の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.4点	3.5点
2	汚水整備率(整備面積/事業認可面積)	86.6%	87.0%
3	雨水整備率(整備面積/事業認可面積)	19.8%	24.0%

*ストックマネジメント:新規整備、維持管理、改築修繕を一体的に捉えて事業運営する手法

第7項 <政策> (1)住宅政策に関する基本計画
公営住宅管理と独自の定住支援に取り組むまち

★政策の基本方針

町が造成分譲した上谷・見城前団地及び町営住宅の計画的な維持管理を行うとともに、移住定住推進・空き家対策などと連携した、総合的な住宅政策を検討します。

★関連計画や法律・条例等

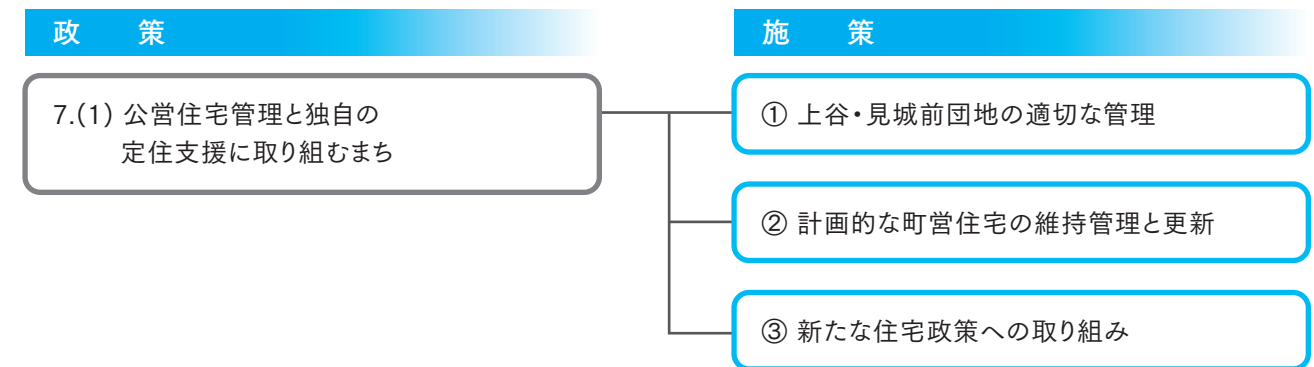
- 公営住宅法
- 公営住宅法施行規則
- 住生活基本法
- 大河原町公営住宅等長寿命化計画

★現状と課題

- 上谷・見城前団地については、地上デジタル放送共同受信施設整備により、テレビ電波が良好に受信されています。上谷団地地盤沈下については、補償を継続して行っています。
- 現在、町営住宅は、上谷団地、栄町団地、見城前団地、稗田前団地で25棟(管理戸数267戸)となっています。老朽化した建物が多く、改修費用等が増加しています。今後、全面改修を要する住宅も存在します。
- 上谷2階建て住宅については、耐用年数を迎え、入居者も少ないことから、入居者の転居先の確保などを行いながら、計画的に解体工事を実施しています。

- これまで、町では住宅(居住)政策としては、ほとんどが町営住宅に関するものでしたが、今後は空き家問題や移住定住への対応、住宅における自然環境保護の取り組み等、関連政策と連携した住宅政策への取り組みが必要となっています。
- 高齢者や低所得者等、住宅確保要配慮者に対する民間での住宅供給体制構築が求められています。(住宅セーフティネット制度)
- 定住施策として、空き家リフォーム・三世帯同居用住宅新築・増築等に対する補助制度の調査、研究をまち・ひと・しごと創生総合戦略でも位置づけています。

★政策・施策の展開



I 基本情報

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本情報の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

★施策の方向性と主な事務事業

① 上谷・見城前団地の適切な管理

○地上デジタル放送共同受信施設の維持管理や更新、地盤沈下の補償を適正に実施します。

主な事務事業

・上谷・見城前団地管理事業

② 計画的な町営住宅の維持管理と更新

○将来の住宅需要を的確に見極めながら、町営住宅の計画的な維持管理を実施します。大河原町公営住宅等長寿命化計画を見直し、大規模改修や建て替え、また取り壊し(廃止)について慎重に取り組みます。

○居住者の理解と移転対策を進めながら、上谷2階建て町営住宅の解体工事を順次実施します。

主な事務事業

・町営住宅維持管理事業
・町営住宅等長寿命化事業
・町営住宅(上谷2階建て)解体事業

③ 新たな住宅政策への取り組み

○移住・定住政策、空き家対策の展開、一般住宅や事業所における環境保全への取り組み等に対し、その目的に応じて、住宅政策の視点から、担当課等と連携し横断的な政策を展開します。

○高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者に対する、民間住宅の供給について、住宅セーフティネット制度の活用を検討します。

○安全・安心で環境や景観にも配慮した、住宅地と住宅等の整備を目指し、大河原町らしい住宅政策の展開について検討を進めます。

主な事務事業

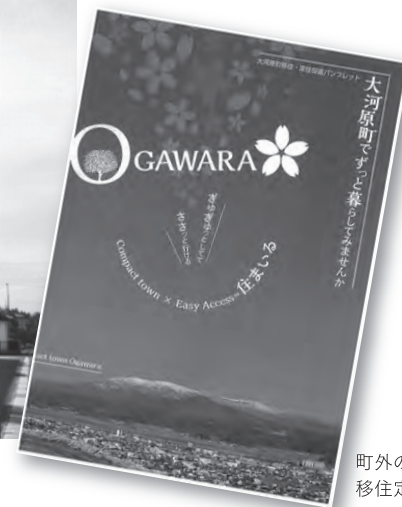
・住宅政策推進事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	町営住宅管理戸数	267戸	219戸



町営住宅



町外の人に向けて
移住定住パンフレット

第4章 産業・観光

ブランド化とプロモーションで、誰もがはつらつと働けるまち

第1項 (1)農業(農林畜産業)に関する基本計画 <政策> 故郷と食をつなげる活力ある農業のまち

★政策の基本方針

「人・農地プラン」に基づき、農地を適正に保全しながら、農地集積や新規就農を促進し、農業の効率化や担い手の育成、支援を図ります。

耕作放棄地の管理や有害鳥獣対策等を強化します。また、農商工連携を促進し、農作物の高付加価値化やブランド化と関連付けて、地域に適した農業再生に取り組みます。

★関連計画や法律・条例等

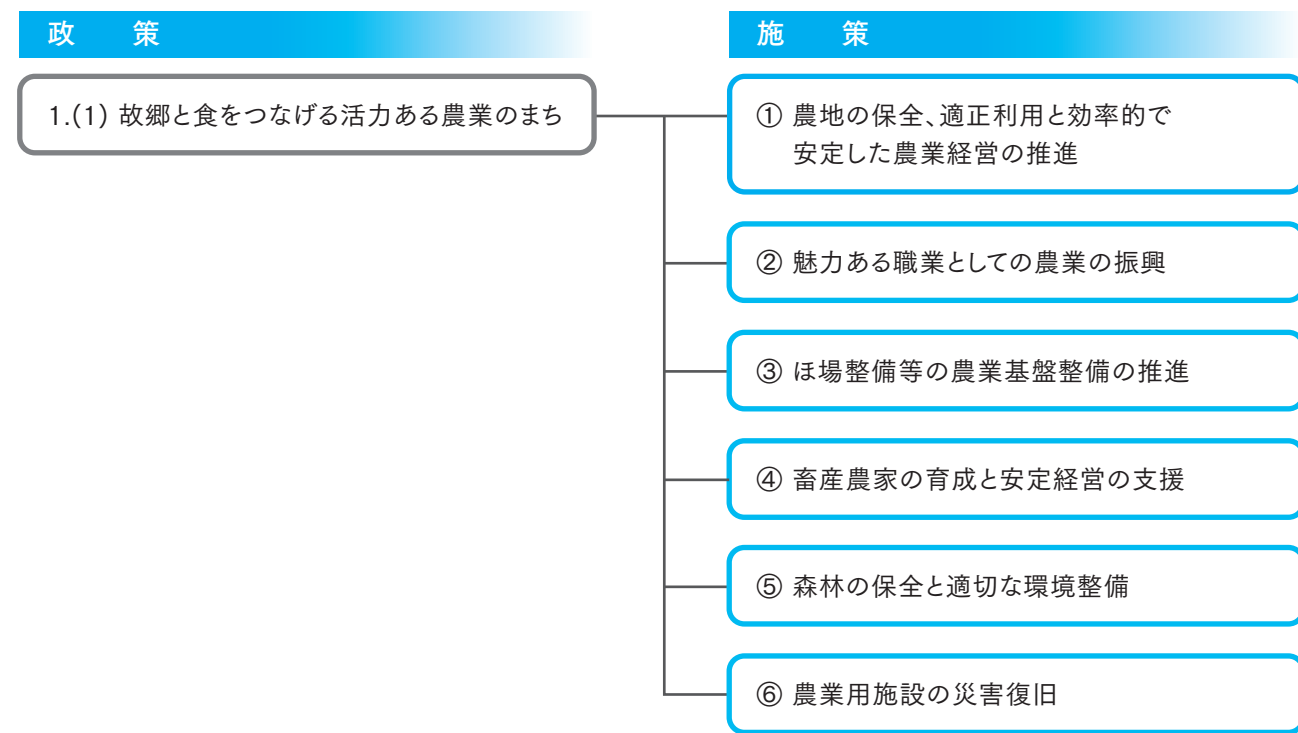
- 農地法
- 農業委員会等に関する法律
- 食料農業農村基本法
- 農業経営基盤強化促進法
- 家畜伝染病予防法
- 森林法

★現状と課題

- 農業経営者の高齢化や後継者不足で農家数も減少しており、次世代の担い手確保の必要性が高まっています。
- 都市化の影響で農地面積も減少しており、ほ場整備事業を活用した農地集約等の基盤整備が求められています。
- 遊休農地や耕作放棄地が数多く存在し、里山の荒廃や鳥獣被害など様々な悪影響が出ていることから、保全管理や有効活用方法の検討が必要になっています。
- 輸入農畜産物の安全性の問題や食糧の安定供給、食糧自給率向上の観点から、生産性や品質の向上が求められています。また、国内産の農畜産物についても厳しい安全性と環境への配慮が求められており、これらに配慮した質の高い農産物の生産に取り組む必要があります。

- 本町は、水稲中心の経営形態であり、園芸作物の生産が少ないことから、特産品づくりや6次産業化につながりにくい状況です。米を含めた、農作物の6次産業化、高付加価値化、販売経路の拡大などのブランド化の取り組みが遅れています。
- 畜産業は、本町農業生産の50%以上と大きなウェイトを占めており、安定経営の持続に対する支援が求められています。
- 林業は産業として極めて小さいものですが、森林については、環境保全等の多様な役割が重要視されていることから、適切な保全と活用が求められています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 農地の保全、適正利用と効率的で安定した農業経営の推進

○農地の保全・適正利用及び生産性の向上、経営の合理化を図ります。また、耕作放棄地の解消、再生の対策を進めます。

主な事務事業

- ・農業委員会管理・運営事業
- ・耕作放棄地対策事業

② 魅力ある職業としての農業の振興

○農地集積による規模拡大、低コスト農業の推進により、農業の効率化を図るとともに、イノシシをはじめとした有害鳥獣や病害虫被害など、農業経営の様々な問題への対応を強化します。

○新規就農希望者の定住支援や生活相談等を行い、後継者不足の解消や担い手育成につなげます。

○米の需給調整を当面継続し、転作作物の作付けによる水田活用を図ります。米を中心に低農薬などによる、環境と人にやさしい農産物の生産を進めます。

○地域に適した農作物の生産を推進するとともに、大河原らしい特産品の6次産業化による、高付加価値化、ブランド化を図り、販路開拓を支援します。

主な事務事業

- ・農業振興管理事業
- ・農作物病害虫防除事業
- ・農業振興促進事業
- ・担い手育成事業
- ・人・農地プラン推進事業
- ・特産物づくりと6次産業化支援事業
- ・就農希望者定住促進事業
- ・田園文化創造基金事業

③ ほ場整備等の農業基盤整備の推進

○農道、水路などの農業用施設の計画的な維持管理に努めるとともに、地権者との十分な話し合いのもと、ほ場整備事業を活用した農業基盤整備を進めます。

主な事務事業

- ・農業用施設維持管理事業
- ・土地改良事業負担金
- ・ほ場整備事業

④ 畜産農家の育成と安定経営の支援

○畜産施設等の整備支援や衛生、防疫事業により、安定的な畜産経営を支援します。

主な事務事業

- ・畜産振興対策事業

⑤ 森林の保全と適切な環境整備

○松くい虫などの被害対策や間伐の促進、遊歩道管理、伐採管理を通じ、環境保全などの多様な公益的機能の維持を図ります。

主な事務事業

- ・森林病害虫防除事業
- ・遊歩道維持管理事業

⑥ 農業用施設の災害復旧

主な事務事業

- ・農業用施設災害復旧事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「農業支援の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.5点
2	農振・農用地内の耕作放棄地面積(ha)	49ha	39ha
3	新規就農者数	2人	3人



適正利用と効率的な農業経営を推進

目次	1
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
II 基本計画	
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III 資料編	
1	
2	

(1) 商業・サービス業、工業に関する基本計画

にぎわいを生み出す商工業の振興と起業・創業支援のまち

★政策の基本方針

大河原商圏を維持しながら、市街地商店街の活性化やまちなかのにぎわい創出に取り組みます。
企業誘致に向けて、支援策の拡充や新しい用地の調査、検討を進めます。
「にぎわいプラザ」を活用し、起業や第二創業を支援するとともに、「食」を中心とした地域産業の活性化とブランド化を推進します。

★関連計画や法律・条例等

- 中心市街地活性化法
- 消費者基本法
- 大河原町中小企業振興資金・小企業小口融資規則
- 復興特区法、企業立地促進法
- 工場立地法
- 大河原町企業立地推進条例

★現状と課題

【商業・サービス業】

- 国道4号沿いの商業施設、土地区画整理地区の商業施設等により大河原商圏は維持されています。しかし、市街地にある各商店街は、経営者の高齢化や後継者不足などにより、空き店舗や更地が増えており、大変厳しい環境となっています。
- 商店街や町内在住の自営業者は、子どもから高齢者まで地域の安全・安心を支える「まちの見守り役」を担っています。今後の人口減少社会、高齢社会に伴う、コンパクトシティの形成も踏まえ、市街地商店街等の役割の再評価、再確認が必要となっています。
- 消費者行政では、特殊詐欺、多重債務等の新たな問題が次々と発生し、関連した相談も増加しています。

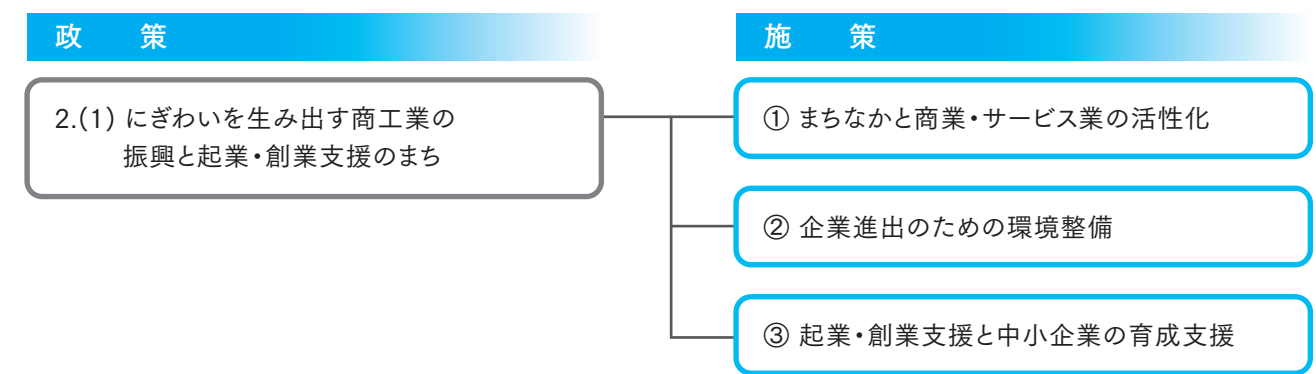
【工業】

- 川根工業団地内に道路、工場用地の造成・整備を行い、3社の立地等が実現しました。町唯一の工業団地である川根地区の土地も少なくなっていることから、今後は企業誘致用地の検討が必要となっています。
- 現在、国の制度及び町条例により、企業進出や工場の拡張等の支援を行っています。今後は社会状況の変化に合わせて、制度の拡充、見直しが必要となります。

【起業・創業支援等】

- 町では、平成28年度に「創業支援事業計画」を策定し、起業や第二創業に対する支援を開始しました。平成30年秋には、中央公民館複合化によって整備した「にぎわいプラザ」内に起業・創業に関する相談対応を始めます。この施設を活用し、飲食業やサービス業等も含む起業・創業支援を強化しています。
- 中小企業者は依然として非常に厳しい経営環境に置かれていることから、中小企業振興資金等を拡充しています。今後は起業・創業もあわせた、金融斡旋等の支援の充実が必要です。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① まちなかと商業・サービス業の活性化

- 商工会、各商店会と連携し、商業・サービス業を中心とした活性化事業や高齢社会に対応できる商店街のあり方を検討します。加えて、「にぎわいプラザ」と連携し、商店街等の機能維持とにぎわいづくりを目指します。
- 複雑化する消費者保護対策の充実を図ります。

主な事務事業

- ・商工会補助事業
- ・商工会事業補助事業
- ・市街地活性化研究事業
- ・消費者対策事業

② 企業進出のための環境整備

- 国の企業立地支援制度、震災からの復興支援制度、町の「企業立地促進条例」などを有効に結びつけ、工場(進出企業)の事業拡大と地域雇用を促進します。また、地域や社会状況に応じて、町の支援制度の見直し、拡大等を行います。
- 川根工業団地内工場用地(町有地)の売却完了を受け、今後は土地利用の転換も含めた用地確保について調査、検討を行います。また、町内の空き工場(跡地)等の現状を把握するとともに、活用支援策を検討します。

主な事務事業

- ・工業団地整備事業
- ・企業立地促進事業

③ 起業・創業支援と中小企業の育成支援

- 「にぎわいプラザ」を起業・創業支援の拠点として活用します。商工会や地元金融機関等の関連機関と協力を密にし、起業・創業者に対する支援窓口の設置や創業支援セミナーの開催などにより、新規創業等の促進を図ります。
- 一目千本桜の持つブランド力を活かし、地域の食をテーマとして、新商品、新メニューの開発やチャレンジショップ等を展開し、起業や地元飲食店の事業拡大を支援し、地域産業の振興と「大河原産」のブランド化を推進します。併せて、働きやすいまち、起業のチャンスがあるまちとしてのイメージ創出も図ります。
- 町内中小企業者に対する、経営資金融資制度等について拡充を図るとともに、創業支援の制度等についても検討を進めます。

主な事務事業

- ・起業・創業支援事業
- ・中小企業金融斡旋事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「商業・サービス業の活性化」に対する満足度 (5点満点中)	3.0点	3.1点
2	「企業誘致の推進」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点
3	大河原町の商業総売上高	573億322万円 (H28)	増加
4	商工会への加入事業者数(事業所)	541人	550人
5	起業・創業支援につなげた件数	—	7件



にぎわい交流施設



ロカル大河原商店会の歩行者天国秋まつり

第3項 (1)観光、地場産業、一目千本桜に関する基本計画
＜政策＞ 地域資源を活かし、ブランドが花開くまち

★政策の基本方針

地域活性化イベントの充実と観光物産協会の支援、そしてにぎわいプラザを活用し観光物産の振興を図ります。広域連携による事業展開により、インバウンド誘致も行います。

一目千本桜の保護活動と一層のブランド化を住民や企業と協力しながら強化するとともに、町のシンボル、まちづくりの象徴として継承します。

地域資源の発掘や高付加価値化を図りながら、町の総合的なブランド化に結び付け、シティプロモーションのメインツールとして活用します。

★関連計画や法律・条例等

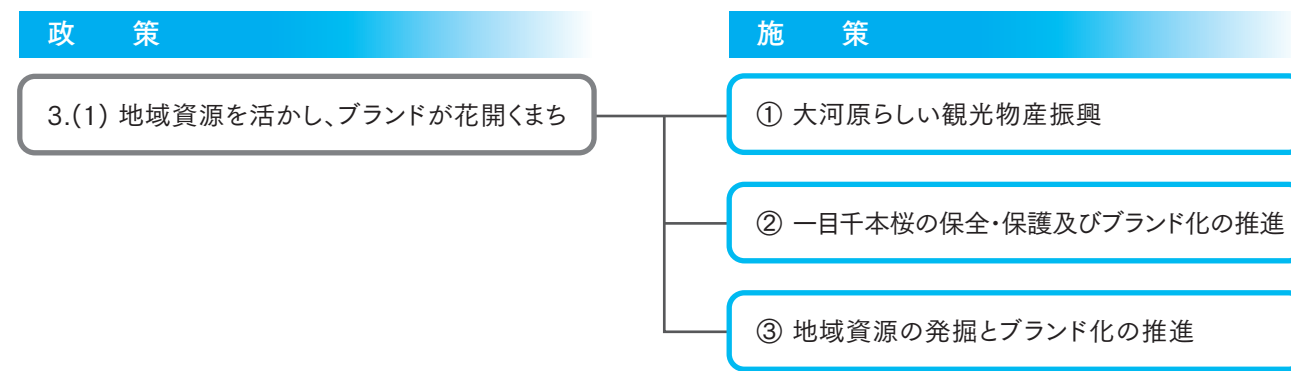
- まち・ひと・しごと創生法
- 観光立国推進基本法
- 大河原町観光物産協会規約

★現状と課題

- 現在、観光イベントは、桜まつり、梅まつり、夏まつり、オータムフェスティバルなどがあり、商工会による実行委員会等と町の共催により開催されています。どのイベントも恒例となっていますが、新たな内容の盛り込みが期待されています。
- 一目千本桜は、町のシンボル、町民の誇りです。また、全国的にも知られた町唯一の観光スポットとなっており、桜まつりには、毎年20万人以上の観光客が全国から訪れています。
- 平成28年度より柴田町と共同で白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業を実施し、インバウンドを含めた観光客の受入環境整備やプロモーション事業を展開しました。その結果、海外からの観光客(インバウンド)も増加しています。
- 平成30年秋に「にぎわいプラザ」の観光ルームに観光物産協会が移転しました。常設の観光案内及び地場産品の展示販売が可能となり、観光物産やシティプロモーションの拠点として期待されています。
- 大河原町観光PRキャラクター「さくらっきー」は、町内外に愛好者を広げており、今後その活用強化が望まれます。
- 一目千本桜以外に全国に発信できる観光資源が少ない状況です。また、関連イベントも含み、地域経済の活性化との結びつき(収益)が弱いことが指摘されています。
- 一目千本桜の約3割は樹齢90～100年を超える老木です。観光資源としてだけでなく、樹木周辺の安全面からも、管理と保護の強化や適切な更新等、早急な手当てが必要となっています。しかし、河川法により、現在の場所での植え替えが難しいことが最大の課題となっています。
- 上谷・上大谷地区の白石川右岸への約130本の桜の植樹等、桜を中心とした観光エリアの拡大が期待されます。今後とも、白石川右岸河川敷整備事業等との結びつけや新たな桜の植樹場所の調査・検討、そして、広域的な観光振興等の展開が求められます。

1	基本理念
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II	基本計画
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III	資料編
1	
2	

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 大河原らしい観光物産振興

- 観光物産協会は、観光や地場産品の情報発信を強化するとともに、自主事業や独自性が発揮できるよう、法人化に向けた取り組み等の支援を強化します。また、観光PRキャラクター「さくらっきー」は、使用に関するルールを明確化しながら、様々な活用を推進します。
- 桜まつりをはじめとしたイベントや観光関連事業は、課題や幅広いニーズに配慮しながら、その内容の更新やリニューアルを図ります。
- 柴田町や近隣市町と連携し、広域の観光プロモーション等を展開し、インバウンドを含む観光客の誘致を図ります。

主な事務事業

- ・観光物産協会関係補助事業
- ・観光物産振興助成事業
- ・観光振興事業

② 一目千本桜の保全・保護及びブランド化の推進

- 町のシンボルである一目千本桜は、地域住民・企業はもとより、町外にも広く協力を求めながら、桜樹の保全・保護を推進します。また、関連法規等に留意しつつ、新たな植樹場所等を検討します。
- 一目千本桜をまちづくりの象徴として、郷土愛の育成などにも利用しながら、次世代に継承していきます。

- 一目千本桜の情報発信やプロモーションを強化し、ブランド化を推進するとともに保護活動等も含め、町全体のイメージアップやブランド化に結びつけます。

主な事務事業

- ・桜樹保護事業
- ・一目千本桜ブランド化事業

③ 地域資源の発掘とブランド化の推進

- 農商工連携による、特産品づくりや高付加価値化とともに、町の歴史、文化、景観や商業施設の集積等、様々な資源の再発掘と活性化との結びつけを推進します。
- 「にぎわいプラザ」を活用し、「食」をテーマとした、新商品、新メニュー等の開発やイベント等を推進し、地域産業や観光の活性化と、まちなかのにぎわい創出を目指します。
- 一目千本桜や「さくらっきー」を活用しながら、観光物産のプロモーションやブランド化を積極的に展開します。加えて、まちづくりの様々なシーンに結びつけ、シティプロモーションや町全体のブランド化事業の総合的な展開を目指します。

主な事務事業

- ・農商工連携事業
- ・観光資源拡大事業
- ・食のブランド化推進事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「観光と地場産品の振興」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点
2	観光物産協会の会員数	172会員	拡大
3	観光客年間入込数	421,000人	430,000人
4	新しい特産品(新名物)づくり件数	—	3件
5	白石川堤の桜樹本数	892本	1,000本以上



一目千本桜ブランド化事業 外国人観光客誘致(和文化体験)



人気上昇のさくらっきーグッズ



柴田農林高等学校生徒による桜のテングス病枝剪定



水面に反射する一目千本桜

1	基本情報
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II	基本計画
1	基本理念の体系
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III	資料編
1	
2	

第4項 <政策> (1) 労政に関する基本計画
安定した雇用環境があるまち

★政策の基本方針

関係機関と連携を図りながら雇用促進と安定した雇用環境づくりを推進します。シルバー人材センターの活動充実を支援し高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進します。

★政策・施策の展開



★政策・施策の目標指標

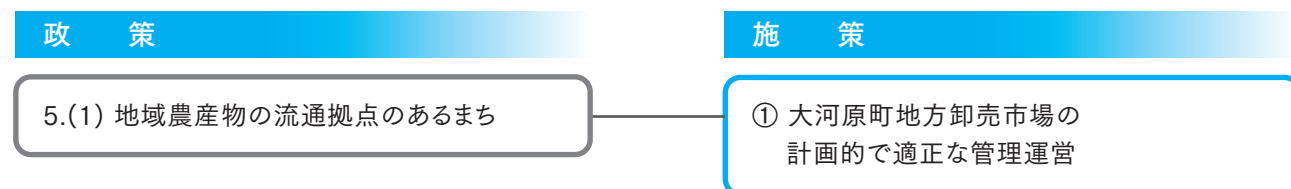
No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	シルバー人材センターの登録者数	196人	210人

第5項 <政策> (1) 大河原町地方卸売市場(特別会計)に関する基本計画
地域農産物の流通拠点のあるまち

★政策の基本方針

農業と商業を結ぶ地域の流通拠点として、施設の適正な経営と管理を推進します。

★政策・施策の展開



第5章 学校教育・生涯学習

志(こころざし)たくましく、おおらかに学び続けられるまち

第1項 <政策> (1) 教育行政に関する基本計画
「笑顔」「元気」「学び」を育む教育環境をつくるまち

★政策の基本方針

教育振興基本計画に基づき、学校教育では、児童生徒の個性を生かしながら学力向上を図り、社会の変化に自ら対処できる能力を養う教育を目指します。安全で安心して教育を受けられる環境を充実します。

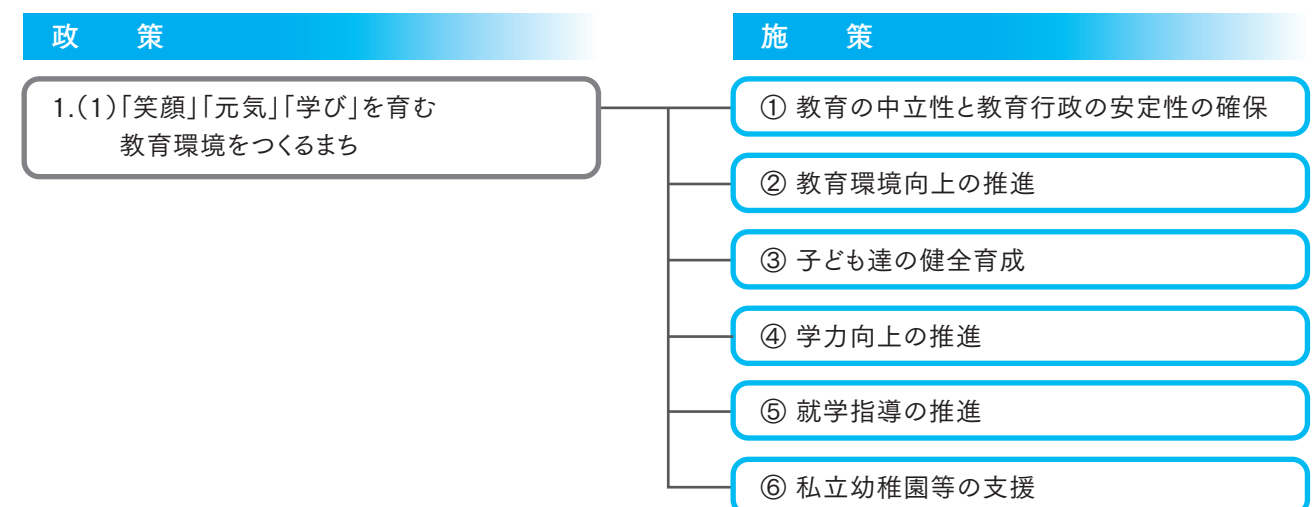
★関連計画や法律・条例等

- 教育基本法 ○学校教育法
- 大河原町教育振興基本計画
- 大河原町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例

★現状と課題

- 新学習指導要領に伴う教育内容の変化に対応する設備・学習環境の整備が必要となっています。
- 学校施設については、築40年を経過した施設もあり老朽化が著しい状況にあります。将来的な少子化を踏まえ学校施設の整備・再編に向けた方針を策定する必要があります。
- 発達障がい等の特別な支援を要する児童生徒の増加により、多様な障がい種別や通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細やかな指導が必要となっています。
- 特別な支援を要する児童生徒に対する就学相談及び学校見学を保健師等とともに、保護者が不安を解消し、学校の体制を理解したうえで就学できる環境の構築が必要となっています。
- いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や複雑化する家庭環境へ対応するため、専門家や関係機関等との連携がさらに重要となっています。
- 児童生徒の学力は、町独自の学力調査や全国学力・学習状況調査の結果から、小学校は全国・県内でも上位の結果を収めています。中学校も徐々に向上していますが、中1ギャップ等による学力低下が課題となっており、教職員研修の充実や小中学校間での連携が求められています。
- 町内私立幼稚園への運営費補助や入園している児童の保護者に就園補助を行っています。

★政策・施策の展開



1	基本理念
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II	基本計画
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III	資料編
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 教育の中立性と教育行政の安定性の確保

- 教育振興基本計画に基づき、少子高齢化、学力向上、家庭・地域や子育て世代の教育力の向上といった今日的課題に対応した教育施策を推進します。
- 将来的な少子化を踏まえながら、学校施設設備の老朽化に伴う学校施設の整備・再編に向けて検討します。

主な事務事業

- ・教育委員会運営事業

② 教育環境向上の推進

- 新学習指導要領の実施に向け、学習内容に則した環境整備等を推進します。
- 外国語能力の向上と国際理解を促進するため、外国語指導助手を招致し、外国語教育の充実を図ります。
- 情報化社会に対応できる人材を育成するため、タブレット*等を活用したICT教育の充実を図ります。
- 学級編制弾力化により児童生徒へのきめ細やかな指導を行います。

主な事務事業

- ・教職員関係事業
- ・外国語指導助手招致事業
- ・学校図書司書補助員配置事業
- ・学級編成弾力化事業
- ・教員補助配置事業
- ・幼稚園就園奨励費補助事業
- ・私立幼稚園運営費補助事業

③ 子どもたちの健全育成

- 不登校、いじめ、非行等の様々な問題に対する教育相談を実施します。
- 「明日の青少年を育てる会事業」による社会全体で子どもを育て見守る体制づくりを行います。
- いじめや不登校などにより、学校生活に困難を抱えるようになった子どもたちの学校復帰や自立支援の取り組みを行います。
- 児童生徒の心の安定を図り、自己有用感・肯定感を持たせるため、心のケアハウス事業の推進やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を行い、相談体制の充実を図ります。

主な事務事業

- ・教育相談事業
- ・明日の青少年を育てる会事業
- ・心のケアハウス事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

④ 学力向上の推進

- 町の学力向上策「3本の矢」の継続による基礎学力の定着とおおがわら算数チャレンジ数学オリンピック事業等の継続による「活用する力」を育成します。
- 暗唱読本等を活用した言語活動の充実、言語力の育成を図ります。
- 校内研修の充実強化と実践的研究を推進し、町全体で学力向上に取り組む体制づくりを促進します。
- これまでの全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的・基本的知識と技能の習得の徹底と、課題を解決するための能力育成に取り組みます。

主な事務事業

- ・学力向上推進事業
- ・社会科副読本整備事業

⑤ 就学指導の推進

- 円滑な学校生活を送るために健康診断等の就学指導を推進します。
- 特別な支援を要する児童生徒のための体制整備や保護者との合意形成を丁寧に行います。

主な事務事業

- ・就学指導事業

⑥ 私立幼稚園等の支援

- 町内私立幼稚園の運営費補助により幼児教育の環境づくりを推進するとともに、幼稚園に入園している児童の保護者の経済的負担軽減を図ります。

主な事務事業

- ・私立幼稚園運営費補助事業
- ・幼稚園就園奨励補助事業

*タブレット:板状・薄型のコンピューター

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「学校施設・サービスの充実」に対する満足度 (5点満点中)	3.2点	3.3点
2	学校施設等の大規模改修・長寿命化対策	40%	60%



小学校高学年の英語授業を指導するALT



算数の授業ではタブレットを活用



従来の板書に加えてTVモニターを使った授業

I	基本理念
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II	基本計画
基本理念の体系	
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III	資料編
1	
2	

小学校に関する基本計画

児童の「笑顔」「元気」「学び」を育む小学校があるまち
【(1)大河原小学校】【(2)大河原南小学校】【(3)金ヶ瀬小学校】

★政策の基本方針

平等に教育を受けられ、豊かな心と生きる力を育む志教育を推進するとともに、計画的に学校施設を改修することで児童が安心して学校生活を送れる環境をつくります。

★関連計画や法律・条例等

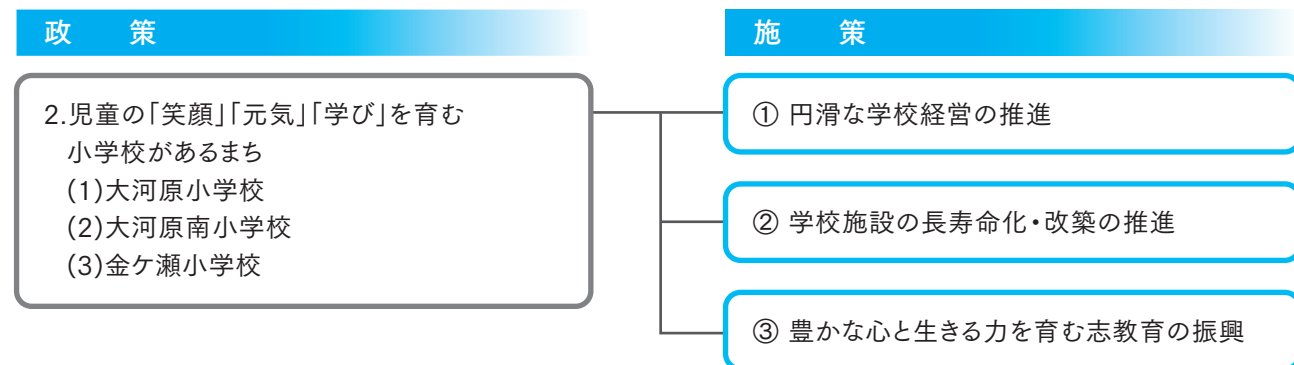
- 教育基本法 ○学校教育法
- 大河原町教育振興基本計画
- 大河原町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例

★現状と課題

- 小学校の運営については、教職員の適切な指導による学級運営がなされている半面、家庭的な課題を抱えた児童や学校生活・授業に適応しにくい児童の増加、教職員の多忙化など、教育現場の課題もあり、学校全体として対応していく必要があります。
- 小学校の施設(校舎等)については、全ての学校で耐震化補強が終了していますが、建築から40年を経過し、大規模改修や長寿命化対策を講じなければならない校舎や体育館があります。児童数の減少を踏まえながら、今後の整備計画と長期にわたる学校の在り方の検討を進める必要があります。

- 2020年度(〇〇2年度)に学習指導要領が改訂となり、道徳の教科化や外国語教育の高度化、教科を横断したICT教育が重視されています。
- 児童の学力は、全国・県内でも上位となっています。今後も、基礎・基本となる知識や技能の確実な定着と活用する力の向上のため、教職員の資質向上や小中学校間での連携が求められています。
- 地域の高齢者などによる学習支援ボランティアや通学時の見守り活動が行われています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 円滑な学校経営の推進

- 教職員、教員補助者等の増員により児童とのふれあう時間を増やし、学習面、生活面の指導の充実を図ります。また、教職員の働き方改革を進めます。
- おおがわら子どもの心のケアハウス、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用と連携を促進し、相談活動の充実と安心して学習できる環境づくりに努めます。

主な事務事業

- ・学校運営事業
- ・児童健康診断事業
- ・学校業務員事業
- ・給食配膳業務委託事業

② 学校施設の長寿命化・改築の推進

- 少子化への対応及び長期にわたる学校施設の在り方を検討し、各建物の老朽度、耐力度の状況を踏まえ、改修計画の優先順位を考慮しながら、より良い教育環境づくりを進めます。

主な事務事業

- ・学校施設維持管理事業
- ・校舎改修事業
- ・プール改修事業

③ 豊かな心と生きる力を育む志教育の振興

- 子どもたちに夢や志を抱かせ、児童の心の安定や自己有用感、自己肯定感をもたせ、学力向上はもとより、人間としての成長、発達をめざす「志教育」を推進します。
- 命を大切に教育の一環として、各校における防災訓練や小中学校合同で行われる登校時避難訓練等を実施し、日ごろからの安全確保と自助・共助意識の育成を図ります。
- 教員補助員を配置し、特別な支援を要する児童へのきめ細やかな支援を行い、「共に学ぶ」教育を推進します。

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との乖離をプラスにする(国語、算数の乖離平均)	4.8	全国平均以上
2	町内小学校図書貸し出し数の増加	58,491冊	70,000冊

- 学校や家庭での読書活動の推進を図り、想像力や思考力、読解力等を育む読書教育をさらに向上させます。
- 町の学力向上策「3本の矢」による基礎学力の定着を推進します。

1. 幸せを呼ぶ「志教育」
 - ・暗唱読本「寿限無」、おおがわらの先人集「志を未来に繋ぐ」、社会科副読本「わたしたちの大河原」の活用による志教育
 - ・「自力でやり抜く力」の育成
 - ・「明日青のつどい」の工夫による自己肯定感を高める取り組み
2. 分析し対策を立てる標準学力テスト
「R-PDCA(学力向上)」検証改善サイクルの活用
3. 定着・発展させるデータベース活用

- ・ICT活用「MIYAGI Style」の推進
- ・家庭学習の手引き(家庭学習時間の確保)
- 急速に発展する国際化・情報化社会に対応できる人材を育成するため、ALT※の配置による外国語教育の充実や、タブレットPC配置等によるICT教育の充実に向けた学習環境整備を促進し、広い視野とより高い知識・技能と豊かな心を持った人材の育成を図ります。
- 地域の高齢者などの専門的な知識を活用するため、学習支援ボランティアの育成と充実を行います。また、PTAや地域と協力して通学時の見守り活動の充実を図ります。

主な事務事業

- ・教育振興事業
- ・就学援助事業
- ・特別支援教育就学奨励事業
- ・図書整備事業
- ・情報教育推進事業

※ALT(Assistant Language Teacher):日本の学校で外国語授業を補助する助手

中学校に関する基本計画

生徒の「笑顔」「元気」「学び」を育む中学校があるまち
【(4)大河原中学校】【(5)金ヶ瀬中学校】

★政策の基本方針

平等に教育を受けられ、豊かな心と生きる力を育む志教育を推進するとともに、計画的に学校施設を改修し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備します。

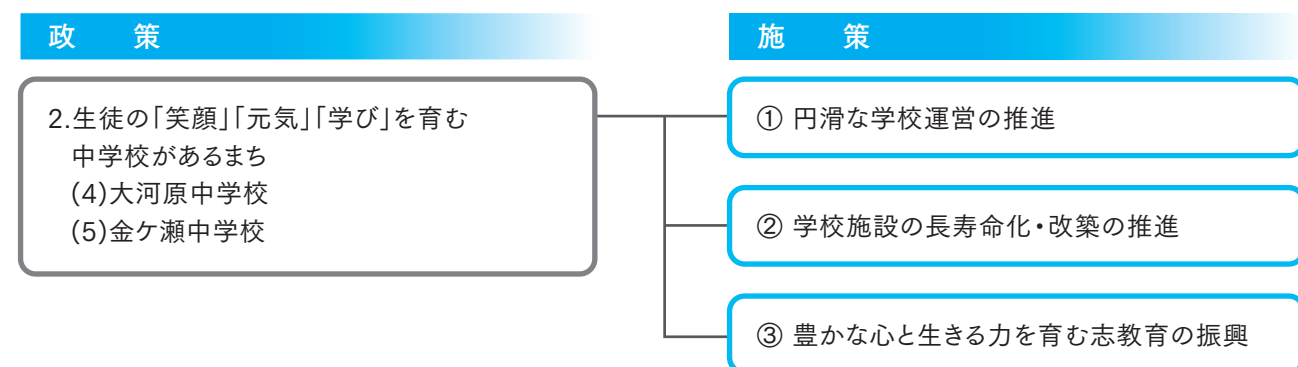
★関連計画や法律・条例等

- 教育基本法 ○学校教育法
- 大河原町教育振興基本計画
- 大河原町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例

★現状と課題

- 中学校の運営については、教職員の適切な指導による良好な学級運営がなされている半面、家庭的な課題を抱えた生徒や学校生活・授業に適応しにくい生徒の増加、教職員の多忙化やそれに伴う生徒とふれあう時間の減少など、教育現場の課題もあり、学校全体として対応していく必要があります。
- 中学校の施設(校舎等)は、すでに全ての学校で耐震化補強が終了していますが、建築から40年を経過し、大規模改修や長寿命化対策を講じなければならない校舎や体育館があります。生徒数の減少と併せ、今後の整備計画と長期にわたる学校の在り方を今後は検討する必要があります。
- 職場体験や立志式、地域防災訓練などを通じて、夢や志を抱かせるとともに、進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を身に付け、自立していくことができるようにする志教育・キャリア教育の推進が求められています。
- 中学校は2021年度(〇〇3年度)に学習指導要領が改訂となり、道徳の教科化や教科を横断したICT教育が重視されています。
- 生徒の学力は、徐々に向上していますが、中1ギャップ等による学力低下が課題となっています。今後も、基礎・基本となる知識や技能の確実な定着と活用する力の向上のため、教職員の資質向上や小中学校間での連携が求められています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 円滑な学校運営の推進

- 教職員、教員補助者等の増員により生徒とのふれあう時間を増やし、学習面、生活面の指導の充実を図ります。また、教職員の働き方改革を進めます。
- おおがわら子どもの心のケアハウス、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用と連携を促進し、相談活動の充実と安心して学習できる環境づくりに努めます。

主な事務事業

- ・学校運営事業
- ・生徒健康診断事業
- ・中体連関係事業
- ・学校業務員事業

② 学校施設の長寿命化・改築の推進

- 少子化への対応及び長期にわたる学校の在り方を検討し、各建物の老朽度、耐力度の状況を踏まえ、改修計画の優先順位を考慮しながら、より良い学校環境づくりを進めていきます。
- 特に、大河原中学校体育館は、築50年以上経過していることから、給食センターの新築移転後に、建て替え計画を進めます。

主な事務事業

- ・学校施設維持管理事業
- ・体育館改修事業
- ・グラウンド改修事業

③ 豊かな心と生きる力を育む志教育の振興

- 子供たちに夢や志を抱かせ、生徒の心の安定や自己有用感、自己肯定感をもたせ、学力向上はもとより、人間としての成長、発達をめざす、「志教育」を推進します。
- 立志式、先輩に学ぶ会などの実施を通して夢や志を育成します。
- 学校や家庭での読書活動の推進を図り、想像力や思考力、読解力等を育む読書教育を向上させます。
- 町の学力向上策「3本の矢」による基礎学力の定着を推進します。
 1. 幸せを呼ぶ「志教育」
 2. 分析し対策を立てる標準学力テスト
 3. 定着・発展させるデータベース活用
- 急速に発展する国際化・情報化社会に対応できる人材を育成するため、ALTの配置による外国語教育の充実や、ICT教育充実としてタブレットPC配置等の学習環境整備を促進し、広い視野とより高い知識・技能と豊かな心を持った人材の育成を図ります。
- 授業や教員の負担も考慮した適切な課外活動(部活動等)を推進します。成績優秀者については、十分な顕彰等とともに、全国大会出場等の支援を行います。

主な事務事業

- ・教育振興事業
- ・就学援助事業
- ・特別支援教育就学奨励事業
- ・図書整備事業
- ・情報教育推進事業
- ・スクールカウンセラー事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との乖離をプラスにする(国語、数学の乖離平均)	-4.8	全国平均以上
2	町内中学校の不登校者出現率の縮減	4.1%	3%以下

(1) 学校給食センターに関する基本計画

安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食があるまち

★政策の基本方針

新たな学校給食センターを整備し、安全で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、徹底した衛生管理と給食施設・設備の適正な維持管理を図ります。

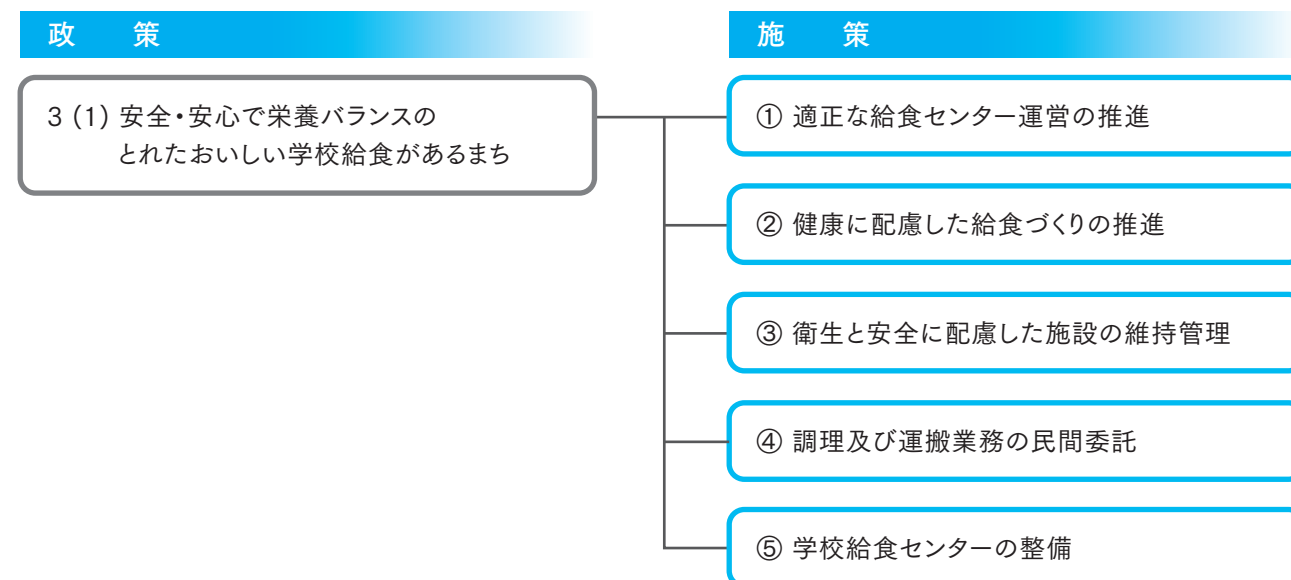
★関連計画や法律・条例等

- 学校給食法
- 学校給食法施行規則
- 大河原町学校給食センター運営に関する規則

★現状と課題

- 町内の小学校3校、中学校2校に1日約2,250人分の給食を提供しています。
- 給食費の収納については、各小中学校と給食センターが密に連絡を取りながら、臨戸徴収などを行い収納率の向上に努めています。
- 地元農家との連携を図りながら地産地消の推進を図り、地場野菜等の利用に努めています。
- 文部科学省の学校給食基準に沿いながら、安全で栄養バランスのとれた給食を提供しています。
- 調理業務及び運搬業務について、安全・安心で安定的に供給されるよう業務委託を行い、効果的な運営を行っています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 適正な給食センター運営の推進

- 学校給食運営審議会に、施設運営等の相談を行ないながら、適正な運営を推進します。

主な事務事業

- ・学校給食運営審議会事業

② 健康に配慮した給食づくりの推進

- 地産地消の推進とアレルギー対策の徹底を図り、安全でおいしい、栄養バランスのとれた「大河原産」給食により、児童生徒の健全な心身の維持と良好な食習慣の形成に努めます。
- 栄養教諭による学校訪問指導の充実により食育の推進、生活習慣の改善を図ります。

主な事務事業

- ・給食費収納事業
- ・給食材料購入事業
- ・厨房機器整備事業
- ・学校給食配送事業
- ・給食センター運営事業

③ 衛生と安全に配慮した施設の維持管理

- 安全な給食を提供するため、徹底した衛生管理と給食施設・設備の適正な維持管理を行います。なお、新しい給食センターでは、施設及び器材管理についても、民間への一括委託となります。

主な事務事業

- ・ボイラー管理事業
- ・施設維持管理事業
- ・施設衛生管理事業

④ 調理及び運搬業務の民間委託

- 調理業務及び運搬業務の民間委託を行い、円滑で効率的な給食事業を行います。なお、新しい給食センターでは、上記のほか、施設整備及び維持管理等も含み、民間への一括委託となります。

主な事務事業

- ・調理及び運搬業務の民間委託事業

⑤ 学校給食センターの整備

- 安全・安心な給食を提供するため、新たな学校給食センターを整備します。
- 調理作業の見学コーナーを設けることで、栄養教諭による給食指導と連携した食育の充実を図ります。

主な事務事業

- ・学校給食センター整備事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「学校施設・サービスの充実」に対する満足度(5点満点中)	3.2点	3.3点
2	食品品目数ベースでの地場野菜等利用割合(%)	23.7%	26.0%
3	給食残食量の縮減	約120kg/1日	約96kg/1日

第4項
＜政策＞

(1)生涯学習・(2)中央公民館に関する基本計画
共に生きる力を育む生涯学習環境をつくるまち

★政策の基本方針

中央公民館を拠点として、住民がつどい、共に学べる環境をつくるとともに、幅広い世代のニーズに合った事業を展開し、誰もが学び続けられる環境をつくりま

★関連計画や法律・条例等

- 教育基本法
- 社会教育法
- 大河原町教育振興基本計画
- 大河原町公民館条例
- 大河原町公民館管理規則

★現状と課題

【(1)生涯学習】

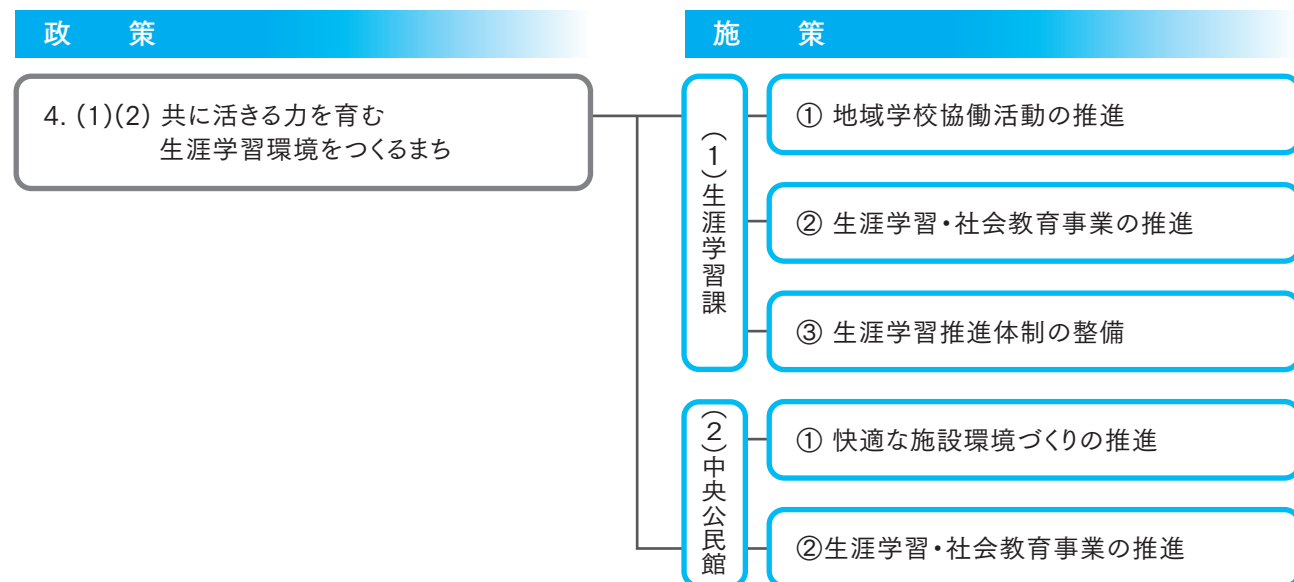
- 近年の家庭環境の変化や地域コミュニティの希薄化などにより、家庭と地域の教育力の低下が課題となっています。
- 子どもたちの教育の一貫性を確立するため、小学校入学前の未就学児とその保護者に対するサポートの拡充が必要となっています。
- 高齢化の進展により、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの機会の提供がより一層求められます。

○未就学児から高齢者まで生涯にわたり学ぶことができる環境の構築が求められています。

【(2)中央公民館】

- 社会教育関係団体については、年々会員が減少し、活動も縮小傾向にあるため、後継者の育成に力を入れていく必要があります。
- 平成30年秋頃に中央公民館に生涯学習課が移ることと、社会教育事業の一体的な展開が期待されます。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

【(1)生涯学習課】

① 地域学校協働活動の推進

○地域・学校・家庭が協働し、地域全体で子どもを支えていく地域学校協働活動を推進します。また、町内すべての小中学校のコミュニティ・スクール[※]も視野に入れながら地域と学校の連携を図ります。

主な事務事業

- ・地域学校協働事業
- ・生涯学習支援協力者登録活用事業（学校教育支援事業）
- ・家庭教育支援事業
- ・放課後子ども教室事業

② 生涯学習・社会教育事業の推進

○幅広い世代のニーズに合った事業を展開し、生涯にわたり学び続けられる環境をつくりま

主な事務事業

- ・社会教育事業
- ・昆虫展開催事業
- ・青少年問題協議会事業

③ 生涯学習推進体制の整備

- 生涯学習推進のための体制を整備するとともに、社会教育委員会制度の充実と社会教育指導員の設置を推進します。
- 町民の文化活動を推進するため、文化協会の活動に対して支援を行います。

主な事務事業

- ・社会教育委員事業
- ・社会教育指導員事業
- ・仙南広域負担金(教育費)
- ・大河原町文化協会活動支援事業

【(2)中央公民館】

① 快適な施設環境づくりの推進

- 社会教育の拠点施設とし、誰もがいつでも生涯にわたり楽しく学ぶことができる環境をつくりま
- 適切な維持管理を行い、快適な学習環境をつくりま
- 平成30年10月からにぎわい交流施設としてリニューアルするため、中央公民館とにぎわいプラザが相互に連携した管理運営をすることにより、人々が集いあうにぎわいの空間をつくりま

主な事務事業

- ・中央公民館管理運営事業
- ・施設等改修事業

② 生涯学習・社会教育事業の推進

- 生涯学習課が中央公民館に移転したことで、地域課題に沿った事業や講座を公民館事業と一体的に展開し、住民のいきがいがづくりを推進しま

主な事務事業

- ・中央公民館生涯学習事業
- ・文化的資源活用事業
- ・芸術文化発表機会支援事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点
2	中央公民館の利用者数	30,435人	33,500人
3	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)体制の確立	—	5カ所

※コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置し、学校と保護者・地域が協働して「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

I 基本情報
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

II 基本計画
基本計画の概要
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

III 資料編
1
2

(3)金ケ瀬公民館に関する基本計画

地域の人たちが主体的に学びつどう環境があるまち

★政策の基本方針

金ケ瀬地区の地域づくりの拠点施設として、地域ニーズに合った事業を展開するとともに、地域住民が主体的に施設運営を行う検討を行います。

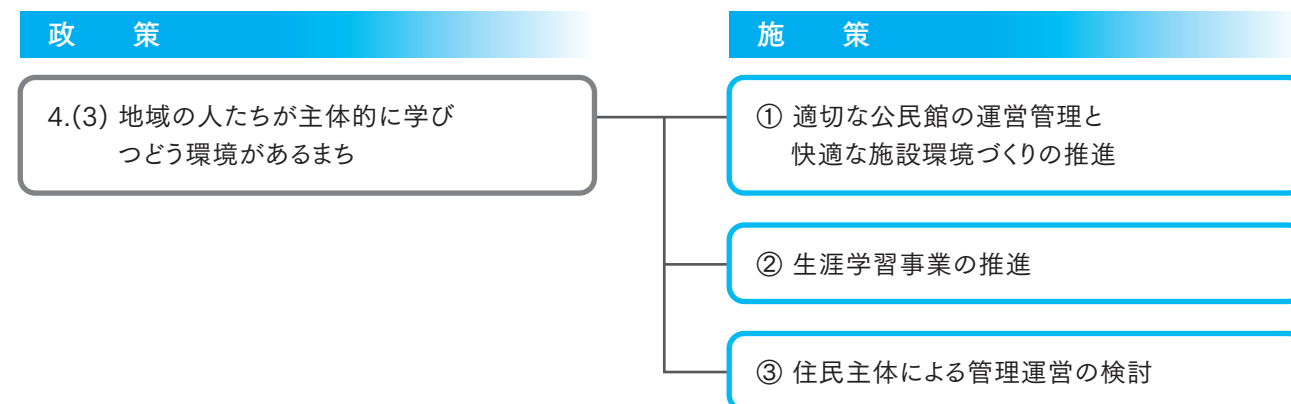
★関連計画や法律・条例等

- 大河原町公民館条例
- 大河原町公民館管理規則
- 大河原町金ケ瀬公民館図書室管理運営要綱

★現状と課題

- 平成29年度の利用件数は567件、利用者数は10,581人で減少傾向にあります。
- 平成29年度の事業は、青少年教育3事業、成人教育9事業を開催したほか、ボランティア講師による講座も3講座を開催しました。
- 地域に密着した活動として、ゲートボール、家庭バレーボール及びペタンク*などの体育大会を開催しています。
- 金ケ瀬公民館は、金ケ瀬地区の住民使用がほとんどで、地域に密着した事業が多くなっています。
- 昭和61年7月の建築から30年が経過し、施設の大規模な改修工事が必要になっています。

★政策・施策の展開



*ペタンク：ペタンクは南フランスで生まれたスポーツ。目標球(ビュット)に金属製のボールを投げ合って、相手のボールより近づけることで得点を競うというゲーム

★施策の方向性と主な事務事業

① 適切な公民館の運営管理と快適な施設環境づくりの推進

- 適切な運営管理を行い利用者が使いやすい公民館の運営を推進します。
- 公民館の施設改修、備品の充実等に努め、快適な施設環境づくりを推進します。

主な事務事業

- ・金ケ瀬公民館管理運営事業
- ・金ケ瀬公民館維持管理事業
- ・金ケ瀬公民館改修事業

② 生涯学習事業の推進

- 幼児から高齢者まで町民全ての学習機会の充実及び公民館を利用した地域住民活動を支援します。
- 駅前図書館とオンラインでつなぎ、必要な図書を相互に貸し出し・返却を行います。

主な事務事業

- ・金ケ瀬公民館生涯学習事業
- ・金ケ瀬公民館図書室運営事業
- ・ボランティア講師による学習活動支援事業

③ 住民主体による管理運営の検討

- 金ケ瀬地区の地域づくりの拠点施設として、住民による施設運営を検討します。

主な事務事業

- ・住民主体による施設管理事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点
2	金ケ瀬公民館の利用者数	10,581人	10,600人



金ケ瀬公民館



町民文化祭は気軽な展示・発表の場

(4) 駅前図書館に関する基本計画 住民が学び続ける図書館があるまち

★政策の基本方針

誰もが何度も足を運びたいような図書館運営を推進し、住民がつどい学び合う環境づくりを目指します。

★関連計画や法律・条例等

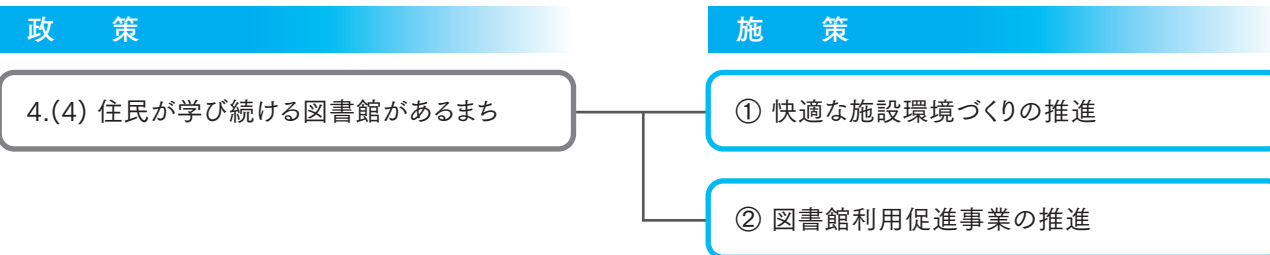
- 図書館法
- 著作権法
- 大河原町駅前図書館管理規則

★現状と課題

- 平成29年度の貸出人数は、21,831人で減少傾向にあるため、再整備した「絵本と学びのへや」の活用促進が求められています。
- 図書や図書館に関する情報を発信し、子どもの読書活動推進と図書館利用を進めています。今後は、より幅広い年齢層に利用してもらえるような図書館づくりが必要となります。

- 絵本の読み聞かせボランティア及び点訳ボランティア、朗読ボランティアの協力により、幼児や視聴覚障がい者が利用しやすい環境を整えています。
- 絵本と学びのへやの「絵本ふれあいエリア」「学習エリア」が効果的に活用できる環境の向上が求められています。
- 「絵本と学びのへや」に設置した放送大学ブースを活用し、より高度な学びの機会を提供しています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 快適な施設環境づくりの推進

- 親切・丁寧な窓口対応をはじめ、書籍等が探しやすい、利用者が気軽に利用したくなる環境づくりを推進します。
- 絵本と学びのへやを家庭教育支援の拠点とし、交流を促進するための場づくりを促進します。

主な事務事業

- ・駅前図書館運営管理事業
- ・駅前図書館施設維持管理事業

② 図書館利用促進事業の推進

- 絵本のお話し会、星空さんぽ及び除籍本のリサイクル等のイベントを実施し、魅力的な図書館づくりを進めます。
- 幅広い年齢層を対象とした情報発信と事業を展開し、読書のきっかけづくりと図書への関心を深めます。
- 放送大学ブースの利活用を促進し、一般成人に対しても多様で高度な学びの環境を提供します。

主な事務事業

- ・駅前図書館利用推進事業
- ・駅前図書館資料整備事業
- ・駅前図書館ボランティア活動事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「公民館・図書館の充実」に対する満足度(5点満点中)	3.1点	3.2点
2	貸出資料数(図書)	64,624点	75,000点
3	「駅前図書館」主催事業参加者数	307人	500人
4	「絵本と学びのへや」年間来館者数	5,131人	15,000人



“絵本と学びのへや”は子どもの成長をお手伝い

(1)芸術文化・文化財に関する基本計画

身近な芸術と歴史に親しみ、新たな文化を創造するまち

★政策の基本方針

歴史や文化資源を保護・活用することにより、多様な芸術文化を身近に親しめる環境づくりを推進します。

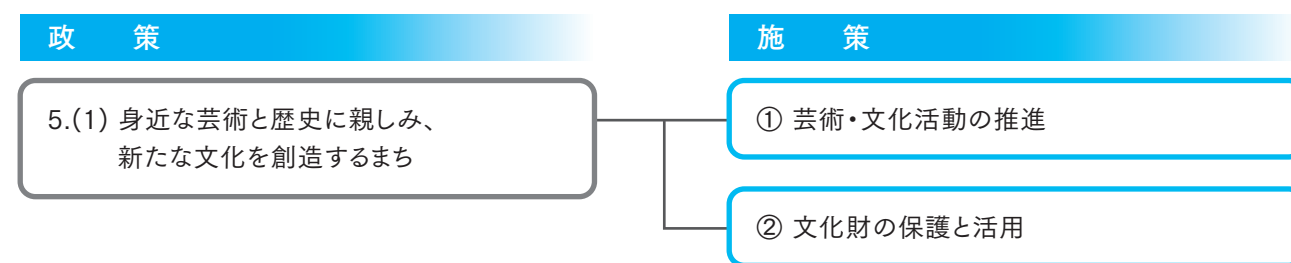
★関連計画や法律・条例等

- 文化財保護法
- 大河原町文化財保護条例

★現状と課題

- 仙南芸術文化センター(えずこホール)は、平成8年に宮城県により、仙南地域の芸術文化のために建設されました。その後、管理運営及び施設(本体)が移譲され、現在は仙南広域行政事務組合で管理運営を行っています。
- 現在えずこホールの維持管理、運営に関する負担は、大河原町(負担率67%)、柴田町、村田町の3町で行っています。
- 施設の老朽化が進み、経常的な維持管理費用が増加するとともに、舞台等の大規模な改修が必要となっています。
- えずこホールは、本格的な芸術文化に触れる施設として多くの利用がありますが、一部の町民に限られている状況にあります。
- えずこホールでは、ホールを利用した鑑賞事業のほか、地域の住民によるワークショップ*事業や小中学校と連携したアウトリーチ*事業などに力を入れており、その独自の取り組みは高い評価を受けています。
- 国又は町の指定している無形文化財と有形文化財及び埋蔵文化財の保護に努めています。
- 史跡などの説明看板や標柱の設置、文化財講演会、文化財めぐりなどを行うことで文化財の普及に努めています。
- 民俗資料収蔵室は、数多くの民俗品が収蔵されていますが、施設と収蔵品は経年による劣化が進み、今後活用するうえでも保存方法などを検討する必要があります。

★政策・施策の展開



*ワークショップ:参加体験型グループ学習
*アウトリーチ:地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなど

★施策の方向性と主な事務事業

① 芸術・文化活動の推進

- 学校教育や公民館事業等との連携と役割分担を踏まえ、芸術文化活動の拠点としてえずこホールの活用を促進します。
- えずこホールでは、地域に根差した参加・体験型事業を継続しながら、町民誰もが気軽に芸術文化に親しめるよう、幅広い鑑賞事業も充実するよう要請します。
- えずこホールの運営及び大規模改修等にかかる財政負担については、事業内容や利用者の状況等に応じ、広域に広く負担を求めることを検討するとともに、ホールの自主的な財源の拡大等を求めていきます。

主な事務事業

- ・圏域文化振興事業
- ・巡回小劇場事業

② 文化財の保護と活用

- 町の文化財の研修会、展示会を企画し、文化財保護の意識高揚を図りながら、史跡等の適正な管理を行い、文化財の保護と活用を推進します。
- 民俗資料収蔵室と収蔵品の適切な維持管理と保存に努めながら、収蔵品の常時展示等を検討するなど、文化財の保護と活用を推進します。

主な事務事業

- ・文化財保護事業
- ・馬取山史跡公園管理事業
- ・民俗資料収蔵室管理事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「文化・芸術」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	えずこホールの来館者数	27,400人	28,800人



仙南の芸術文化活動の拠点「えずこホール」



国の登録有形文化財・佐藤家邸

第6項
＜政策＞

(1)スポーツに関する基本計画
ライフステージに応じたスポーツを生涯楽しめるまち

★政策の基本方針

総合体育館を中心とした体育施設の維持管理と指導者や団体の育成を図り、スポーツを生涯楽しめる環境をつくります。

★関連計画や法律・条例等

- スポーツ基本法
- 社会教育法
- 宮城県教育振興基本計画
- 大河原町教育振興基本計画

★現状と課題

- 平成29年度の総合体育館の年間利用者数は87,140人、東部グラウンド、東部屋内運動場は14,074人でした。
- 住民の健康志向と体力づくりへの意欲の高まりにより、健康づくりや体力づくりの指導者養成やイベントの開催が求められています。
- 総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ関係団体、住民を対象とした勉強会を開催し、クラブについての認識、理解を進めてきました。
- 総合体育館、多目的グラウンド、テニスコートは、指定管理者制度の導入により、町内NPO法人に委託し、効率的な施設運営が行われています。また、各種スポーツ教室・大会の運営等、様々な事業が展開されています。
- 総合体育館を中心に施設の老朽化が進んでおり、改修・修繕の必要性が高まっています。

★政策・施策の展開

政 策

6.(1) ライフステージに応じたスポーツを生涯楽しめるまち

施 策

- ① 生涯スポーツの振興
- ② 体育施設の効率的な維持管理と学校体育施設の開放と活用

★施策の方向性と主な事務事業

① 生涯スポーツの振興

- スポーツ推進委員など指導者の養成を図り、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めます。
- 小学生を対象としたスポーツ大会を実施するとともに、スポーツ団体が行う教室・大会への支援を行います。
- 総合型地域スポーツクラブについては、本町の現状に合ったクラブの在り方を検討します。

主な事務事業

- ・スポーツ推進事業
- ・各種スポーツ振興事業
- ・行政区等スポーツレクリエーション事業
- ・総合型地域スポーツクラブ事業

② 体育施設の効率的な維持管理と学校体育施設の開放と活用

- 指定管理制度を継続し、適切な施設運営を行いながら、総合体育館等体育施設の適正な維持と計画的な改修を行います。
- 学校体育施設の活用を推進し、自主的なクラブ活動を支援します。

主な事務事業

- ・体育館及び校庭の開放事業
- ・体育施設維持管理・運営事業
- ・体育施設運営委託事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「スポーツの振興」に対する満足度(5点満点中)	3.3点	3.4点
2	体育施設(総合体育館及び東部運動場)の利用者数合計(年間)	95,214人	120,000人



生涯スポーツ時代を切り開く“総合体育館はねっこアリーナ”

I 基本情報

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本計画の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

第6章 行政・組織経営

まちを未来へとつなぐ、きりっと丁寧な仕事をする役場があるまち

第1項 (1)窓口サービスに関する基本計画 ＜政策＞ 来庁者に優しく、便利なサービス窓口があるまち

★政策の基本方針

住民の視点に立ち、様々なニーズに対応できる窓口サービスの提供に努めます。
ICTの活用やわかりやすい窓口の配置、庁舎案内、丁寧な接客等、利用者に優しいサービス窓口づくりを進めます。

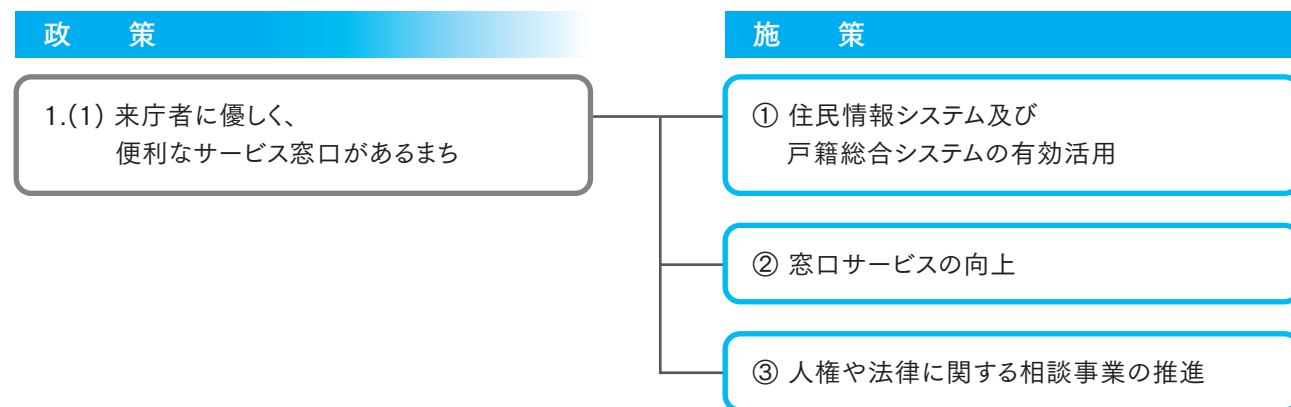
★関連計画や法律・条例等

- 戸籍法
- 住民基本台帳法
- 大河原町印鑑の登録及び証明に関する条例
- 住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要綱ほか

★現状と課題

- 住民情報システムや戸籍総合システムの運用により、窓口業務の迅速な処理を図っています。
- 住民生活の多様化に対応するため、金ヶ瀬出張所での証明書発行等のほか、毎週水曜日の延長窓口や年度末・年度初めの休日窓口開庁を実施しています。
- マイナンバー制度に基づく情報連携により、各種手続きの際に税の証明等の提出が不要となり、利便性は向上しましたが、カード交付などの事務が増加し、手続きが煩雑化、複雑化しています。また、今後も関連システムへの対応が必要になっています。
- 住民サービス、窓口サービスの向上のため、平成30年4月に課の再編を実施しました。今後は、窓口のローカウンター増設や相談窓口の環境整備等が求められています。
- 住民サービスの一環として、人権相談及び無料法律相談を実施しています。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 住民情報システム及び

戸籍総合システムの有効活用

- システムの適切な運用と活用により、窓口業務の迅速での確な処理を目指します。
- 災害等に対応できる情報のバックアップ体制を充実し、速やかな窓口業務の復旧を図ります。

主な事務事業

- ・住民基本台帳事業
- ・戸籍事務事業

② 窓口サービスの向上

- 窓口サービスの向上と効率的なワンストップサービス実現のため、ICTの活用を図るとともに、将来のAIの導入についても検討します。
- 町民のための役場であることを常に意識し、来庁者の立場に立った、親切で優しい窓口対応を心がけます。

主な事務事業

- ・窓口サービス向上事業
- ・窓口環境整備事業(庁舎管理事業に含む)

③ 人権や法律に関する相談事業の推進

主な事務事業

- ・無料法律相談事業
- ・人権擁護事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「親切で親しまれる窓口サービスの推進」に対する満足度(5点満点中)	3.6点	3.7点



(1)財政経営に関する基本計画

健全で将来を見据えた経営感覚にあふれるまち

★政策の基本方針

少子高齢化社会や公共施設の更新等、行政経費が増大することが見込まれることから、各種計画と連動した財政計画により、自主性・自立性のある健全な財政経営に努めます。

税務行政においては、税に対する理解を求めながら、公正で適正な課税と、公平で納税者に便利な納税と徴収に努めます。

町の財産管理については、将来の社会状況を見据えながら、適切な管理と施設の更新を計画的に進めます。

★関連計画や法律・条例等

- 大河原町財務規則
- 大河原町財政調整基金条例ほか基金条例
- 大河原町財政事情の作成及び公表に関する条例
- 大河原町町税条例・大河原町都市計画税条例
- 大河原町公共施設等総合管理計画
- 地方税法
- 地方公共団体の健全化に関する法律

★現状と課題

【財政・会計】

- 本町の平成29年度末の予算規模は約84億2,100万円、起債残高約60億7,400万円、基金残高約24億1,000万円となっています。
- 少子高齢化社会の進行に伴う人口減少や国の財政債務の増大により、町税収入や地方交付税などの国からの交付金は減少していくことが予想されます。
- 町の公共施設は、一斉に更新の時期を迎えており、計画的で適切な対応が求められています。
- 公共施設等管理総合計画に基づいた施設等の整備を図るため、公共施設等整備基金を平成29年に設置しました。
- ふるさと納税は、平成29年度実績で201件、約800万円の実績となっています。
- 会計課では、正確な出納管理と的確な資金運用等を図っています。

【税務】

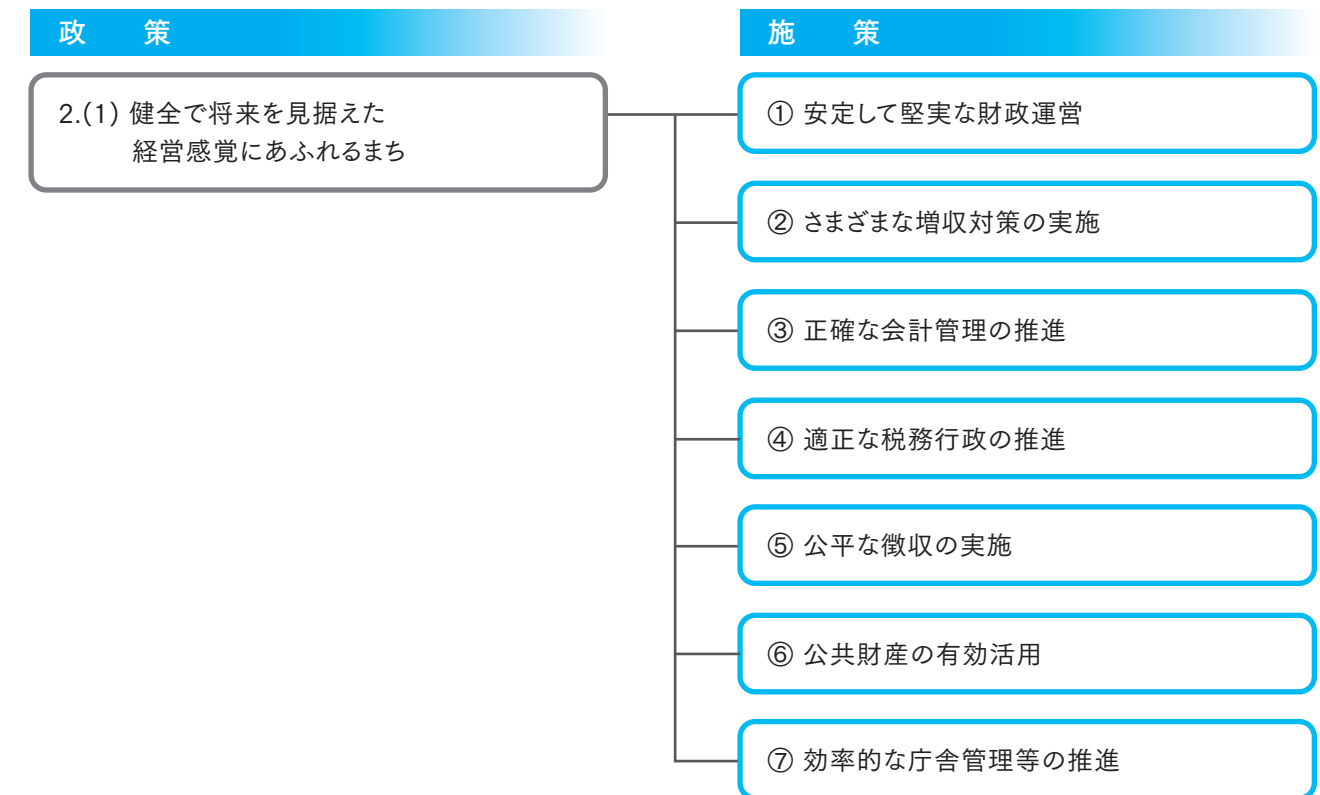
- 住民税では、税務署と連携し電子申告による利便性の向上等に努め、納税者の理解と意識の向上を図っています。
- マイナンバー制度に基づく各種業務や、複雑化する税制度等に対応する必要があります。

- 固定資産税では、震災後増加した新築家屋数が現在も同程度で推移しており、事務量の増加した状況が続いています。
- 未登記資産や相続における納税義務者の困難事例等への対策を早期に検討していく必要があります。
- 徴収においては、収納窓口の設置、コンビニ納付及びクレジットカード代理納付の実施により、住民の利便性向上を図っています。
- 滞納債権については、仙南地域広域行政事務組合及び宮城県地方税滞納整理機構と連携しながら、滞納額の縮減に努めています。

【財産管理】

- 多くの公共施設が耐用年数を過ぎ、維持・管理費用も増えています。平成27年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、施設量の適正化、長寿命化、適切な施設配置と民間活力導入の検討等を行っていく必要があります。
- 町有地については、未利用地の売却や公共用地としての利用など検討が必要です。
- 役場庁舎については、太陽光発電設備の導入のほか、照明のLED化を継続しており、環境への配慮と経費節減を図っています。老朽化している設備機器の更新等、計画的な改修計画を立てる必要があります。

★政策・施策の展開



★施策の方向性と主な事務事業

① 安定して堅実な財政運営

- コスト意識を大切にした予算編成や財務書類の作成による指標化、そして適切な評価の実施等により、的確で堅実な財政運営に努めます。また、これらの情報公開により、広く住民に理解を得ながら、財政運営を行います。
- プライマリーバランスに留意しながら計画的で適切な地方債の借入と償還を実施するとともに、中長期的な財政計画を作成し、持続可能な財政運営を目指します。

主な事務事業

- ・財務会計システム管理事業
- ・財政計画等策定事業
- ・公会計システム活用事業
- ・地方債償還事業

② さまざまな増収対策の実施

- 地域に対する愛着や関心を深めることにもつながる「ふるさと納税」等の新たな増収施策に取り組みます。

③ 正確な会計管理の推進

- 正確な出納と的確な資金運用等を図ります。

④ 適正な税務行政の推進

- 公平で適正な課税に努めるとともに、税のしくみや改正などについて住民に情報提供し、啓発などにより租税に対する説明責任や理解向上を図ります。

主な事務事業

- ・住民税進行管理事業
- ・軽自動車税進行管理事業
- ・法人住民税進行管理事業
- ・固定資産税進行管理事業

⑤ 公平な徴収の実施

- 適正な徴収管理に努め、収納率の向上を図ります。
- 滞納案件については、公平な負担を求めため、実態調査や財産調査、適切な滞納整理を実施します。
- 収納窓口の充実とともに、コンビニ収納やクレジットカードによる代理納付を継続し、納税者の利便性と収納率の向上を目指します。

主な事務事業

- ・税業務一般管理事業
- ・収納関係進行管理事業
- ・納税組合等管理事業

⑥ 公共財産の有効活用

- 公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化対策を図るとともに、施設種別に応じた個別計画策定も進めます。
- 未利用地や定額で賃貸している土地について、有効な活用や処分を検討します。

主な事務事業

- ・公共施設等総合管理事業
- ・町有財産の管理事業
- ・土地等町有財産未利用地の有効活用事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	経常収支比率	88.4%(H28決算)	88.5%
2	実質公債費比率	0.7%(H27決算)	0.8%
3	将来負担比率	14.5%(H27決算)	14.6%
4	財政力指数	0.61	0.62
5	町税の収納率	95.3%	95.5%

⑦ 効率的な庁舎管理等の推進

- 照明のLED化や節約運動等を推進し、経費節減を図りながら、役場庁舎の老朽化については、計画的に優先順位を設けて施設の改修、設備の更新を行います。
- 平成30年4月の課の再編に引き続き、執務スペースの確保、窓口のローカウンター増設や相談室の増設等、住民サービスと窓口サービスの向上を目的とした、役場庁舎の環境整備を推進します。

主な事務事業

- ・役場庁舎維持管理事業
- ・公用車等維持管理事業
- ・公共施設LED化事業

第3項
＜政策＞

(1)行政組織に関する基本計画

時代の変化に対応できる役場組織を目指すまち

★政策の基本方針

多様化する住民ニーズに対応できる、組織及び業務の再編を進めるとともに、様々な研修機会を通じた職員育成を図り、信頼される組織づくり、職員(ひと)づくりを推進します。

★関連計画や法律・条例等

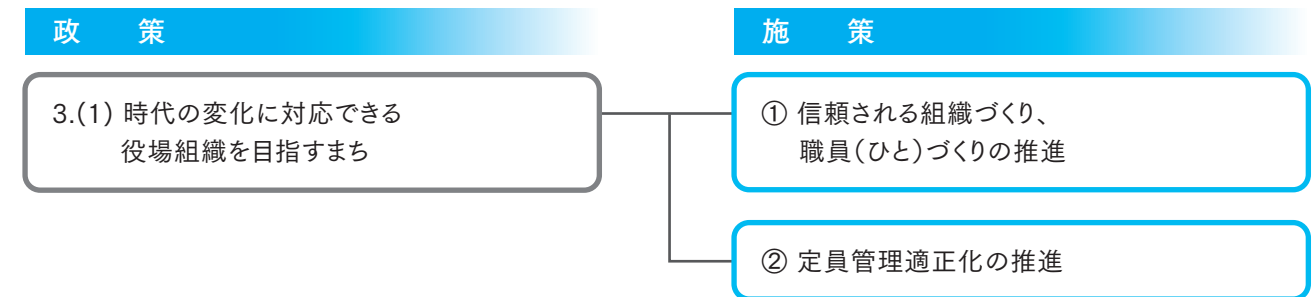
- 定員管理計画
- 職員育成計画
- 目標管理制度(人事評価制度)

★現状と課題

- 平成29年度末現在の職員数は185人となっています。職員数の抑制が続くなか、職員の年齢構成がアンバランスになっています。
- 保健師、保育士、土木建築技師等の専門職の確保が難しくなっています。
- 子育て支援や高齢者福祉の充実を目指して、平成30年4月に課の再編成を実施しました。今後は、窓口の改善とともに、他の課においても、社会変化に柔軟に対応できる、効果的な組織及び業務の再編が求められます。

- 現状の人事評価制度は、目標管理による職員の資質向上を目的としており、給与等への結び付けは行われていません。各担当者からのボトムアップ*を含めた目標設定に合わせ、上意下達型*のシステムとなっており、評価のばらつきや職員の自主性等について課題となっています。
- 職員研修として、地方公務員研修所における階層別研修や希望者による市町村アカデミーでの研修制度等があります。庁内における自主的な研修や職務に応じた専門的な研修への参加機会を増やしています。

★政策・施策の展開



*ボトムアップ: 下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく方式
*上意下達型: 上位・上層の命令や言葉を下位・下層へと伝えて、意思の疎通を図る方式

I 基本情報

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

II 基本計画

基本情報の概要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

III 資料編

1

2

★施策の方向性と主な事務事業

① 信頼される組織づくり、職員(ひと)づくりの推進

- 社会変化に柔軟に対応できる、効率的な組織づくりのため、組織フラット化の検討や業務の再編を進めます。
- 専門職や情報化・国際化などへ対応できる人材確保はもとより、住民との協働推進に向けた企画調整能力等の向上を目指した職員育成を推進します。
- 減少していく職員数(体制)を踏まえ、組織としての成果・業績を向上させることはもとより、職員の人材育成やモチベーション(動機付け)を高め、人事評価制度の改善と活用を推進します。
- 現在の職員研修体制の充実を図るとともに、民間企業や大学等の教育機関との連携と協力体制づくりを進め、職員が自発的に意識改革と能力開発に取り組める体制づくりを進めます。また、職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の徹底を図ります。

主な事務事業

- ・組織再編等検討事業
- ・人事評価事業
- ・職員研修事業

② 定員管理適正化の推進

- 第5次定員管理計画に基づき、再任用希望者との調整を図りながら、計画的な職員採用を実施します。また、専門職・技術職の安定的な人材確保を図ります。
- 民間事業者等のノウハウを活用することで住民サービスの向上が期待できるものについては、民間委託、指定管理制度の導入等を検討します。

主な事務事業

- ・定員管理事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度 (5点満点中)	3.1点	3.2点
2	指定管理者制度を活用した施設数	3	4

第4項 ＜政策＞

(1)行政経営と進行管理に関する基本計画 時代の変化に対応できる改革を進めるまち

★政策の基本方針

PDCAサイクルによる適切な評価と改善による計画の進行管理を徹底します。
安定したセキュリティ対策に基づくICT技術の活用により、職員の迅速で効率的な事務能力向上を図るなど、時代と社会の変化に合わせた行財政改革の見直しを進めます。

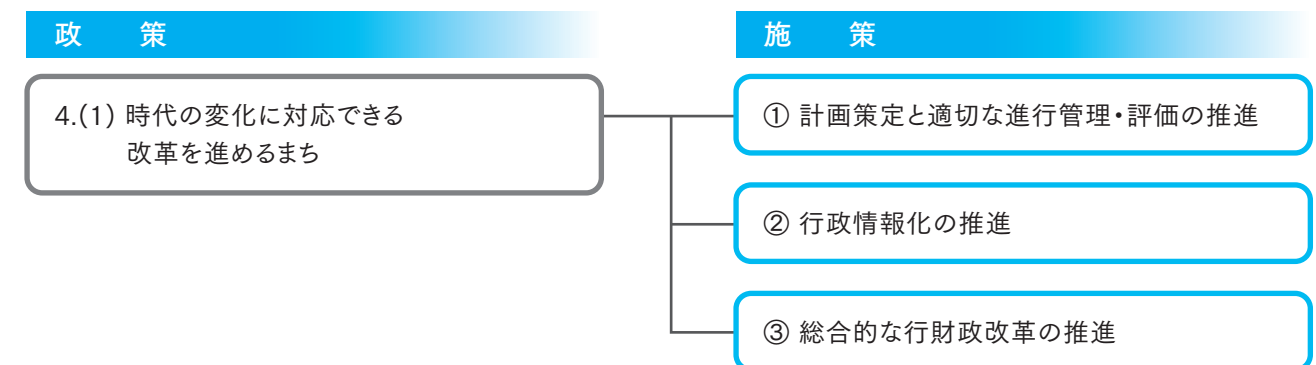
★関連計画や法律・条例等

- 新行財政改革大綱
- 政策企画会議実施要綱

★現状と課題

- 長期総合計画を頂点として、各種基本計画、実施計画等を策定し、事務事業を展開しています。施策や事務事業の展開において、PDCAサイクルのうち、チェック(評価)とアクション(改善)の段階が徹底されていない状況です。
- 予算要求時の簡易な「事務事業評価」、住民満足度調査による「施策・政策評価」、大規模事業評価委員会による「大規模事業の事前評価」を実施しています。
- 一般業務におけるICT環境においては、総合的なセキュリティ対策として、インターネットに仮想テーブルを設置し、外部からの侵入やウイルス対策を講じています。
- 平成26年度に新行財政改革大綱を策定し、毎年度進捗管理を行っています。
- 重要政策等の審議は政策企画会議及び庁議で審議し決定しています。

★政策・施策の展開



1	基本情報
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
II	基本計画
	基本情報の概要
第1章	
第2章	
第3章	
第4章	
第5章	
第6章	
III	資料編
1	
2	

★施策の方向性と主な事務事業

① 計画策定と適切な進行管理・評価の推進

○PDCAサイクルを遵守した、長期総合計画をはじめとする各種計画の進行管理を徹底します。また、事務事業の実施の各種手続きにおいて、PDCAサイクルが実施されるよう取り組みます。

○評価においては、「評価のための評価」や評価による通常業務の停滞等に十分に留意しながら、事務事業評価について強化を図ります。住民満足度調査及び大規模事業評価については、評価内容や必要性を踏まえながら、制度の改善、見直しを図ります。

主な事務事業

- ・総合計画の策定と進行管理事業
- ・行政評価推進事業
- ・大規模事業評価事業

② 行政情報化の推進

○現在導入しているICTシステム等を活用し、さらなる最適化を図ります。新しいシステムの導入については、必要性、費用対効果に配慮しつつ、着実な取り組みを行います。

○ICTの研修機会等を充実し、時代の状況変化に対応できる職員の能力育成と、情報リテラシー*の向上を図ります。

主な事務事業

- ・ICT機器管理事業
- ・セキュリティ対策事業
- ・総合行政ネットワーク事業

③ 総合的な行財政改革の推進

○新行財政改革大綱は、平成30年度が計画期間となっていることから、本長期総合計画の方針と時代変化に合わせて見直しを進めます。

○各課、各政策分野にわたる改善事業等を取りまとめ、総合的な行財政改革のしくみづくりを推進します。

主な事務事業

- ・行財政改革大綱事業

★政策・施策の目標指標

No.	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値(指標) (〇〇3年度)
1	「役場組織の行政改革の推進」に対する満足度 (5点満点中)	3.1点	3.2点
2	指定管理者制度を活用した施設数	3	4

※情報リテラシー:情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報のなかから必要なものを収集し分析活用するための知識や技能

第5項 <政策>

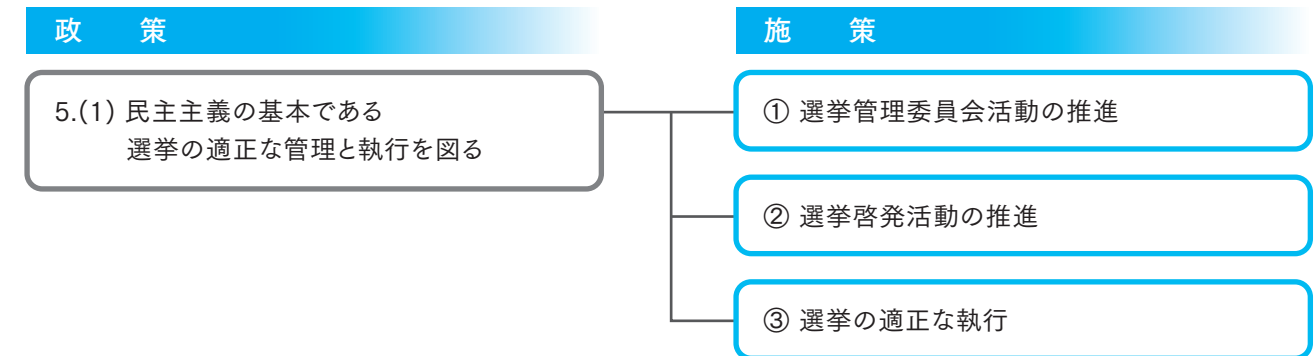
(1)選挙に関する基本計画

民主主義の基本である選挙の適正な管理と執行を図る

★政策の基本方針

適正な選挙の管理と執行を行い、1票の声を大切にします。

★政策・施策の展開



第6項 <政策>

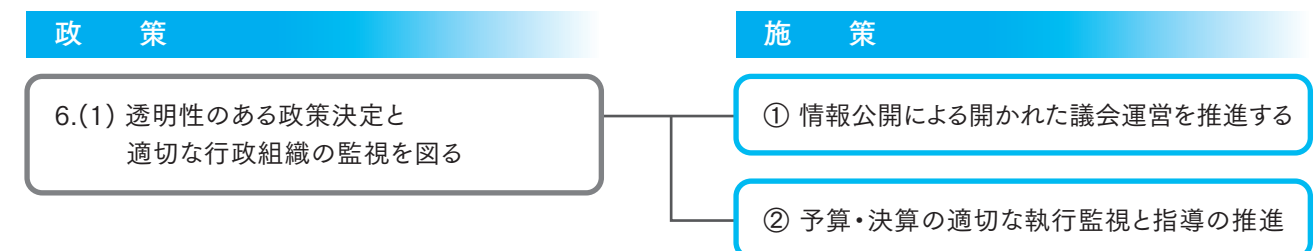
(1)議会に関する基本計画

透明性のある政策決定と適切な行政組織の監視を図る

★政策の基本方針

政策決定プロセスの透明性を確保し開かれた議会運営を推進します。

★政策・施策の展開



第7項 <政策>

(1)統計調査に関する基本計画

統計調査により町の情報を把握し、よりよい政策反映を図る

★政策の基本方針

町の現状をデータとして蓄積・分析し、政策形成に活かします。

★政策・施策の展開

